

世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」

遺産影響評価マニュアル

2021年3月

富士山世界文化遺産協議会

目次

1	はじめに	1
2	「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の価値とその属性	2
3	OUVの属性の保存管理	11
4	遺産影響評価と実施対象	12
5	遺産影響評価の手順と体制	18
6	遺産影響評価書の作成	20
7	世界遺産委員会への報告	22

<別紙>

- ・別紙1 顕著な普遍的価値の言明 (SOUV; Statement of Outstanding Universal Value の整理)
- ・別紙2 顕著な普遍的価値 (OUV) の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定
- ・別紙3 顕著な普遍的価値 (OUV) の属性、要素のグループ/要素ごとの保存管理 (方向性・方法・関係法令)
- ・別紙3-2 構成資産/構成要素及び緩衝地帯に適用される法令の許可等の概要
- ・別紙4 顕著な普遍的価値 (OUV) の属性、要素のグループ/要素ごとの遺産に対す変更の規模及びその影響
- ・別紙5 地図 (資産範囲・緩衝地帯・法規制図)
- ・別紙6 遺産影響評価実施フロー (過程順)
- ・別紙6-2 遺産影響評価実施フロー (主体別)

<様式>

- ・様式1 事業概要書
- ・様式2 チェックリスト
- ・様式3 一次影響評価書

<参考資料>

- ・レベル1の例

1 はじめに

- 世界遺産条約は、顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value、以下「OUV」という。）を有する文化遺産及び自然遺産を世界遺産一覧表に登録し、それらの適切な保護・保全・公開を行うとともに、将来の世代へと確実に伝えることを目的としている。
- 近年ユネスコ世界遺産委員会では、新規の遺産登録又は保全状況報告の審査が行われる際に、計画されている事業等によって、世界遺産の OUV が受ける影響を事前に予測・評価するために、「遺産影響評価」（HIA：Heritage Impact Assessment）の実施を求める旨の勧告を行う事案が増加している。
- 国内の世界遺産も例外ではなく、例えば『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群等の登録決議の際には、事業等の計画に対する遺産影響評価の実施が勧告されている。
- 文化庁は、2011年に国際記念物遺跡会議（ICOMOS）が作成し公開した「世界文化遺産の遺産影響評価についてのガイダンス」（以下「ICOMOS ガイダンス」という。）を参照しつつ、各遺産において遺産影響評価の考え方・手法を用いる際に参考となるよう「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」（2019年 文化庁、以下「参考指針」という。）を取りまとめた。
- 世界遺産「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」（以下「富士山」という。）においても、これまで適用されてきた法令の枠組みに加え、世界遺産登録及び保全状況報告の過程で前進した世界遺産の保存・活用の施策をさらに発展させていくために、富士山世界文化遺産協議会（以下「遺産協議会」という。）を中心とする保存管理体系に遺産影響評価の考え方・手法を導入することとし、そのためのマニュアルを定めることとする。
- 本マニュアルは、ICOMOS ガイダンスや参考指針を踏まえ、登録時に確定した富士山の OUV を再整理するとともに、OUV の保存管理方法及び事業段階における遺産影響評価の実施手順等を示すものである。
- 本マニュアルは、事業を実施する者（以下「事業者」という。）が事業段階で行う遺産影響評価の手順等を取りまとめたものであり、規模及び影響が甚大になる恐れのある事業については、それより前の計画段階から行政等による遺産影響評価が必要になる。この場合の手順等については、事業の内容、性質等に応じて、遺産協議会会長が、富士山世界文化遺産学術委員会（以下「学術委員会」という。）の助言を勘案した上で定める。
- 本マニュアルの運用にあたり疑義が生じた場合には、関係者間で協議、調整の下に対応することとし、運用実績を検証した上で必要に応じて改訂することとする。

2 「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の価値とその属性

(1) 顕著な普遍的価値の言明

第37回世界遺産委員会が富士山の世界遺産登録にあたり採択した「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV: Statement of Outstanding Universal Value、以下「SOUV」という。)は以下のとおりである。

【Brief synthesis (総合的所見)】

独立し、時に雪を頂く富士山は、集落や樹林に縁取られた海、湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人に靈感を与えるとともに、何世紀にもわたり巡礼の対象となってきた。富士山は、東京の南西約100 kmに位置する標高3,776 mの独立成層火山である。南麓のふもとは駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

古来、長い杖を持った巡礼者が山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」(「鉢の周りを巡る」と書く。)と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型、山岳修験者に導かれた人々と、より多かったのが17世紀以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属した人々、があった。

18世紀以降に巡礼がさらに大衆化したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、神社や仏教施設が建てられた。噴火の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拝されるようになり、湖沼や湧水地は巡礼者により登山に先だって身を清める冷水潔斎の「水垢離」のために使われた。富士五湖を含む8つの湖を巡る修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における儀式となった。巡礼者は、3つの区域として彼らがとらえた場所、すなわち、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに上方の頂上の焼け焦げた草木のない区域から成る3つの区域を通過して山に登った。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

連続性を持つ資産(シリアルプロパティ)は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拝対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

パラ2（青字）、パラ5（茶字）より属性（信仰の対象、芸術の源泉）を特定

※薄緑字は「自然」を、青字は「信仰の対象－属性1」を、茶字は「芸術の源泉－属性2」を、薄青字は「構成資産と2つの属性の関係」を示している。

【Criterion (iii)（評価基準 (iii)）】

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

【Criterion (vi)（評価基準 (vi)）】

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初頭の葛飾北斎及び歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

- 評価基準 (iii) は「信仰の対象/芸術の源泉」を包摂し、山岳への信仰を基軸とする生きた文化的伝統の観点から、個々の構成資産に対応。
- 評価基準 (vi) は「芸術の源泉」を包摂し、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性の観点から、資産全体に対応

【Integrity（完全性）】

資産群は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素のすべてを含んでいる。しかしながら、山麓部における開発のために、巡礼者の道と巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易には認知できない。連続性のある資産（シリアルプロパティ）は現段階では一体のものとして明確に提示されておらず、個々の構成資産が本質的にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるようにもなっていない。構成資産間の相互の関係性が強化されるべきであり、全体集合としての価値や巡礼に関連する種々の部分の機能が、より理解されやすくなるような情報提供を行うことが必要である。

精神性に係る完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力と、山小屋や山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を防護するための巨大な防御壁などの巡礼者を支援するインフラが、富士山の神聖な雰囲気や霧を阻害する方向に作用している。富士五湖、特に2つのより大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水地もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

【Authenticity（真実性）】

一群の資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝達できるかどうかという点について、現段階では、個々の構成資産が相互にそして富士山の全体との関係で個々の意味を提示するという点で、限定的である。構成要素は、全体へとより良く統合されるべきであり、神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべきである。

個々の資産の真実性に関し、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は生きた伝統である。伊勢神宮は20年周期で再建されるが、富士山に関連するいくつかの神社（又はいくつかの神社の部分）は60年周期で再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりはむしろ、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかしながら、いくつかの構成資産の場所・環境は、富士五湖、湧水地、滝、海浜の松原の間のそれのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により損なわれている。

【Management and Protection Requirements（管理及び保護の要請事項）】

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。山頂の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社、富士浅間神社及び忍野八海は2012年9月に保護された。

緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則（ガイドライン）（及び複数の関連法令）により保護されている。すべての構成資産とその緩衝地帯は、2016年頃には景観計画により包括されることとなっている。これらの景観計画は、市町村が開発規制を実施する枠組みを規定している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種措置が構成資産に負の影響を及ぼす可能性のある建築物の大きさ・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは（色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により大きさにおいて）調和の取れた開発の必要性に関係している。しかしながら、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関するものであるように見受けられる。建築物の大きさや特に山のふもとのホテルを含む建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの自治体は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を所管する文化庁、環境省、林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取組を進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の（富士山世界文化遺産）学術委員会の助言を受けている。

「富士山包括的保存管理計画」は2012年1月に策定された。この管理計画の目的は地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体だけでなく個々の構成資産の保存・管理・維持・活用の手法を定めるとともに、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担うべき個々の役割について定めている。さらに、自然公園法に基づく公園計画及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林管理計画により

重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法が定められている。

資産は、一方でアクセスと行楽、他方で神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請にさらされている。資産についてのヴィジョンが2014年末までに採択される予定であり、ヴィジョンでは、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、構成資産・構成要素が富士山とのつながりを強調する文化的景観として、どのように全体として管理され得るのかを示すための手法が定められることになる。このヴィジョンにおいては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに行われる管理計画の改定を予告することとなっている。

上方の登山道については、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するため、登山道とそれに関連する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は、2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定・採択する予定である。酷使されている上方の登山道の収容力や駐車場、公益施設群及び視覚上の混乱についての決定と、来訪者が推薦資産の首尾一貫性とそれらの関連性をどのように認知できるようにするのかについての決定を行う上での基礎として、来訪者管理戦略は必要である。これは、巡礼路との関係が不明確な山麓部の構成資産群にとって特に重要である。情報提供戦略は2014年末頃に採択される予定である。

●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19,311.9	49,375.7	
	1-1	山頂の信仰遺跡群					山梨県・静岡県 ¹
	1-2	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)					静岡県富士宮市
	1-3	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)					静岡県御殿場市
	1-4	須走口登山道					静岡県小山町
	1-5	吉田口登山道					山梨県富士吉田市・富士河口湖町

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約 1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

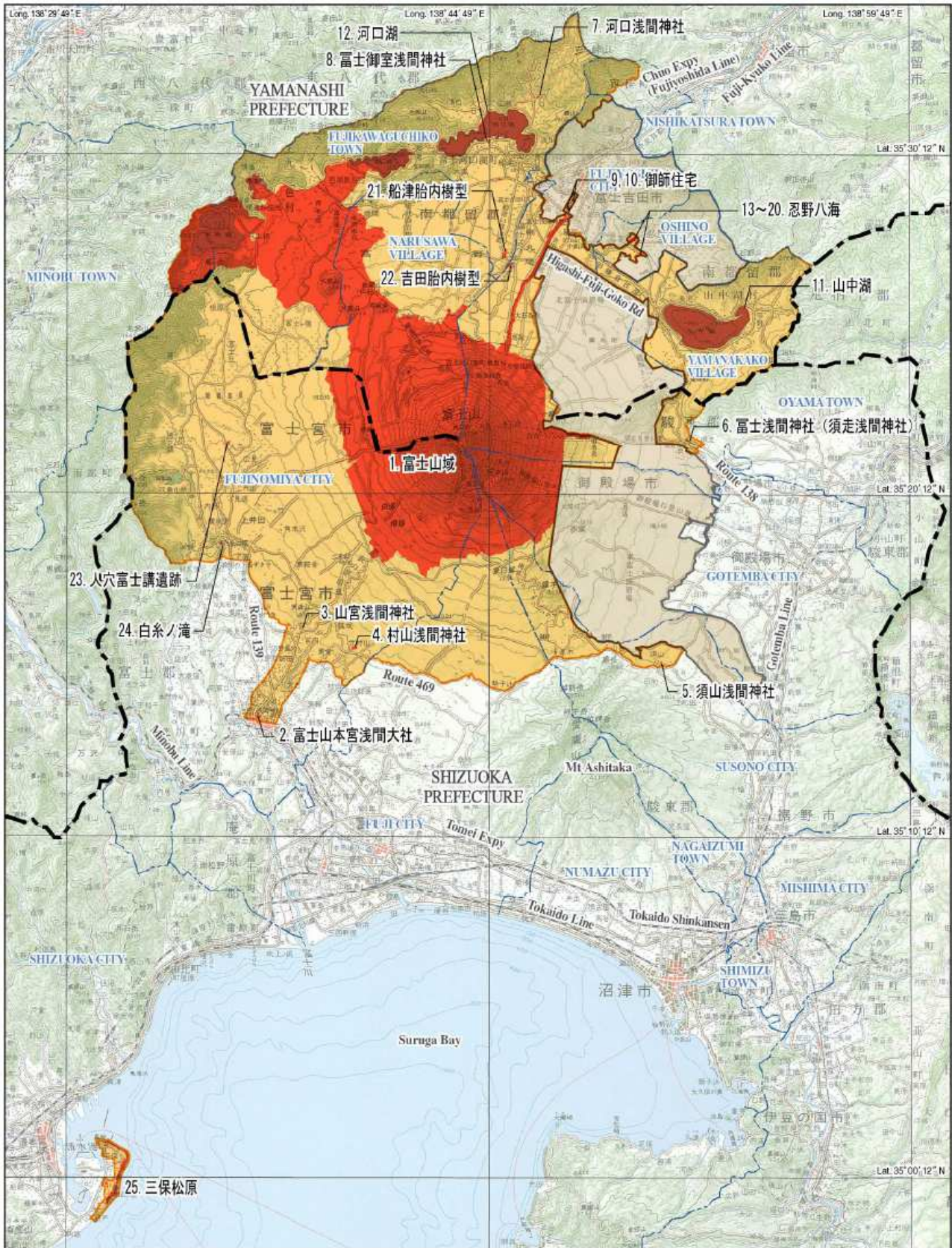
●表1 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1~25)		所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
	構成要素(1-1~1-9)							
	1-6	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市					
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町					
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町					
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町					
2	富士山本宮浅間大社		静岡県富士宮市	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"	4.8		
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5		
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6		
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9		
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8		
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6		
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6		
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1		
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1		
11	山中湖		山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1		
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8		
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048		
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002		
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006		
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005		
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078		
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031		
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014		
20	忍野八海(菖蒲池)		山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042		
21	船津胎内樹型		山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2		
22	吉田胎内樹型		山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8		
23	人穴富士講遺跡		静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8		
24	白糸ノ滝		静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8		
25	三保松原		静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4		252.0
計	—		—	—	—	20,702.1		49,627.7

●表 2 構成資産・緩衝地帯・保全管理区域の各面積

構成資産の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	保全管理区域の面積 (ha)
20,702.1	49,627.7	20,291.5

● 図1 構成資産、緩衝地帯及び保安全管理区域の範囲図

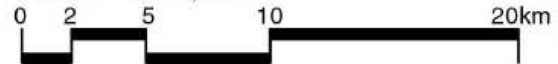


凡例

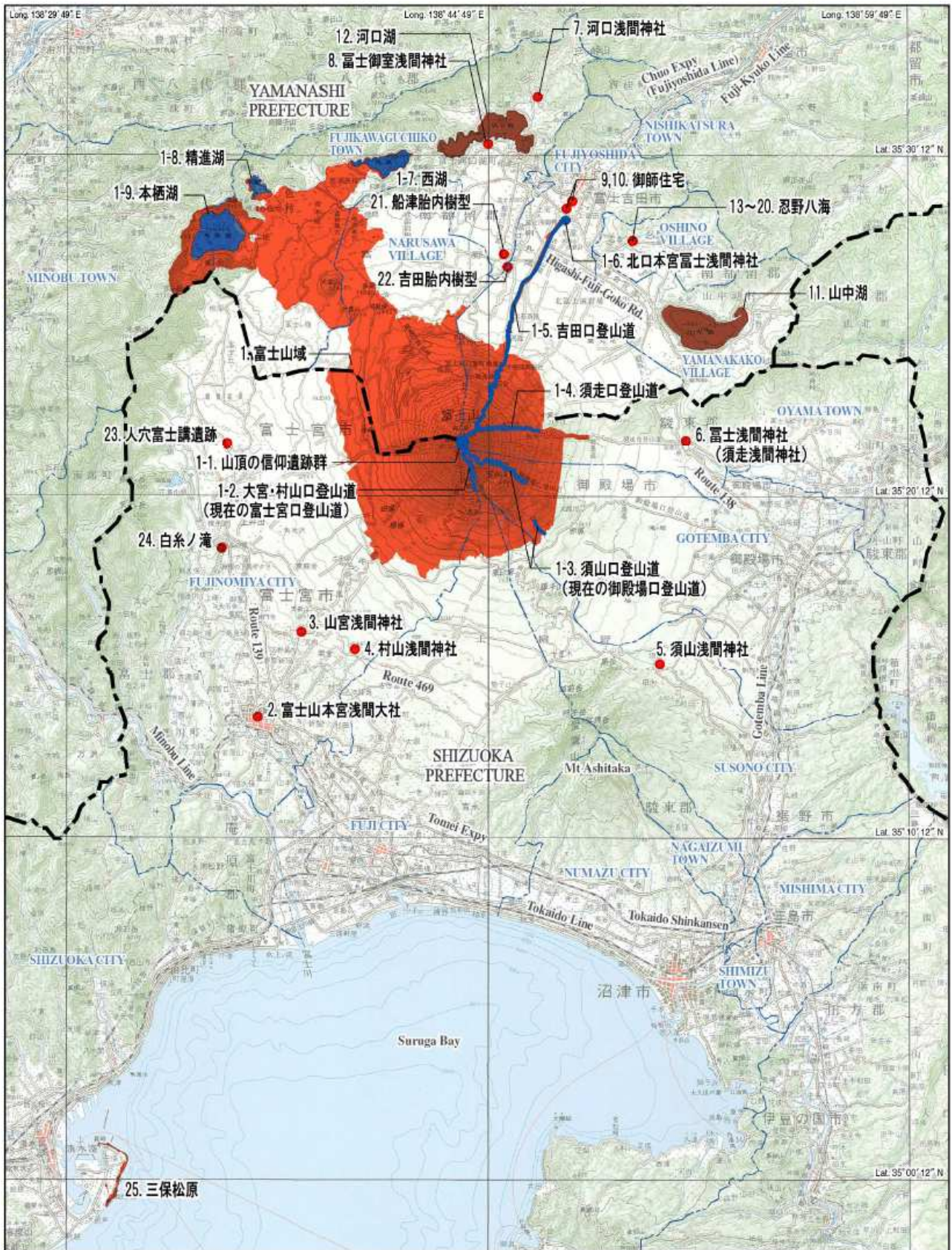
- 推薦資産
- 緩衝地帯
- 保安全管理区域

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



● 図2 構成資産及び構成要素の位置図

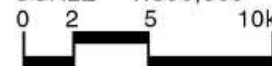


凡例

- 資産範囲 (構成資産)
- 資産範囲 (構成要素)

- 県境
- 市町村境

SCALE 1:300,000



(2) OUV の属性 (attribute)

ア 属性 (attribute) の整理

属性 (attribute) (以下「属性」という。)とは、OUV が示す有形・無形の特質・特徴のことを指すとともに、それらを表す構成資産及び構成要素等の場所・モノ・コトを指す。構成資産内又は緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為等により、世界文化遺産の OUV が受ける影響の程度を予測・評価するためには、OUV の属性を特定し、それらへの影響を予測・評価することが必要となる。

OUV の属性は、世界遺産委員会が採択した SOUV の冒頭の「総合的所見」(Brief synthesis、以下「総合的所見」という。)に明示されていることから、総合的所見の文章を各文節に分解することにより、富士山の OUV の属性を明示することとする。

総合的所見

【第2段落】

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が呼び起こす畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、登山道・神社・御師住宅に様式化された山頂への登頂と下山による象徴化された死と再生を結びつける宗教的実践へと変容した。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀初頭の画家に対して、靈感を与え、絵画を製作させ、それが文化の違いを超え、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋芸術に重大な影響をもたらした。

【第5段落】

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の絵を製作した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品においても重要なモチーフとなった。特に「富嶽三十六景」などの葛飾北斎の木版画は19世紀の西洋芸術に重大な影響を与え、富士山の形姿を「東洋」の日本の象徴として広く知らしめた。

【第6段落】

連続性を持つ資産 (シリアルプロパティ) は、山頂部の区域、それより下の斜面やふもとに広がる神社、御師住宅、湧水地や滝、溶岩樹型、海浜の松原から成る崇拜対象の一群の関連自然事象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拜の類い希なる証拠を形成しており、画家により描かれたその美しさが西洋芸術の発展にもたらした重大な影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

※太字は「信仰の対象」、斜体は「芸術の源泉」を表している。

- 第2段落、第5段落に基づき、富士山の「信仰の対象」を属性1、「芸術の源泉」を属性2として特定した。
- 第6段落に基づき、富士山の属性1である「信仰の対象」は個々の構成資産に、属性2である「芸術の源泉」は資産全体に対応する。

イ 属性と評価基準との関係

世界文化遺産富士山には、評価基準 (iii) と評価基準 (vi) が適用されており、SOUV には以下のとおり各評価基準が求めるキーワードに基づく説明文が示されている。

◆ 評価基準 (iii)

独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統に息吹を与えてきた。山頂への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の神聖な力が我が身に吹き込まれることを願った。

これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その恵みへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

◆ 評価基準 (vi)

湖や海から立ち上がる独立成層火山としての富士山のイメージは、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。

とりわけ 19 世紀初頭の葛飾北斎及び歌川広重による浮世絵に描かれた富士山の絵は、西洋の芸術の発展に顕著な衝撃をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

➤ 以上の説明文によると、評価基準(iii)は「信仰の対象/芸術の源泉」を、評価基準(vi)は「芸術の源泉」を包摂していることが分かる。

ア、イの関係を図に表すと別紙 1 のとおりとなる。

3 OUV の属性の保存管理

(1) OUV に貢献する要素

資産が持つ OUV を後世に継承していくためには、各構成資産及び構成要素等に含まれ、「信仰の対象－属性 1」と「芸術の源泉－属性 2」を表す場所・モノ・コトなどの要素 (element、以下「要素」という。) を「OUV に貢献する要素」として特定するとともに、それらの性質に応じて確実に保存・活用していくことが重要である。

上記の特定の作業にあたっては、別紙 2 のとおり、各構成資産・構成要素をその性質に基づき①馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、②山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、③霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、及び④展望地点・展望景観の 4 つに区分する。

さらに、上記の 2 つの属性を表し「OUV に貢献する要素」を(A) OUV を表す要素、(B) OUV の保全に必要な要素、(C) OUV と直接関連する要素、(D) OUV の理解に資する要素の 4 つに区分する。

特に(A)OUVを表す要素は構成資産に含まれる要素であり、OUVの証明に不可欠な要素（OUVに貢献する要素）として適切な保護を行う。また、(B) OUVの保全に必要な要素は構成資産のみならず緩衝地帯にも及ぶ要素であり、遥拝の行為を含め広く富士山への展望地点として適切な保全を行う。

これらに対して(C)、(D)は動産及び無形の要素であり、OUVの証明に不可欠の要素ではなく補完する要素として、(A)、(B)とともに適切な保護に努めるものとする。

(2) OUVに貢献する要素の保存管理

(1)で特定したOUVに貢献する要素を確実に保護するため、別紙3のとおり、「富士山包括的保存管理計画」の「第5章 顕著な普遍的価値の保存管理」及び「第6章 周辺環境との一体的な保全」の記載内容との整合を図りつつ、OUVに貢献する要素に対する保存管理の方向性・方法等を明示する。(構成資産/構成要素及び緩衝地帯に適用される法令の許可等の概要は別紙3-2のとおり。)

(3) OUVに貢献する要素への影響の程度

(2)で明示した保存管理の方法等を踏まえ、OUVに貢献する要素に対して事業等が及ぼす具体的な変更や影響を予測・評価する尺度として、変更の規模や影響の程度を別紙4のとおり整理する。

4 遺産影響評価と実施対象

(1) 遺産影響評価とは

遺産影響評価とは、構成資産内及び緩衝地帯を含む周辺環境において計画されている開発行為・イベント等（以下「事業」という。）並びに土地利用に関する法令等・規制の変更（以下「事業等」と総称する。）が、世界遺産のOUVに与える影響を事前に予測・評価する制度のことである。

遺産影響評価は、一事業者が実施する一事業による影響を評価するだけでなく、別の事業者が近隣において時期を同じくして実施する他の事業や、一事業による影響は軽微でも時期を異にして複数の事業を実施することによる累積的な影響についても一体の事業として評価する必要がある。

遺産影響評価は、OUVの保全を前提としつつ、地域住民を含めた幅広い関係者間での合意形成のツールとして利用するものであり、結果的に事業等の計画を円滑に進めることにも寄与する。それは、規制を主たる目的とする制度とは異なる性質をもつことにも留意が必要である。

一方で、遺産影響評価の結果、十分な緩和策を検討してもなおOUVへの影響が許容を越えていると判断された場合には、事業の中止を含む大幅な修正を検討しなければならない場合もあり得る。

(2) 遺産影響評価の対象事業

遺産影響評価の対象とする事業は、以下のア～セのいずれかに該当するものとする。

なお、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例（平成 27 年山梨県条例第 46 号。以下「山梨県景観配慮条例」という。）の別表第一に掲げる事業（ただし、同条例 第三十二条 第五号に規定する事業を除く。）については、適用を除外する。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項及び第 125 条第 1 項の規定による許可又は第 168 条第 1 項及び第 2 項の規定による同意を要するもの
- イ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定による許可、第 20 条第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 21 条第 6 項、第 7 項及び第 33 条第 1 項の規定による届出、第 68 条第 1 項の規定による協議又は第 68 条第 3 項の規定による通知を要するもの
- ウ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 7 条第 1 項の規定による国有林野の貸付け、売払い等を受けるもの
- エ 富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町又は静岡市の景観条例の規定による建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、木竹の伐採、屋外におけるものの集積又は貯蔵、特定工作物及び運動・レジャー施設に関わる開発行為、宅地の造成等、土石類の採取等の届出を要するもの
- オ 山梨県、静岡県、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市又は静岡市の屋外広告物条例の規定による屋外広告物の設置の許可を要するもの
- カ 忍野村風致地区条例（平成 25 年忍野村条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による許可又は第 3 条の規定による通知を要するもの
- キ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定による許可又は第 34 条の 2 第 1 項及び第 43 条第 3 項の規定による協議を要するもの
- ク 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による許可、第 10 条第 2 項の規定による協議又は第 13 条第 1 項の規定による承認を要するもの
- ケ 富士吉田市富士山世界遺産条例（平成 20 年富士吉田市条例第 39 号）第 8 条第 1 項の規定による届出を要するもの
- コ 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 27 年富士宮市条例第 31 号）第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による届出及び同意を要するもの
- サ 御殿場市土地利用事業指導要綱（昭和 63 年御殿場市告示第 73 号）第 5 条の規定による承認を要するもの
- シ 裾野市土地利用事業に関する指導要綱（昭和 63 年裾野市告示第 41 号）第 6 条第 1 項の規定による承認を要するもの
- ス 小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成 3 年小山町告示第 10 号）第 6 条の規定による承認を要するもの
- セ その他、富士山の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして学術委員会又は学術委員会遺産影響評価部会（以下「部会」という。）が判断したもの

(3) 遺産影響評価の対象地域

遺産影響評価の対象となる地域は、以下のア又はイに該当するものとする。

ア 世界遺産富士山の登録範囲

イ 世界遺産富士山の緩衝地帯の範囲

※別紙5を参照

ただし、これらの地域に該当しないものであっても、富士山の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして部会が判断したものは対象とすることがある。

(4) 遺産影響評価の実施主体

遺産影響評価のうち、OUV への影響の有無の判断までの段階については、事業が行われる予定の市町村又は県及び富士山世界文化遺産協議会事務局（以下「事務局という。」）が実施する。

OUV への影響があると判断された場合には、原則として事業を計画している事業者が、関係市町村又は県及び事務局の協力の下に遺産影響評価書を作成する。特に風力発電施設、巨大太陽光発電施設（以下「メガソーラー」という。）、高圧電線鉄塔、高規格道路等の大規模施設を新設する場合には、自らが行う予測・評価の客観性や透明性を確保するため、第三者委員会（評価委員会）を設置して事業に関係する各分野の専門家の意見聴取を行うこと、及び地域住民の理解を得ておくことなどが望まれる。

(5) 遺産影響評価における作業

市町村又は県及び事務局による OUV への影響の有無の判断にあたっては、事業の規模の大小、構成資産との位置関係・離隔といった物理的・空間的な観点のみならず、一時的なものなのか永続的なものなのかといった時間軸の観点をも考慮し、OUV に貢献する要素への影響についてできる限り客観的に判断する必要がある。

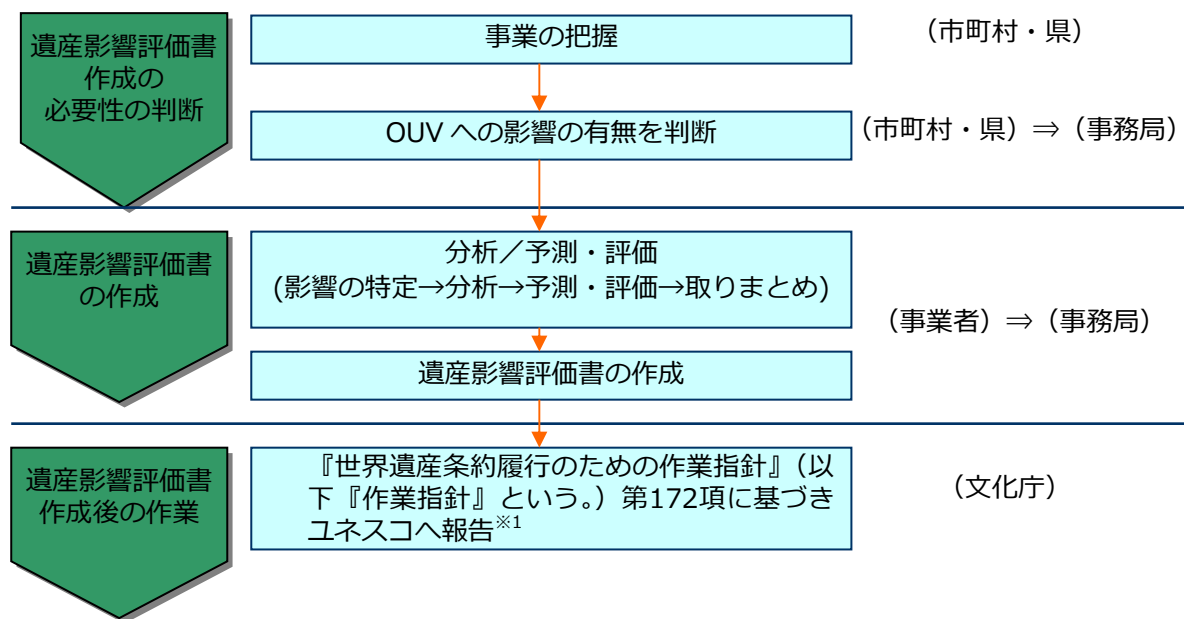
明らかに OUV への影響がないと考えられる場合を除き、市町村又は県世界遺産担当課は、影響の程度について判断し、その結果を事務局に報告する。事務局は、部会及び文化庁と協議を行い、市町村又は県の報告の適否について判断する。

(6) 遺産影響評価書

市町村又は県及び事務局により OUV への影響がある（別紙4のレベル2以上に該当する）と判断された場合には、事業者は事務局と調整の上、遺産影響評価書（案）を作成し、事務局へ提出する。

なお、事務局により許容を超える OUV への影響がある（別紙4のレベル3に該当する）と判断された場合には、事業者は緩和策の再検討を行い、遺産影響評価書（案）の再提出を行う。この過程は、別紙4のレベル2以下になるまで繰り返し行うこととし、レベル2以下にならない場合には、遺産協議会会長は事業者に対して事業の中止を要請することがある。

● 図3 遺産影響評価の流れ



※ 必ず『作業指針』第172項に基づき報告するわけではなく、同第199項に基づき締約国が行う定期報告等の制度を通じて情報提供を行う場合もある。

(7) 遺産影響評価における留意事項

遺産影響評価は、構成資産及び緩衝地帯内で計画されている事業が主な対象となるが、緩衝地帯の周辺で行われる同様の事業についても遺産影響評価の対象となる可能性があることに留意が必要である。

また、関係法令等による許可等の手続以外に、世界遺産としての OUV の観点からも許容範囲内に収束することが必要であるため、双方からの検討を並行して行い、相互の調整を図ることが必要となる。そのため、法令等所管課が実施予定の事業を把握したときは、世界遺産担当課に対して事業内容の情報提供を行い、世界遺産担当課が法令等の手続に先んじて遺産影響評価の手続を進めることとなる。

ア 構成資産内における事業

構成資産内において実施する事業は、遺産影響評価の対象となる主要な行為である。

また、構成資産内の事業については、世界遺産委員会及び諮問機関 (ICOMOS) における事前の審議の対象となる可能性もあるため、事業の基本方針から細部に至るまで、OUV に対する影響について一貫した説明ができるよう整理しておくことが重要である。

イ 緩衝地帯における事業

緩衝地帯内での事業による OUV への負の影響としては、視覚的影響をはじめ、日照・水脈の変動等による物理的影響、工事中の騒音等の間接的な影響等が想定される。その中でも、視覚的な観点から永続的で不可逆的な悪影響が懸念される場合には問題となることが多い。

「富士山包括的保存管理計画」では、構成資産及び緩衝地帯内に 36 箇所の定点観測地点を設定し、毎年、各観測地点からの富士山等への展望景観の変化を観察（モニタリング）している。したがって、視覚的な影響に関する予測・評価にあたっては、計画されている事業が定点観測地点から見えるか否かを確認し、見える場合には、その影響について判断するものとする。

分析手法としては、①定点観測地点からの写真に対して、ワイヤーフレームによる工作物の外郭線の検討、②フォトモンタージュによる実際の見え方を想定した検討、さらには③工作物の大きさ（高さ）と定点観測地点からの水平距離により変化する仰角・俯角を判断の基準とする検討を行うことが考えられる。

また、大きさ（高さ）のみならず、④工作物の外観の色彩・材質感、デザイン及び背景となる山稜・丘陵のスカイラインへの配慮等について検討を行うことも考えられる。特に、季節によって山腹等の背景の色合いが変わることについても留意が必要である。

景観上の視覚的影響は、主観的な判断が入り込む余地があるため、予測・評価にあたっては、既存の様々な分析手法を参考としつつ、各市町村の景観審議会及び学術委員会等に対して意見聴取を行うなど客観性を担保することが求められる。

ウ 緩衝地帯周辺における事業

近年の世界遺産委員会では、緩衝地帯のさらに外側の地域における事業が課題となり議論される場合がある。それらの背景には、緩衝地帯がそもそも設定されていない又は設定されていても十分な広さを有していないことが理由として考えられる。

しかし、富士山のように一定の広さの緩衝地帯が設定されているような資産であっても、風力発電施設やメガソーラーの設置など、登録時には想定されていなかった事業による OUV への影響が審議の対象となることがあるため、留意が必要である。

このような場合には、「イ 緩衝地帯における事業」と同様の分析手法を用いて対応する。

エ 土地利用に関する法令等や規制の変更

構成資産の保護及び緩衝地帯の保全の根拠となっている法令及びそれらに基づく規制等を変更する（特に規制が緩和される）場合には、遺産影響評価の対象となる。

5 遺産影響評価の手順と体制

遺産影響評価の対象となる事業の計画等を早期に把握し、予測・評価等に要する時間を十分に見込むとともに、事業者のみならず地元関係者も含めた地域住民全体の理解を得つつ、世界文化遺産富士山の保存管理・活用を適切に進めていかななくてはならない。そのため、以下のとおり構成資産及び緩衝地帯の保全の根拠となっている法令等の枠組みを活用した富士山における遺産影響評価の手順を定める。

なお、山梨県景観配慮条例が適用される事業については同条例の手続によるものとし、その手続において、OUV への影響の程度について疑義がある場合には、必要に応じてマニュアルの手順に従い遺産影響評価の手続を進めることとする。

また、以下の規定において、山梨県・静岡県が法令等所管庁となる場合には、「市町村」を「県」と読み替えるものとする。

- (1) 4の(2)に掲げる市町村法令等所管課は、4の(3)に掲げる地域において計画されている事業について事業者からの相談・事前協議・申請等を受けることにより事業を捕捉する。
- (2) 市町村法令等所管課は、事業概要書(様式1)を作成し、市町村世界遺産担当課に情報提供する。市町村世界遺産担当課は、受け取った事業概要書を元にチェックリスト(様式2、様式2-2)を作成することにより、OUV への影響の有無を判断し、その結果を法令等所管課に回答する。回答にあたって判断に迷う場合には、市町村世界遺産担当課は県世界遺産担当課に相談する。
なお、事業が複数の市町村に及ぶ場合には、事業対象地域の面積等を考慮し、該当市町村間で調整の上、主たる市町村を決定し、「市町村」を「主たる市町村」と読み替えるものとする。
- (3) (2)により OUV への影響がない(別紙4のレベル1に該当する)と考えられた場合には、法令等所管課は法令等の手続を進める。
- (4) (2)により OUV への影響がないとはいえない(別紙4のレベル2以上の可能性がある)場合には、市町村世界遺産担当課は、事業者及び市町村法令所管課の協力の下に

一次影響評価書（様式3）を作成し事務局に提出する。市町村法令所管課は、必要に応じて関係法令を担当する審議会の委員等の専門家に対して報告するとともに、相談することができる。

(5) 事務局は、部会と協議し、(4)により市町村から提出された一次影響評価書の内容の適否について判断する。

(6) (5)により OUV への影響がない（別紙4のレベル1に該当する）と考えられた場合には、事務局はその旨を市町村世界遺産担当課に報告し、同課はその旨を法令等所管課に報告する。報告を受けた法令等所管課は、当該法令等に基づき手続を進める。

(7) (5)により OUV への影響がないとはいえない（別紙4のレベル2以上に該当する）と考えられた場合には、遺産協議会会長は事業者に対して遺産影響評価書の作成を依頼する。

なお、大規模案件等、特に必要がある場合には、事務局と事業者との間で評価の項目、方法について事前に協議を行う。

(8) 事業者は、遺産影響評価書を作成する。作成の過程では、随時、事務局と調整を行う。

(9) 事業者は、遺産影響評価書（案）を事務局に提出する。事務局は、当該遺産影響評価書（案）について部会と協議するとともに、学術委員会及び富士山世界文化遺産作業部会（以下「作業部会」という。）に意見照会のうえ、事業者に意見を述べる。

なお、大規模案件等、特に必要がある場合には、学術委員会及び作業部会にて意見照会に代えて協議を行う。

(10) (9)により OUV への影響が許容範囲にある（別紙4のレベル2に該当する）と判断された場合には、事業者は遺産影響評価書（完成版）を事務局に提出する。事務局は、当該報告書を学術委員会、遺産協議会、作業部会、文化庁、環境省及び林野庁に報告する。

なお、大規模案件等、特に必要がある場合には、報告に先立って遺産協議会で協議を行う。

(11) (9)により OUV へ許容を超える影響がある（別紙4のレベル3に該当する）場合には、遺産協議会会長は事業者に対して緩和策の再検討を依頼し、事業者は再検討した結果を反映した遺産影響評価書（案）を事務局に提出する。この行程はレベル2以下になるまで繰り返し行うが、レベル2以下にならない場合には、遺産協議会会長が事業者に対して事業の中止を要請することもある。

(12) 法令等所管課は、(10)の手続き終了後、法令等の手続を進める。

(13) 事務局は、(10)の遺産影響評価書（完成版）について、事業者の了解を得た上で遺産協議会のホームページ等を通じて公表する。

(14) 文化庁は、『作業指針』第172項に基づき、必要に応じて遺産影響評価書及び必要書類を整えユネスコ世界遺産センターへ報告を行う。なお、世界遺産委員会が OUV に重大な影響があると判断した場合には、懸念が完全に払拭されるまでかなりの時間と慎重な対応が求められる可能性もあることから、報告しようとする場合には事前に関係者間での十分な協議・調整を踏まえることとする。

(15) 事業者は、別紙4のレベル2に該当する事業について、事業の進捗状況及び実績を法令等所管課へ報告し、同課は市町村世界遺産担当課へその内容を報告する。

(16) 事務局は、「富士山包括的保存管理計画」に基づき毎年実施するモニタリングにおいて、(15) に掲げる事業及び山梨県景観配慮条例が適用される事業が OUV に及ぼす負の影響等について確認し、結果を取りまとめた「経過観察指標に係る年次報告書」を通じて学術委員会、遺産協議会、作業部会、文化庁、環境省及び林野庁へ報告する。

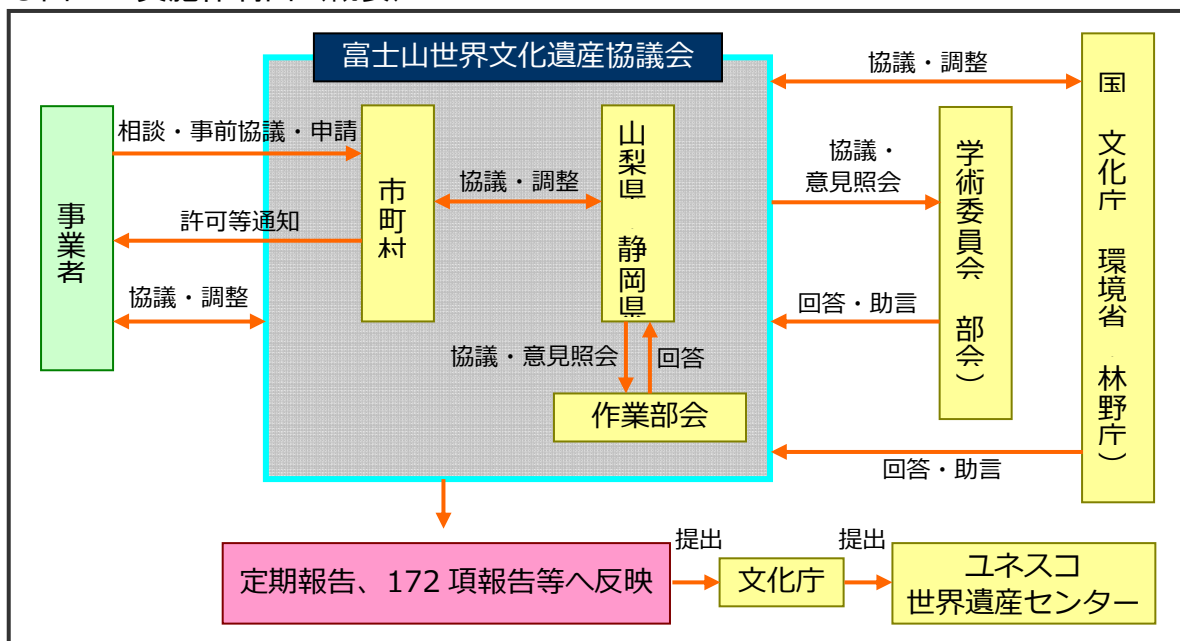
(17) 事務局は、各事業についての情報を蓄積し、文化庁は、『作業指針』第 199 項に定める定期報告の制度に基づき、必要に応じて当該事業に関する情報提供を行う。

(注) 環境影響評価(EIA; Environment Impact Assessment) 対象事業の特例

EIA 対象事業については、EIA における配慮書が作成された場合には、(4)、(5)、(7)-2 及び(9)において参考資料とする。事務局は、(10)において作成された遺産影響評価書(完成版)を県 EIA 所管課に提供する。

上記を図に表すと、別紙 6 及び別紙 6-2 のとおりとなる。

●図 5 実施体制図 (概要)



6 遺産影響評価書の作成

遺産影響評価書は、原則として以下の構成及び要領の下に作成することとし、事業の特性等に鑑み、必要に応じて項目を追加すること。

※必要に応じて、遺産影響評価書の冒頭に目次を添付すること。

(1) 要約

- ・専門的、技術的なものではなく、簡潔にまとめられた重要なポイント
- ・予定されている事業等の内容と当該事業等が OUV に与える影響の種類や程度の概要

(2) 世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の概要

- ・世界遺産一覧表への記載日：2013年6月26日
- ・座標、構成資産の一覧：P 5 参照
- ・顕著な普遍的価値の言明（**SOUV**：Statement of Outstanding Universal Value）：P 2 参照
- ・関係法令等：P 12 参照
- ・過去の世界遺産委員会の関連決議等（特に当該構成資産に関して言及されている場合には、その内容を簡潔にまとめて記載すること）

(3) 事業等の概要

- ・事業の実施主体、実施場所、目的、内容、規模、期待する効果等

(4) 事業構想の検討過程

- ・現在の事業案に至るまでの事業の実施主体内部での構想検討の過程

(5) 資産への影響と緩和策

(2) の顕著な普遍的価値の言明（**SOUV**）を踏まえ、以下のことを記載すること。

ア OUV の 2 つの属性に対する影響

- ・ 2 つの属性のうち影響のある属性の特定及びその理由
- ・ 属性を表す各要素のうち影響のある要素の特定及びその理由
- ・ 各要素に対する「物理的な影響」と「視覚的な影響」

イ 自然環境への影響

- ・ 地形、植生、水系等の自然環境への影響

ウ インタープリテーションへの影響

- ・ 構成資産間の関連性、来訪者の動線等への影響

エ 来訪者の安全性・快適性への影響

- ・ 地形の安全性、危機管理・災害（噴火・風水害等）への対応の確実性、登下山の快適性への影響

オ 持続可能な観光への影響

- ・ 世界文化遺産富士山の「来訪者管理戦略」への影響

※アは必ず記載し、イ～オは必要に応じて記載する。

※負の影響のみならず、正の影響についても予測・評価する。

※当該事業が完了した後に恒常的に発生する影響のみならず、事業の進捗過程で一時的に発生する影響（工事期間中の騒音等）についても予測・評価の対象とする。

※想定される影響に対し、どのような緩和策を講じるかを併せて記載する。場合によっては複数の緩和策を示し、比較考量を通じて選択した緩和策の優位性について記載する。

(6) 合意形成の過程

- ・ 事業の影響及び緩和策に関する関係機関等との合意形成の過程（関係行政庁との事前協議、外部有識者への諮問（相談・意見聴取を含む。）、地域住民からの意見聴取等）

(7) まとめ（最終的な影響の予測・評価に関する記述）

- ・ 事業の影響についての明確な見解
- ・ 事業完了後の経過観察の方法

(8) 参考資料

(9) 添付資料

- ・構成資産及び緩衝地帯の範囲を示す図面
- ・事業等に関する図面・資料
- ・分析内容や緩和策に関する図面・資料

遺産影響評価書は、影響の予測・評価の全体像を客観的に示すものであると同時に、世界遺産委員会、ユネスコ世界遺産センター、ICOMOS 等にその内容が十分に理解されるものでなくてはならない。

そのためには、曖昧な印象を与えることがないように要約において結論を明示した上で、資産や事業に関する情報・前提条件の整理、分析方法、予測・評価における論理とその結果を明示することが重要である。

7 世界遺産委員会への報告

(1) 『作業指針』第 172 項に基づく世界遺産委員会への報告の必要性の判断

『作業指針』第 172 項では、OUV に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を実施する場合には、世界遺産委員会が解決策の検討を支援できるようにするために、できる限り早い段階又は変更不可能な決定を行う前の段階において、締約国が世界遺産委員会に報告するよう要請されている。

遺産影響評価書を上記の『作業指針』第 172 項に基づく報告（以下「172 項報告」という。）として世界遺産委員会に提出するか否かの判断にあたっては、OUV への影響の程度が最も重要な観点となる。しかし、同様の事業が今後発生し問題となる可能性をはじめ、登録時及びその後の保全状況審査等における世界遺産委員会での議論、ICOMOS 評価書及び委員会決議との関連性についても考慮しつつ、172 項報告としての提出の必要性について判断することとする。

ただし、172 項報告は、OUV への影響が懸念される事業について予め締約国が提出するものであり、非常に重みのある報告書であることについても留意を要する。ユネスコ世界遺産センターが世界遺産委員会に対して当該事業の OUV への影響が甚大であるとの勧告案を作成した場合には、当該事業の中止はもちろんのこと、影響の懸念が完全に払拭されるまでの間、かなりの時間と慎重な対応が求められることにも留意が必要である。

そのため、172 項報告の提出に関する検討の過程においては、事業者及び関係自治体は、学術委員会等の意見を踏まえつつ、文化庁と十分な協議を行うものとする。

(2) 定期報告への記載

事業の OUV への影響が軽微である等の理由により、ユネスコ世界遺産センターへ 172 項報告を行う必要がないと判断された場合、又は初期の段階で遺産影響評価書の作成が必要ないと判断された場合についても、必要に応じて概ね 6 年に 1 回のサイクルで実施される世界遺産委員会への定期報告の機会を捉えて、概要を報告することと

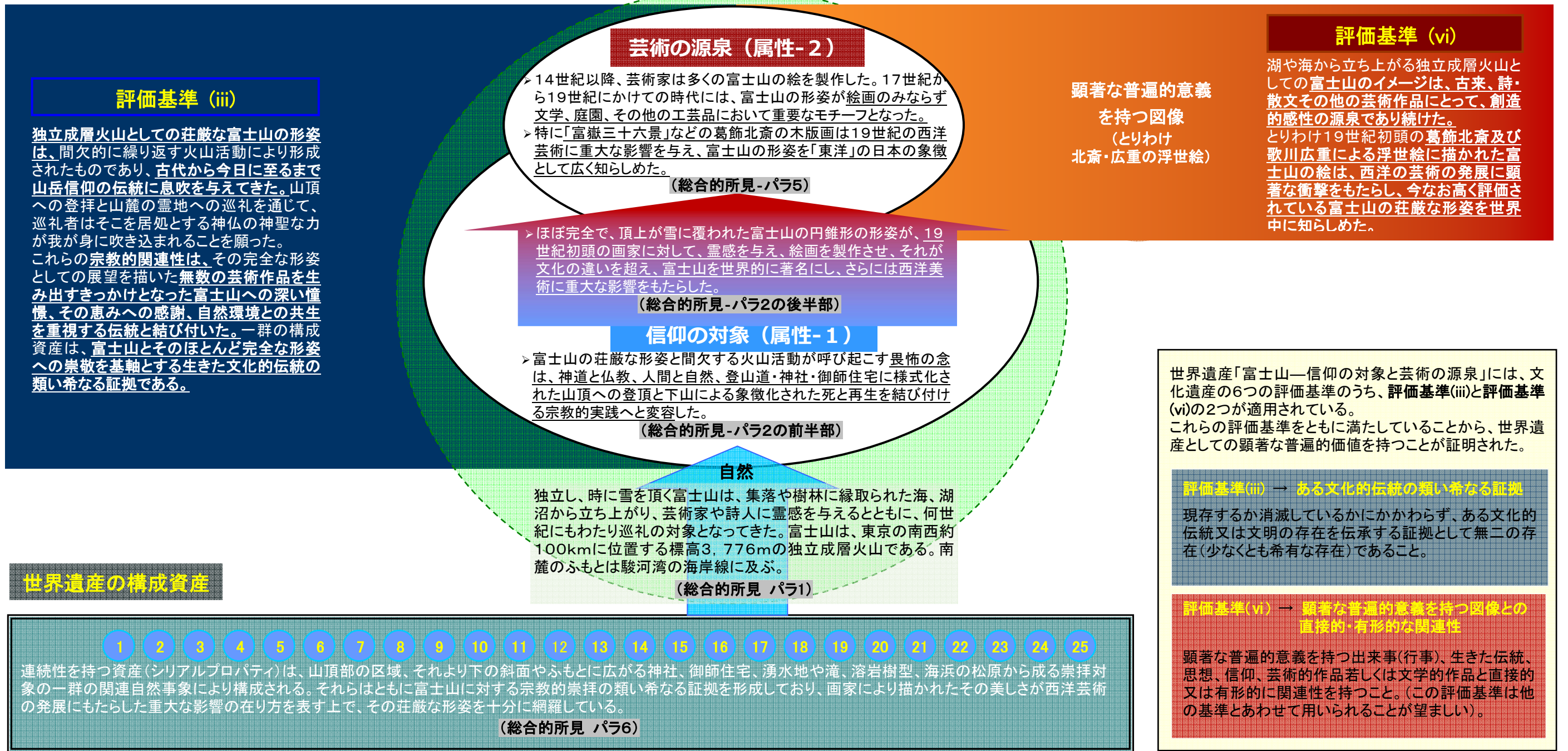
する。

このことは、問題となる可能性が低い事業であっても、定められたプロセスに従い適切な処理が行われていることを、世界遺産委員会に示す機会を確保することを意味する。

(3) 報告しない場合の取扱い

定期報告時に報告するに至らない事業についても、情報を継続的に記録していくことにより、世界遺産の保全手法を時代に応じて再検討していくための重要なデータとして活用することが可能となる。これらの記録については、「富士山包括的保存管理計画」に基づき毎年実施するモニタリングの結果を取りまとめた年次報告書に記載することにより、関係者間の情報共有を図ることとする。

「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV; Statement of Outstanding Universal Value) に示された「総合的所見」(Brief synthesis) と「評価基準」(Criteria) との関係を図式化すると以下のとおりとなる。



<図の説明>

- ① 富士山は、東京の南西約 100km に位置し、集落や樹林に縁取られた海・湖沼から立ち上がる標高 3,776m の独立成層火山。(「自然」を基盤)
- ② 富士山への畏怖の念は、象徴化された死と再生を結び付ける宗教的実践へと変容し、個々の構成資産は宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成した。(属性-1 に対応)
- ③ 富士山の形姿が芸術家に靈感を与え製作意欲を鼓舞し、数多の詩歌等の文学・絵画・工芸の作品の源泉となった。(属性-2 は属性-1 を前提)
- ④ 芸術家は、富士山の形姿から多くの富士山の図像を創造。特に 19 世紀初頭の北斎・広重の浮世絵は、顕著な普遍的意義を持つ図像として西洋の芸術発展に重大な影響をもたらし、富士山を世界的な名山とした。(属性-2 に対応) ⇒ 評価基準 (vi) の適用

顕著な普遍的価値 (OUV) の属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定

OUV の属性	構成資産／構成要素	(A) OUV を表す要素		(B) OUV の保全に必要な要素	(C) OUV と直接関連する要素	(D) OUV の理解に資する要素
		有形の要素 (不動産)	無形の要素			
信仰の 属性 1	■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道 1. 富士山域 1-1 山頂の信仰遺跡群 1-2 大宮・村山口登山道 1-3 須山口登山道 1-4 須走口登山道 1-5 吉田口登山道	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・標高 1,500m より上方の区域の地形・地質、植生 ・頂部、拝所、お鉢巡り道、御中道等の信仰関連の地形・場所 ・社殿、鳥居、石仏・石造、石碑等の建築物・工作物 ■ 登山道 ・登山道、山小屋、遥拝所 (女人天上)、信仰関連の地形、痕跡及び建築物 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ 信仰に関する展望 (遥拝) ・登山道沿いの遥拝所を展望地点とする富士山への展望景観	◆ 信仰の営み ・ご来光、お鉢めぐり、登拝、富士宮口における鳥居の奉納 ◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性	36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	■ 信仰関連 ・奉納物	■ 信仰関連 ・大宮・村山口の宿坊 (跡)
	■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅 1-6 北口本宮富士浅間神社 2. 富士山本宮浅間大社 3. 山宮浅間神社 4. 村山浅間神社 5. 須山浅間神社 6. 富士浅間神社 7. 河口浅間神社 8. 富士御室浅間神社 9. 御師住宅 (旧外川家住宅) 10. 御師住宅 (小佐野家住宅)	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 浅間神社の境内・社殿群 ・社殿 (本殿・拝殿・幣殿)、社叢、湧水 (湧玉池)、河川、工作物 (鳥居・石塁・参道・石燈籠等)、遥拝所 (山宮浅間神社)、石碑 (富士浅間神社) ■ 御師住宅 ・住宅、敷地内の信仰関連の工作物及び水路 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ 信仰に関する展望 (遥拝) ・浅間神社境内の遥拝所を展望地点とする富士山への展望景観	◆ 信仰の営み ・現在にも引き継がれている神事 ◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■ 芸術作品 ・「絹本著色富士曼荼羅図」 ・「富士山名所記」ほかの参詣図	■ 信仰関連 ・かつて行われていた道者・富士講信者による参詣、遥拝、水垢離、御師住宅での普及活動及び祈祷 ・今は使われなくなった麓の登山道、巡礼路、御神幸道 ・宿坊跡、石碑 ・かつての御師集団、御師集落 ・山宮御神幸
	■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜 1-7 西湖 1-8 精進湖 1-9 本栖湖 11. 山中湖 12. 河口湖 13~20. 忍野八海 21. 船津胎内樹型 22. 吉田胎内樹型 23. 人穴富士講遺跡 24. 白糸ノ滝 25. 三保松原	◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) ■ 湖沼・湧水地 ・湖水、湖岸の地形、湧水 ■ 溶岩樹型・風穴 ・胎内・洞穴・風穴の地形・地質、信仰関連の建築物及び工作物 (船津胎内樹型)、碑塔群 (人穴富士講遺跡) ■ 滝 ・白糸ノ滝、信仰関連の石碑 ■ 海浜 ・マツの群生、砂浜の地形、御穂神社の境内・社殿、参道 (神の道) ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性	◆ その他 ・神聖な雰囲気・精神性		■ 信仰関連 ・石仏 ■ 芸術作品 ・「絹本著色富士曼荼羅図」	■ 信仰関連 ・今は使われなくなった巡礼路 ・かつて行われていた道者・富士講信者による水行、巡礼、富士講信者による参詣・修行、胎内潜り ■ 資料 ・巡礼案内図 ■ その他 ・三保松原における羽衣伝説
■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観 25 の構成資産全体 1-9 本栖湖 25. 三保松原	◆ 芸術に関する展望 ・中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観		■ 芸術作品 ・「湖畔の春」 ・「富嶽三十六景」 ・「富士三十六景」 ・謡曲「羽衣」 など	■ 芸術作品 ・(C)以外の絵画・工芸品・写真など		

※34 の展望地点のうち 8 箇所は構成資産内、26 箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべて OUV の保全に必要な要素である

OUV の属性	要素のグループ／要素	保全に必要な要素	保存管理の方向性	保存管理の方法	関係法令
信仰 の 対象 1	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山域・山頂の信仰遺跡群 ・ 登山道 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ 信仰に関する展望 (遥拝) ◆ 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性 	<p>36 の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く 34 の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。 ➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。 ➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。 ➢ 現在に引き継がれる信仰関連の伝統的な神事を継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地質・地形、植生、信仰関連の人為的な地形・施設、石造物等は、現状維持を基本とした保存管理を行う。 ➢ 土地の形状や地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 土地の掘削を行う場合は、試掘・確認調査を実施したうえで発掘調査を行い、発見された遺構・遺物の保存・整理を行う。 ➢ 山小屋・休憩施設の改修等は、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観に配慮する。 ➢ 落石防護壁等の人工構造物の設置に当たっては、展望景観との調和に十分配慮する。 ➢ 山域の山林については、風致景観に配慮した維持管理を行う。 	<p>自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) <ul style="list-style-type: none"> ・ 浅間神社の境内・社殿群 ・ 御師住宅 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ 信仰に関する展望 (遥拝) ◆ 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性 			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 信仰関連の人為的な地形、湧水等の自然物、社殿等の建築物や鳥居等の工作物、参道、地下に埋蔵されている遺構・遺物については、現状維持に努める。 ➢ 土地の形状・土壌の性質変更、木竹の伐採、植物の採取等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 建築物及び工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害を厳しく規制する。土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。 ➢ 神聖で厳粛な境内の雰囲気を保持するため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図る。 	<p>自然公園法 (北口本宮富士浅間神社、富士御室浅間神社を対象) との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹形・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上に表出している遺跡 (遺構・遺物) <ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼・湧水地 ・ 溶岩樹型・風穴 ・ 滝 ・ 海浜 ◆ 地下に埋蔵されている遺跡 (遺構・遺物) ◆ 神聖な雰囲気・精神性 			<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の形状、地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 湖水の水質、湖岸の地形を属性に配慮した良好な状態で維持する。 ➢ 湧水の水量・水質を属性に配慮した良好な状態で維持するとともに、周辺環境を含めた維持管理を行う。 ➢ 胎内・洞穴の地質・地形及び信仰関連の工作物の位置・形態・性質の維持管理に努める。 ➢ 風穴、碑塔群等の位置・形態・性質の維持に努め、風穴の地上面にある山林区域を属性に配慮した良好な状態で保存管理する。 ➢ 岩盤の形態及び湧出する水の水量・水質の維持管理に努め、神聖で秀麗な滝の風致景観を維持管理する。 ➢ マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形を維持管理する。 	<p>自然公園法(富士五湖、白糸ノ滝を対象)との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
芸術 の 源泉 2	<p>■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 芸術に関する展望 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 ・ 三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視点場としての展望地点とその周辺を良好に維持する。 ➢ 富士山域を中心とする資産全体との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地形・植生の維持・保全及び展望地点とその周辺を、属性に配慮した良好な状態で維持する。 ➢ 地形・植生の維持・保全、展望景観に対する阻害要因を抑制・制御し、望ましい展望景観を創出する。 	<p>構成資産については、自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、文化財保護法に基づき管理する。 緩衝地帯については文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に基づき管理するとともに、関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関連法令に基づき保全する。</p>	

※34 の展望地点のうち 8 箇所は構成資産内、26 箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべて OUV の保全に必要な要素である

構成資産/構成要素及び緩衝地帯に適用される法令の許可等の概要

●表1 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定	
文化財 保護法	重要文化財	文化庁長官の 許可又は同意 (文化庁長官 の許可の権限 に属する事務 の一部につい ては、県又は 市町村の教育 委員会に委譲 されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行 為(以下、表中においては「現状変更 等」という。)等をしようとする場合には、 許可又は同意が必要となる。	懲役若し しくは禁錮 又は罰金 若しくは 科料	
	特別名勝				
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
天然記念物					
自然 公園法	国立公園特別 地域	特別保護地 区	環境大臣の許 可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖 沼等の水位・水量の増減、環境大臣が 指定する湖沼等への汚水等の排出、広 告物の設置、水面の埋立・干拓、土地 の形状変更、工作物等の色彩変更、環 境大臣が指定する区域への立ち入り、 木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つ こと、屋外における物の集積・貯蔵、火 入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・ 損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物 の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路 等以外での車馬・動力船の使用、航空 機の着陸を行う場合には、許可又は協 議が必要となる。	懲役又は 罰金
		第1種特別 地域	環境大臣又は 県知事の許可 又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、環境大臣が指定する区域内での木 竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、 河川・湖沼等の水位・水量の増減、環 境大臣が指定する湖沼等への汚水等	懲役又は 罰金

●表1 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
	第2種特別 地域		の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
	第3種特別 地域			
国有林野 の管理経 営に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—	

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
文化財保護法	特別名勝	文化庁長官の許可又は同意（文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市町村の教育委員会に委譲されている。）	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、表中においては「現状変更等」という。）をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
自然 公園法	国立公園特別地域	特別保護 地区	環境大臣の許可又は 協議	工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採、鉱物の採掘、土 石の採取、河川・湖沼等の水 位・水量の増減、環境大臣が 指定する湖沼等への汚水等 の排出、広告物の設置、水面 の埋立・干拓、土地の形状変 更、工作物等の色彩変更、環 境大臣が指定する区域への 立ち入り、木竹の損傷、木竹 の植栽、動物を放つこと、屋 外における物の集積・貯蔵、 火入れ・たき火、木竹以外の 植物の採取・損傷等、木竹以 外の植物の植栽・植物の種子 まき、動物の捕獲・殺傷等、道 路等以外での車馬・動力船の 使用、航空機の着陸を行う場 合には、許可又は協議が必要 となる。	懲役又 は罰金
		第1種 特別地域	環境大臣又は県知事 の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採、環境大臣が指 定する区域内での木竹の損 傷、鉱物の採掘、土石の採 取、河川・湖沼等の水位・水 量の増減、環境大臣が指定 する湖沼等への汚水等の排 出、広告物の設置、環境大臣 が指定する物の集積・貯蔵、	
		第2種 特別地域			

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
		第3種 特別地域		水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
	国立公園普通地域		環境大臣又は県知事への届出又は協議	基準を超える工作物の新築・改築・増築、特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること、広告物の設置、水面の埋立・干拓、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形状変更を行う場合には、届出又は協議が必要となる。	罰金
国有林野の管理 経営に関する法律	国有林野		農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。		—
景観法(富士吉田市景観計画・景観条例)	里地里山・富士山麓景観形成地域		富士吉田市長への届出	建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとな	懲役又は罰金

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
	市街地・田園集 落景観形成地域		る修繕若しくは模様替又は色 彩の変更、木竹の伐採、屋外 におけるものの集積又は貯 蔵、特定工作物及び運動・レ ジャー施設に関わる開発行 為、宅地の造成等、土石類の 採取等を行う場合には、届出 が必要となる。	
景観法(身延町景 観計画・景観条 例)	一般地区	身延町長への届出		
景観法(西桂町景 観計画・景観条 例)	西桂町全域	西桂町長への届出		
景観法(忍野村景 観計画・景観条 例)	景観形成重点 地区	忍野町長への届出		
景観法(山中湖村 景観計画・景観条 例)	景観形成重点 地区	山中湖村長への届出		
	一般区域			
景観法(鳴沢村景 観計画・景観条 例)	暮らし・リゾート 景観形成地域	鳴沢村長への届出		
	山岳景観形成地 域			
景観法(富士河口 湖町景観計画・景 観条例)	景観計画区域	富士河口湖町長への 届出		
景観法(富士宮市 景観計画・富士山 景観条例)	富士山等景観 保全地域	富士宮市長への届出		
	富士山等眺望 保全地域			
景観法(富士市景 観計画・景観条 例)	富士市全域	富士市長への届出		
景観法(御殿場市 景観計画・総合景 観条例)	御殿場市全域	御殿場市長への届出		
景観法(裾野市景 観計画・景観条 例)	裾野市全域	裾野市長への届出		

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
景観法(小山町景 観計画・景観条 例)	小山町全域	小山町長への届出		
景観法(静岡市景 観計画・景観条 例)	景観計画重点地 区	静岡市長への届出		
	一般地区(静岡 市全域)			
屋外広告物法(山 梨県屋外広告物 条例)	山梨県全域(忍 野村、富士河口 湖町は事務移 譲)	山梨県知事の許可(忍 野村、富士河口湖町に ついては、権限に属す る事務について移譲さ れている)	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(静 岡県屋外広告物 条例)	静岡市、富士宮 市、富士市、御 殿場市、裾野市 を除く静岡県全 域	静岡県知事の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(静 岡市屋外広告物 条例)	静岡市全域	静岡市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(富 士宮市屋外広告 物条例)	富士宮市全域	富士宮市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(富 士市屋外広告物 条例)	富士市全域	富士市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(御 殿場市屋外広告 物条例)	御殿場市全域	御殿場市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(裾 野市屋外広告物 条例)	裾野市全域	裾野市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
忍野村風致地区 条例(都市計画法 の規定に基づく)	風致地区	忍野村長の許可又は 協議	建築物及びその他の工作物 の新築・改築・増築又は移 転、宅地の造成・土地の形質 の変更、木竹の伐採、土石類 の採取、水面の埋立・干拓、 建築物及びその他の工作物 の色彩の変更、土石等の堆 積を行う場合には、許可又は 協議が必要となる。	罰金
都市計画法	第一種低層住居 専用地域及び市 街化調整区域	静岡市長・御殿場市 長・裾野市長・富士市 長・富士宮市長・小山 町長の許可又は協議	建築物の建築又は特定工作 物の建設を行う目的で、一定 の規模(第一種低層住居専用 地域は1,000㎡以上、市街化 調整区域内は原則全て)の開 発行為を行う場合、又は市街 化調整区域内で建築する場 合には、許可又は協議が必要 となる。	懲役又 は罰金
海岸法	海岸保全区域	静岡県知事の許可又 は協議	土石の採取、水面又は公共 海岸の土地以外の土地にお ける海岸保全施設以外の施 設の新設又は改築、土地の 掘削・盛土・切土を行う場 合には、許可又は協議が必要 となる。	罰金
富士吉田市富士 山世界遺産条例	富士山世界遺産 保全地域	富士吉田市長への届 出	建築物及びその他の工作物 の新築・改築・増築又は移 転を行う場合には、届出が必要 となる。	勧告
富士宮市富士山 景観等と再生可能 エネルギー発電設 備設置事業との調 和に関する条例	富士宮市全域	富士宮市長への届出 及び同意	太陽電池モジュールの総面 積が1,000㎡を超える発電設 備設置事業及び高さが10m を超える再生可能エネルギー 発電設備設置事業を行う場 合には、届出及び同意が必要 となる。 また、市長は、事業区域の	勧告

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
			全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、原則同意しない。	
山梨県世界遺産 富士山の保全に 係る景観配慮の手 続に関する条例	山梨県内の資産 及び緩衝地帯の 範囲	山梨県知事への景観 配慮書等の提出	区域ごとに定める規模を超える建築物・鉄塔・ダム・鋼索 鉄道・索道、遊戯施設・太陽 光発電施設の新設・増築、道 路・鉄道の新設・改良、飛行 場・廃棄物処理施設の設置・ 変更、公有水面等の埋立て・ 干拓、土地区画整理事業、住 宅団地・流通業務団地・墓 地・墓園・学校用地・レクリエ ーション施設用地の造成、土 石・砂利の採取を行う場合に は、景観評価(事業の実施が 景観に影響を及ぼす影響に ついて調査し、予測及び評価 を行うとともに、事業に係る景 観の保全のための措置を検 討すること)の結果を記載した 景観配慮書等の提出が必要 となる。	勸告・ 公表
御殿場市 土地利用事業指 導要綱	御殿場市全域	御殿場市長の承認(一 部事前協議も必要)	高さ 13m以上の建築物、施 行区域の面積が2,000 m ² 以上 の土地利用事業を行う場合に は、承認が必要となる。 また、20,000 m ² 以上の土地 利用事業を行う場合には、事 前協議が必要となる。	—
裾野市 土地利用事業に 関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認(一部 事前協議も必要)	高さ 21m以上又は7階建て 以上(延床面積 6,000 m ² 以上 の場合は5階建て以上)の建	—

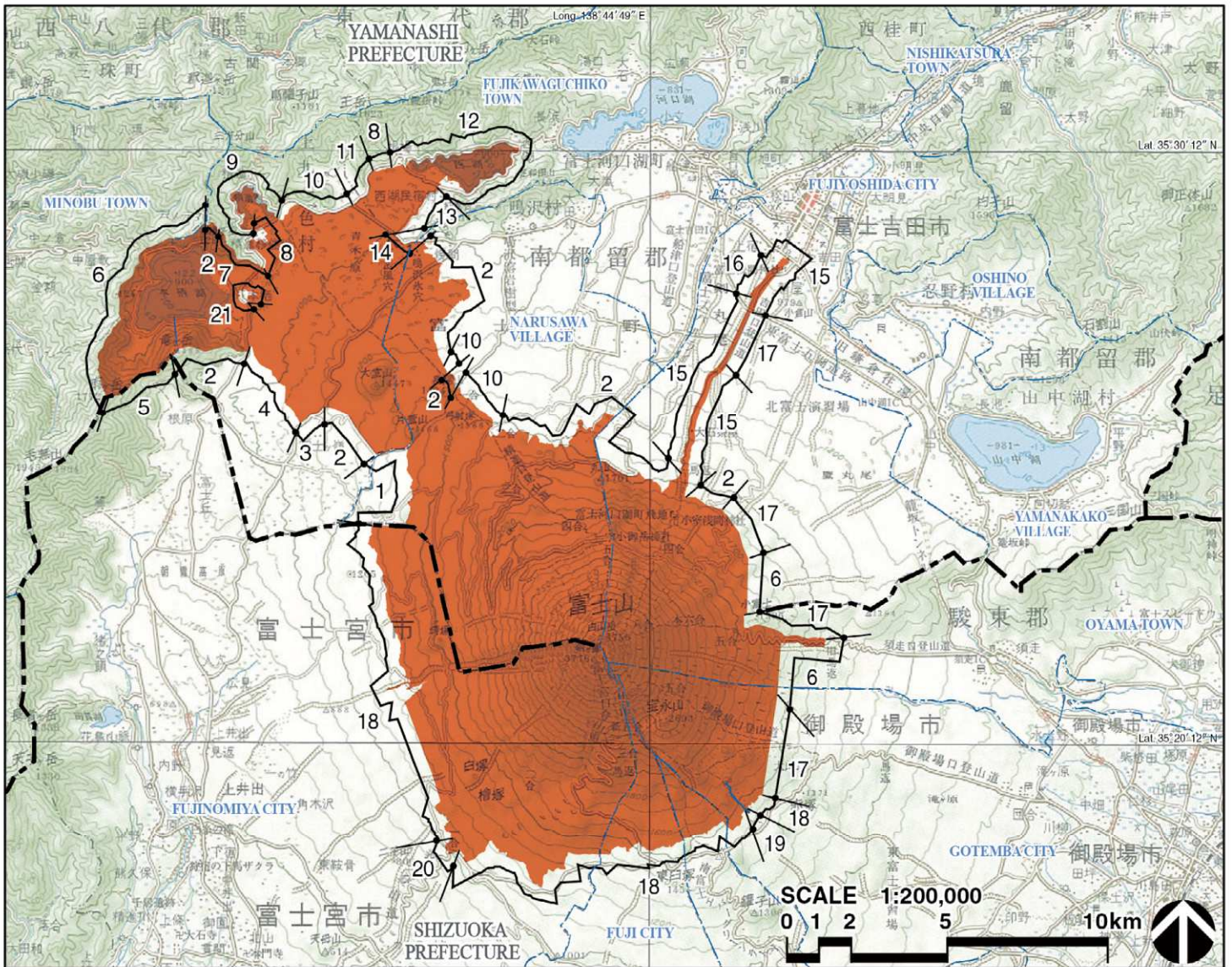
●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
			<p>建築物、施行区域の面積が2,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。</p> <p>また、50,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。</p>	
<p>小山町 土地利用事業の 適性化に関する指 導要綱</p>	<p>小山町全域</p>	<p>小山町長の承認(一部 事前協議も必要)</p>	<p>施行区域の面積が 1,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。</p> <p>また、10,000 m²以上土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。</p>	<p>—</p>

OUV の属性	要素のグループ／要素	保全に必要な要素	変更の規模／影響		
			レベル 1【影響なし】 無視できる程度の変更／僅か	レベル 2【許容範囲】 小規模な変更／小さい	レベル 3【許容を超える】 大規模な変更／大きい
信仰の 対象 属性 1	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士山域・山頂の信仰遺跡群 登山道 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆信仰に関する展望（遥拝）</p> <p>◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</p>	36の定点観測地点のうち、中ノ倉峠及び三保松原を除く34の展望地点※からの富士山への展望景観、展望地点の周辺の景観	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への軽微な変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への小規模な変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 浅間神社の境内・社殿群 御師住宅 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆信仰に関する展望（遥拝）</p> <p>◆信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への軽微な変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害がほとんど生じない変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への小規模な変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害が少し生じる変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 信仰に関する展望（遥拝）への阻害が生じる変更 信仰の営み、神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹形・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <p>◆地上に表出している遺跡（遺構・遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖沼・湧水地 溶岩樹形・風穴 滝 海浜 <p>◆地下に埋蔵されている遺跡（遺構・遺物）</p> <p>◆神聖な雰囲気・精神性</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への軽微な変更 神聖な雰囲気・精神性への阻害がほとんど生じない変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡への小規模な変更 神聖な雰囲気・精神性への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> 地上・地下の遺跡の損壊又は保存状態の不安定化が生じる変更 神聖な雰囲気・精神性への阻害が生じる変更
芸術の 源泉 属性 2	<p>■ 芸術の源泉となった展望地点・展望景観</p> <p>◆芸術に関する展望</p> <ul style="list-style-type: none"> 中ノ倉峠を展望地点とする富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 三保松原を展望地点とする海浜の松原越しの富士山への展望景観、展望地点周辺の景観 		<ul style="list-style-type: none"> 観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害がほとんど生じない変更 	<ul style="list-style-type: none"> 観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が少し生じる変更 	<ul style="list-style-type: none"> 観測地点から富士山への景観、富士山域内の観測地点から構成資産及び緩衝地帯への景観、構成資産内の観測地点から構成資産内部又はその周辺地域との間の景観への阻害が生じる変更

※34の展望地点のうち8箇所は構成資産内、26箇所は緩衝地帯にそれぞれ存在するが、各展望地点から富士山への展望景観及び各展望地点の周辺の景観はすべてOUVの保全に必要な要素である

地図(資産範囲・緩衝地帯・法規制図)



凡例
■ 資産範囲

範囲設定に使用した境界

1 国立公園第3種特別地域と普通地域の境界 ※国立公園：富士箱根伊豆国立公園	12 図 15 参照
2 県有林林班の境界	13 道路（県道青木ヶ原船津線）界（道路敷除く。）
3 道路（県道富士宮鳴沢線）界（道路敷除く。）	14 道路（国道 139 号）界（道路敷除く。）
4 道路（林道逢坂線）界（道路敷除く。）	15 文化財指定範囲（特別名勝富士山、史跡富士山）の境界
5 山梨県・静岡県境界	16 国有林野の境界
6 県有林小林班の境界	17 演習場の境界
7 山稜線	18 国有林野林班の境界
8 県有林小林班の境界	19 文化財指定範囲（史跡富士山）の境界
9 図 16 参照	20 文化財指定範囲（特別名勝富士山）の境界
10 文化財指定範囲 （天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海）の境界	21 国立公園特別地域と普通地域の境界
11 道路（県道河口湖精進線）界（道路敷除く。）	

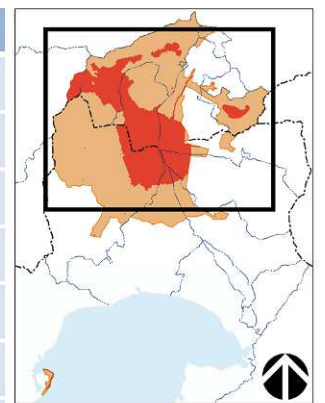
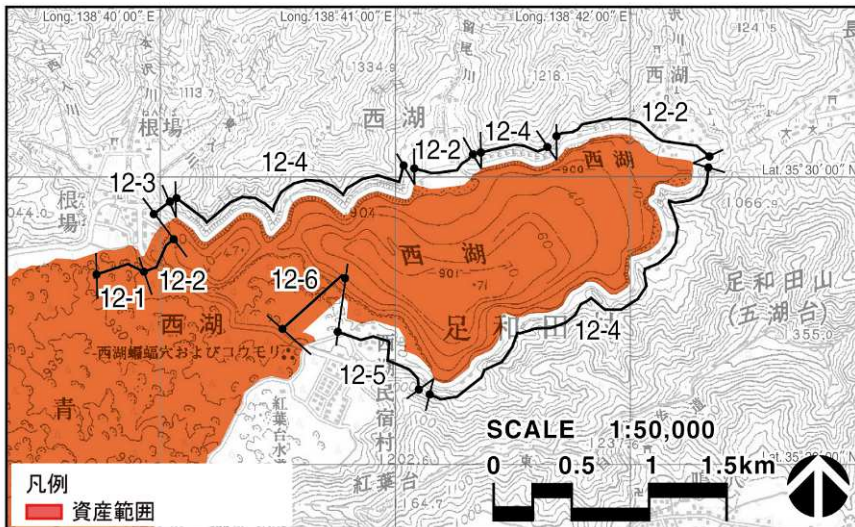
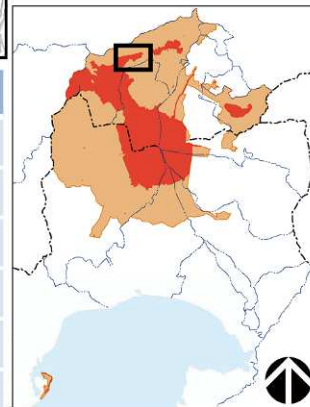


図 1 資産範囲設定の考え方 1

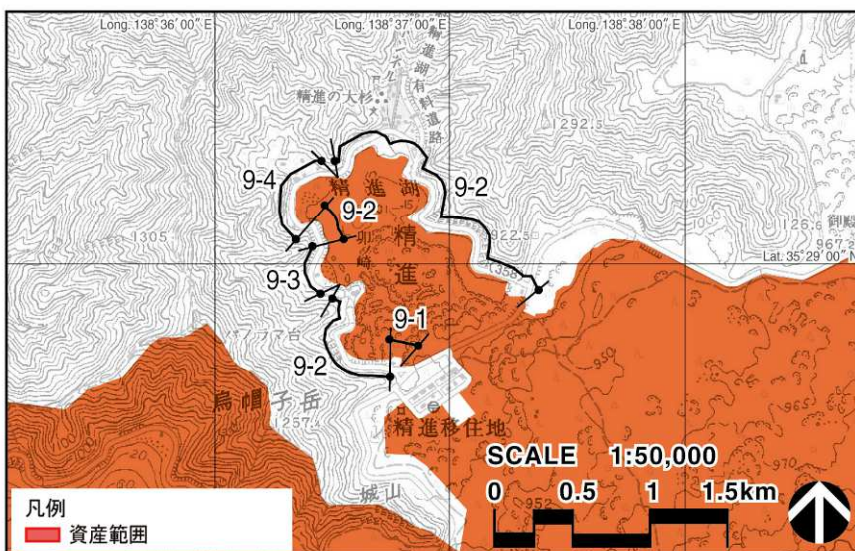


範囲設定に使用した境界	
12-1	町道敷(除)界
12-2	河川区域の境界
12-3	官民境界
12-4	道路(北岸: 県道河口湖精進線、南岸: 県道青木ヶ原船津線)界(道路敷除く。)
12-5	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
12-6	県有林小班の境界

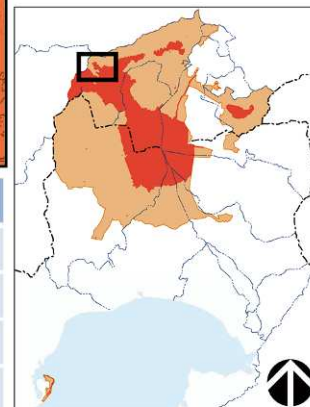


key plan

図2 資産範囲設定の考え方2

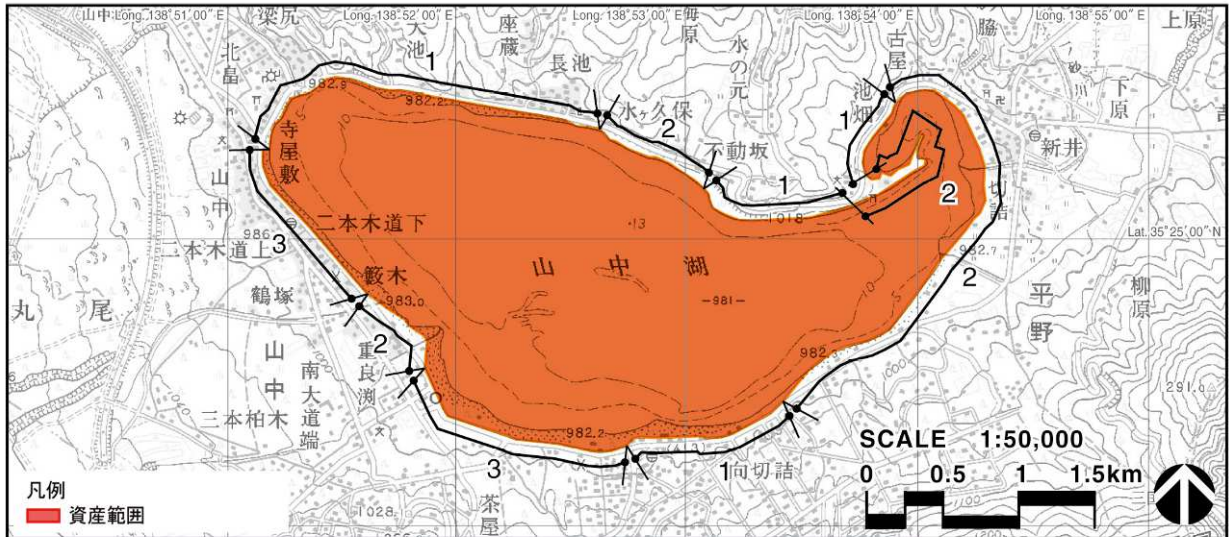


範囲設定に使用した境界	
9-1	県有林小班の境界
9-2	文化財指定範囲(名勝富士五湖)の境界
9-3	官民境界
9-4	道路(県道精進湖畔線)界(道路敷除く。)



key plan

図3 資産範囲設定の考え方3



範囲設定に使用した境界	
1	サイクリングロード界（サイクリングロード敷除く。）
2	官民境界
3	道路（国道138号）界（道路敷除く。）

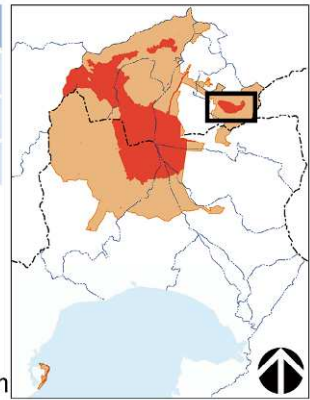
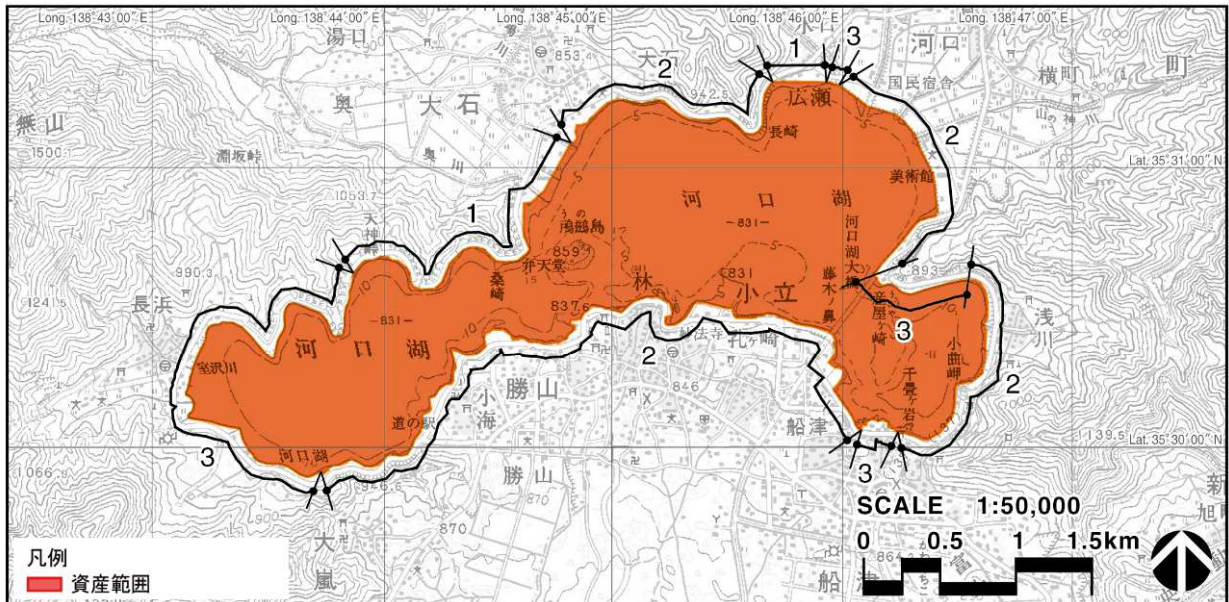


図4 資産範囲設定の考え方4

key plan



範囲設定に使用した境界	
1	河川区域の境界
2	ウォーキングトレイル界（ウォーキングトレイル敷除く。）
3	文化財指定範囲（名勝富士五湖）の境界

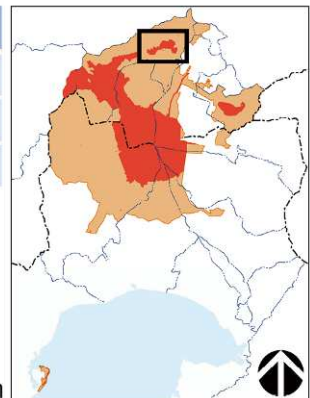
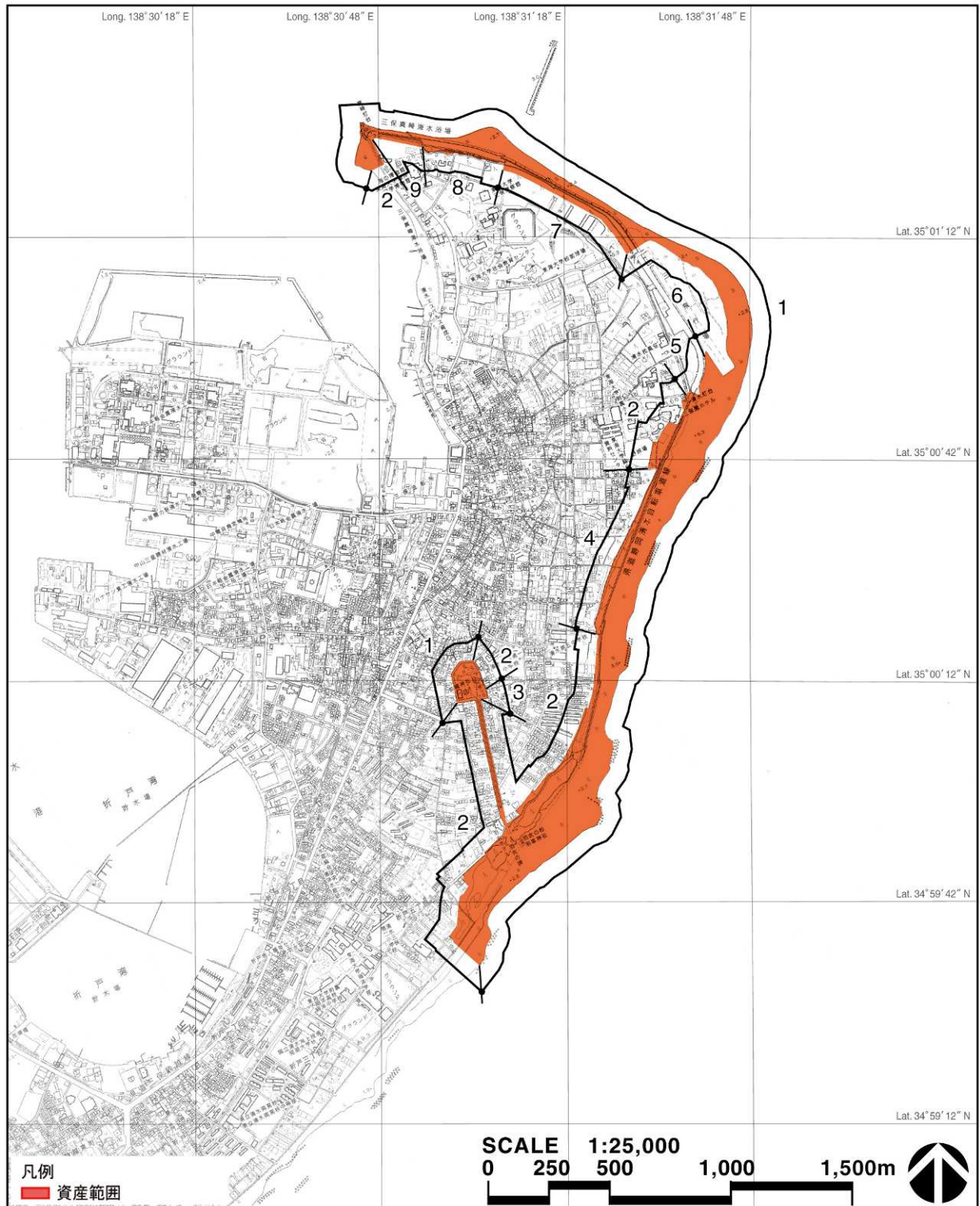


図5 資産範囲設定の考え方5

key plan



範囲設定に使用した境界	
1	文化財指定範囲（名勝三保松原）の境界
2	文化財指定範囲（名勝三保松原）における特別規制地区と規制地区の境界
3	道路（市道）界（道路敷除く。）
4	散策路界（散策路敷含む。）
5	道路（県道静岡清水自転車道線）界（道路敷除く。）
6	飛行場境界
7	道路（県道静岡清水自転車道）界から25m線
8	散策路界（散策路敷除く。）
9	民有地境界から15m線

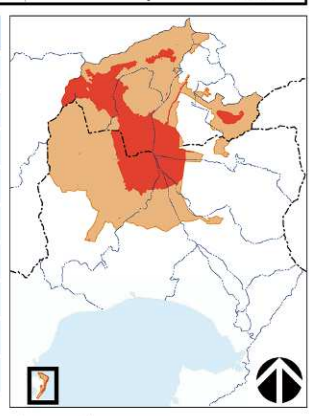
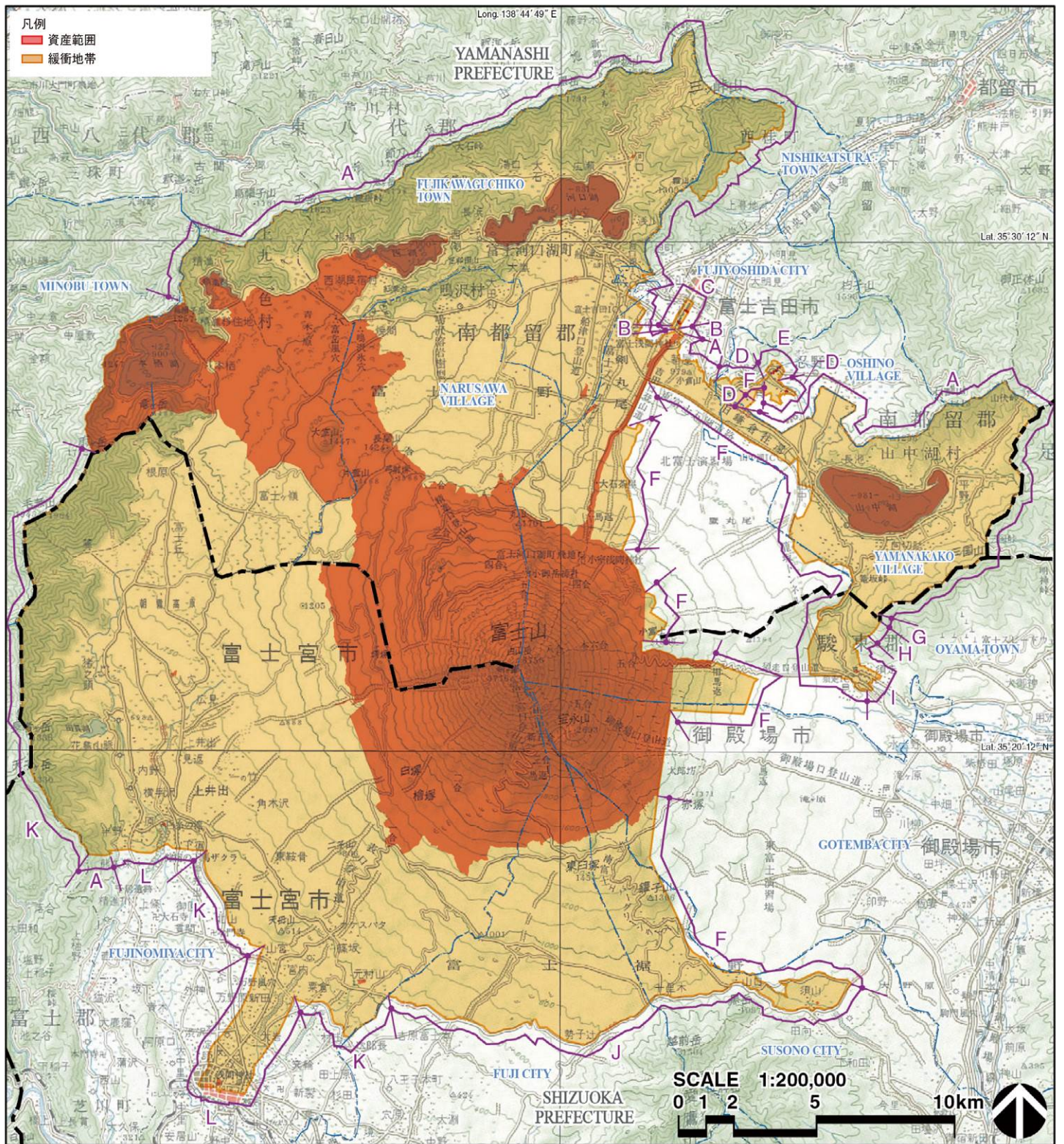


図6 資産設定の考え方6

key plan



範囲設定に使用した境界

A 国立公園区域の境界	G 道路（登山道）界（道路敷を含む。）
B 道路（国道 138 号）界（道路敷を含む。）	H 山稜線
C 富士吉田市富士山世界遺産条例の保全地域の境界	I 道路（町道）界（道路敷を含む。）
D 忍野村風致地区条例風致地区の境界	J 道路（国道 469 号）界（道路敷除く。）
E 忍野村景観条例景観形成重点地区の境界	K 富士宮市富士山景観条例の保全地域の境界
F 演習場の境界	L 静岡県屋外広告物規制条例の規制地域の境界

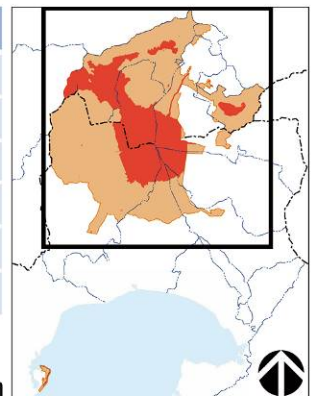
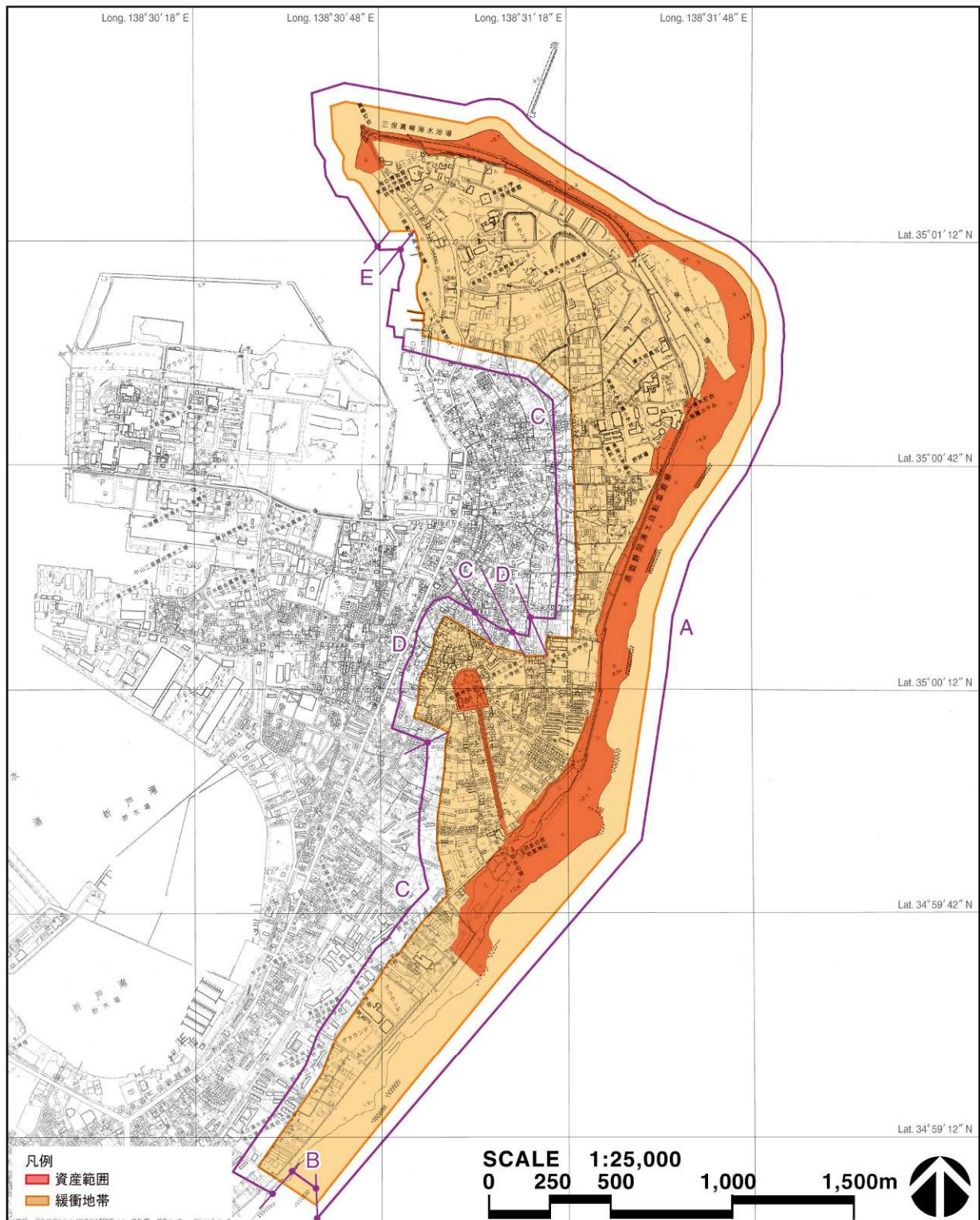


図 7 緩衝地帯設定の考え方 1

key plan



範囲設定に使用した境界	
A	海岸法海岸保全区域の境界
B	Cの延長線
C	文化財指定範囲(名勝三保松原)の境界
D	道路(市道)界(道路敷除く。)
E	海岸法海岸保全区域の端とCの端を結ぶ直線

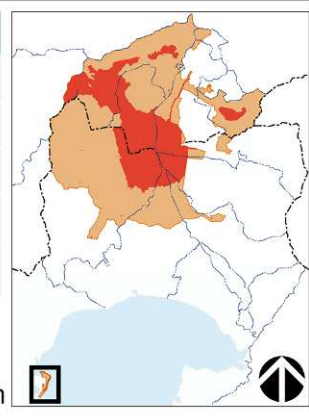
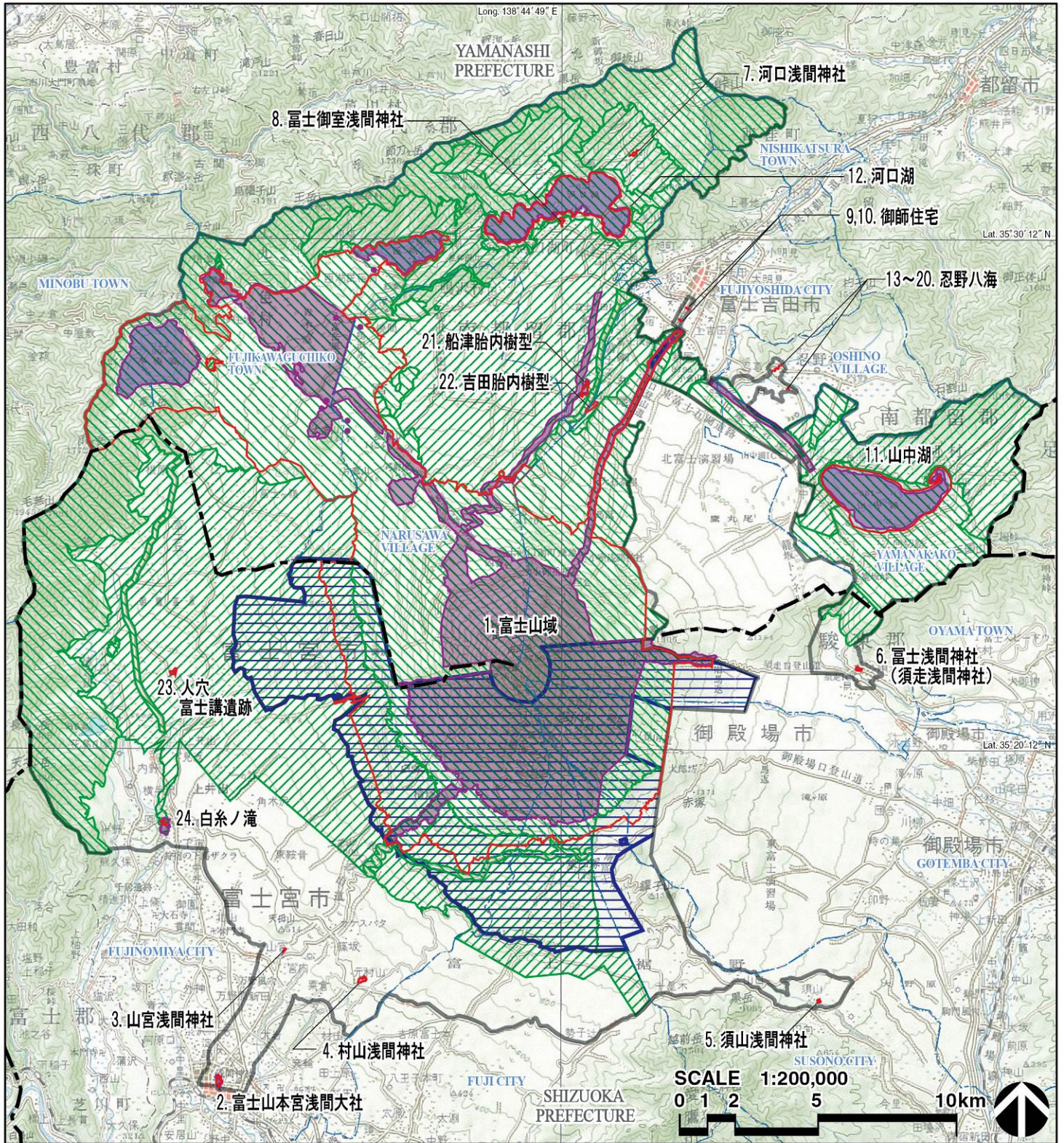
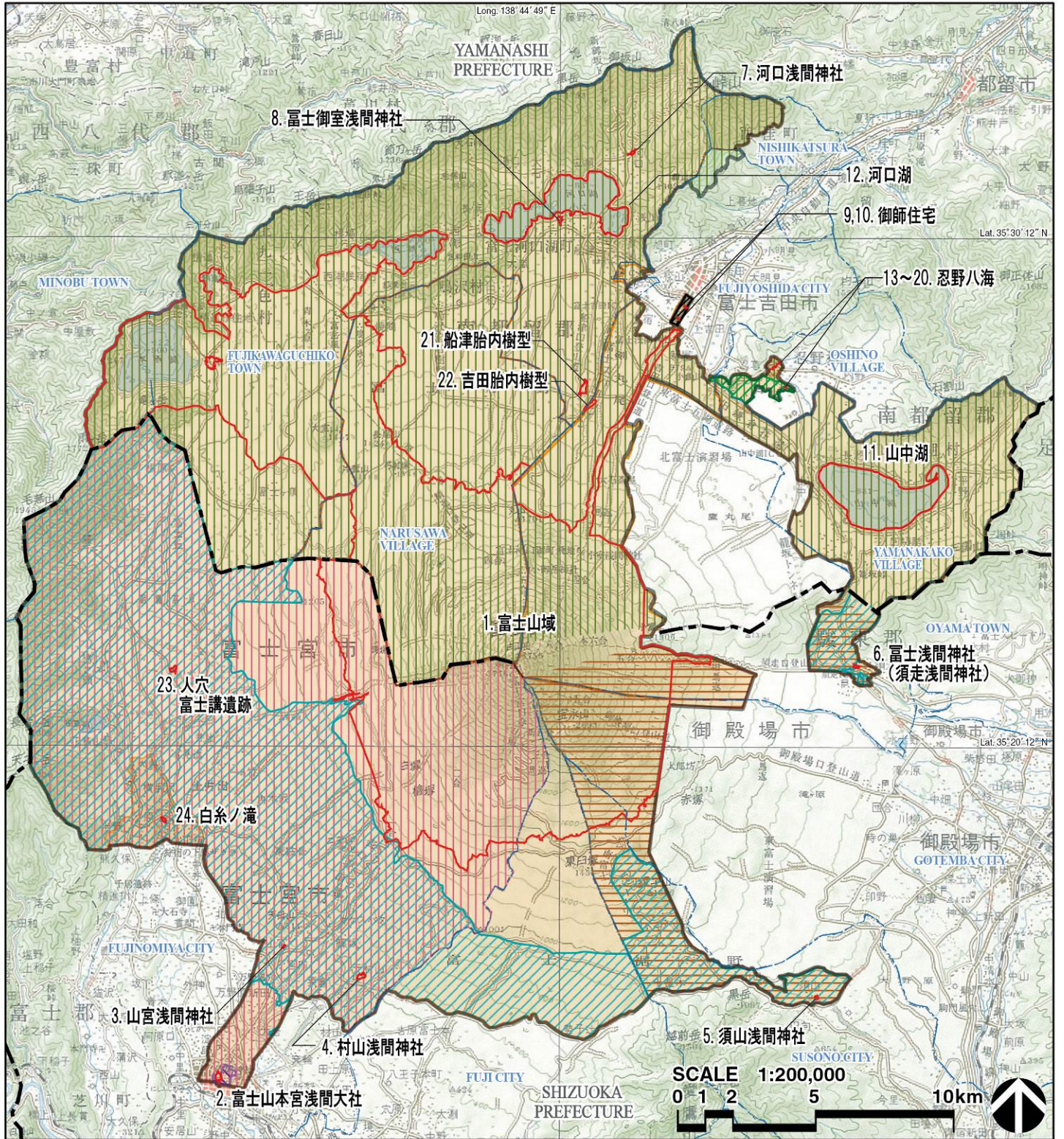


図8 緩衝地帯設定の考え方2



- 凡例
- 資産範囲
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
 - 自然公園法（国立公園特別地域）
 - 自然公園法（国立公園普通地域）
 - 国有林野の管理経営に関する法律（国有林野）
 - 県境
 - 市町村境

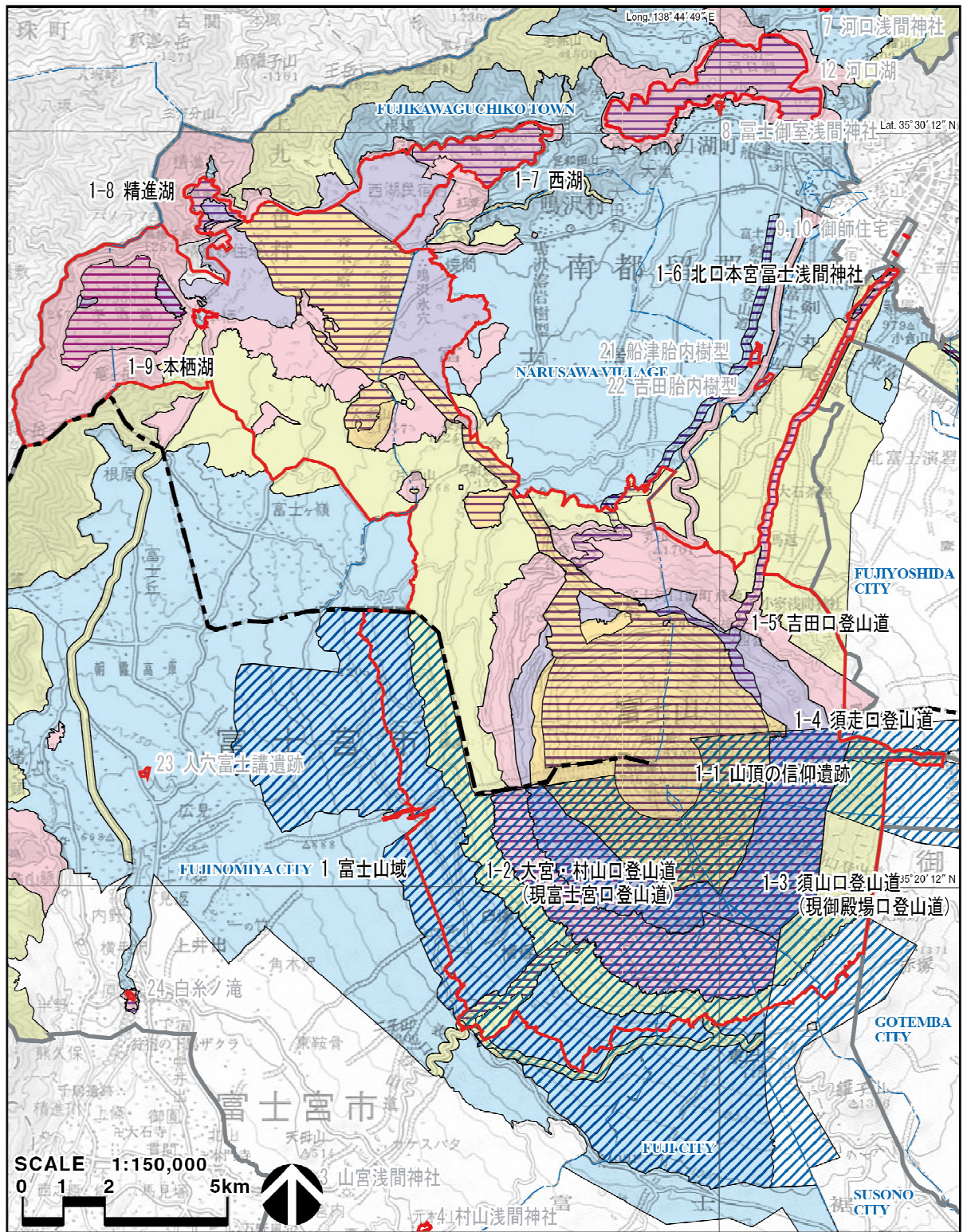
図9 全体の法規制図 1



- 凡例
- 資産範囲
 - 緩衝地帯
 - 景観法
 - 都市計画法（忍野村風致地区条例）
 - 都市計画法（第1種低層住居専用地域）
 - 都市計画法（市街化調整区域）
 - 都市計画法（岳南広域都市計画高度地区）
 - 海岸法
 - 県境
 - 市町村境
 - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
 - 富士吉田市富士山世界遺産条例
 - 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
 - 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例
 - 土地利用事業指導要綱

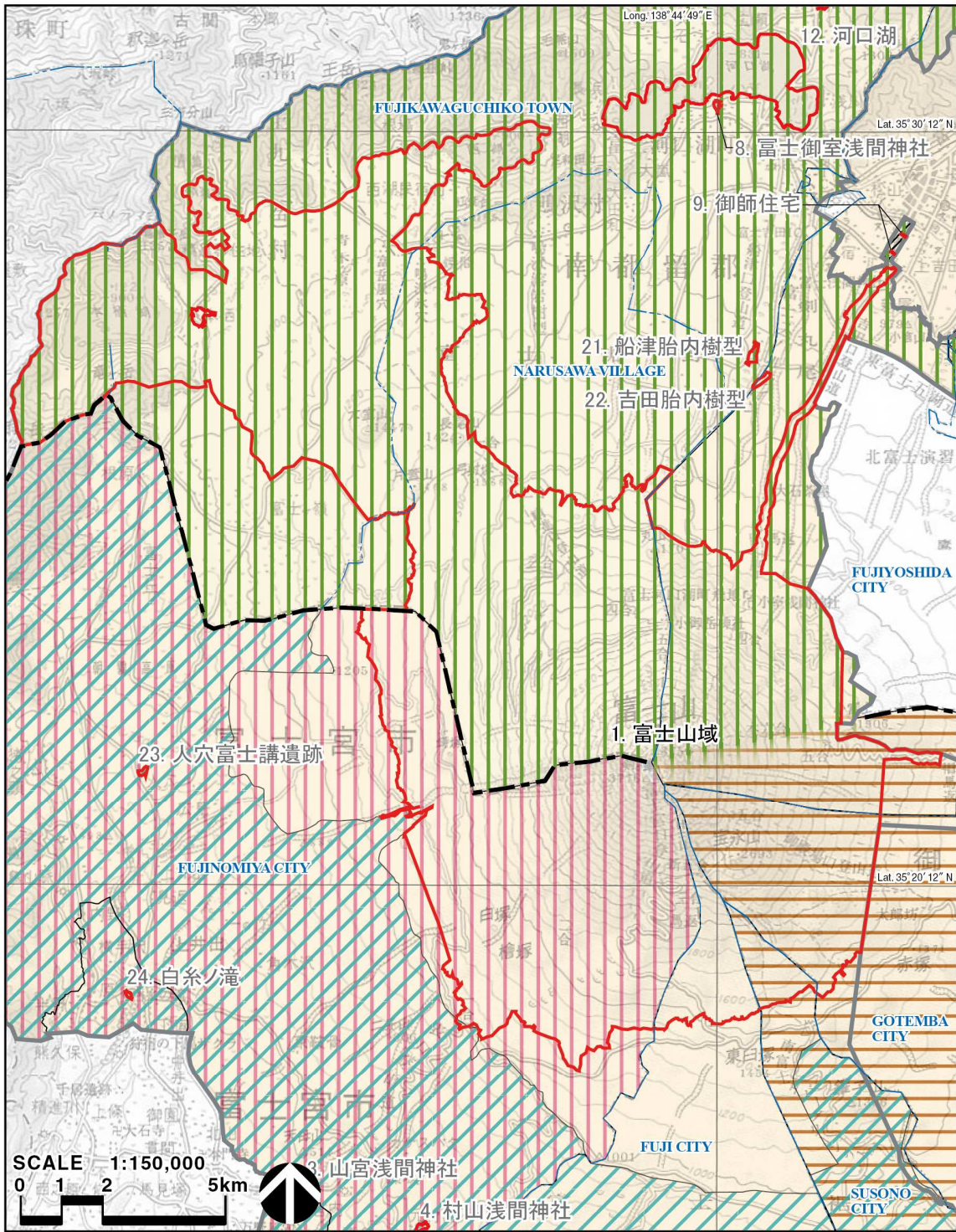
屋外広告物法：山梨県・静岡県全域

図 10 全体の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
 - 県境
 - 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（特別保護地区）
 - 国立公園特別地域（第1種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - 国立公園普通地域
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野

図 11 富士山城の法規制図 1



凡例
 資産範囲（構成資産）
 緩衝地帯
 県境
 市町村境
 ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

景観条例（富士吉田市景観条例、身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、忍野村景観条例、山中湖村景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例、小山町景観条例）

都市計画法

忍野村風致地区条例
 市街化調整区域

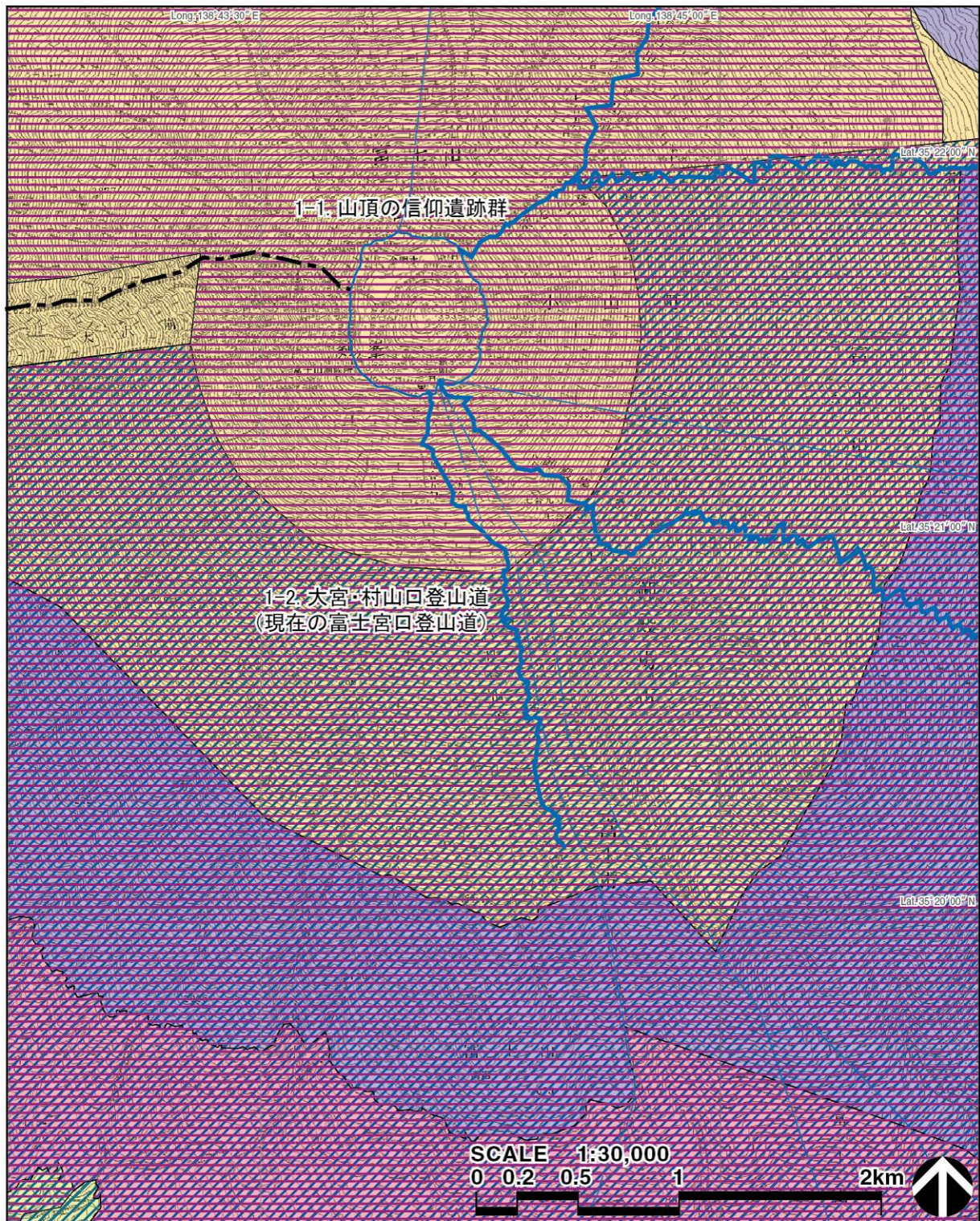
地方自治体の条例

富士吉田市富士山世界遺産条例（保全地域）
 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

土地利用事業指導要綱

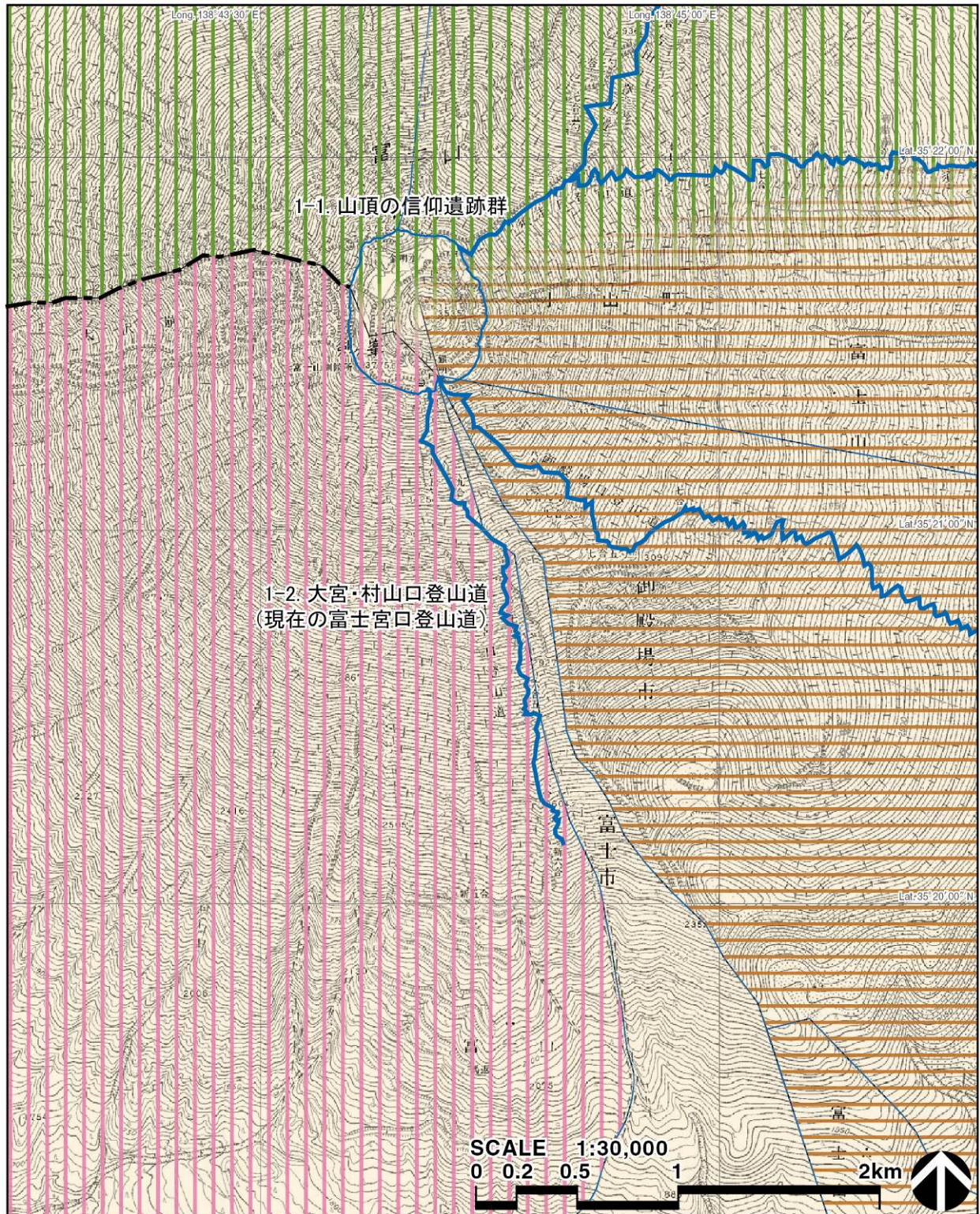
御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱


図 12 富士山域の法規制図 2




- 凡例
- 資産範囲 (構成要素)
 - 文化財保護法
 - 国立公園特別地域 (特別保護地区)
 - 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
 - 国有林野の管理経営に関する法律
 - 国有林野
 - 県境
 - 市町村境

図 13 山頂の信仰遺跡群及び大宮・村山口登山道の法規制図 1



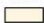
凡例  資産範囲 (構成要素)

 県境


 市町村境


※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

 景観条例 (富士吉田市景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例、小山町景観条例)

地方自治体の条例

 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

土地利用事業指導要綱


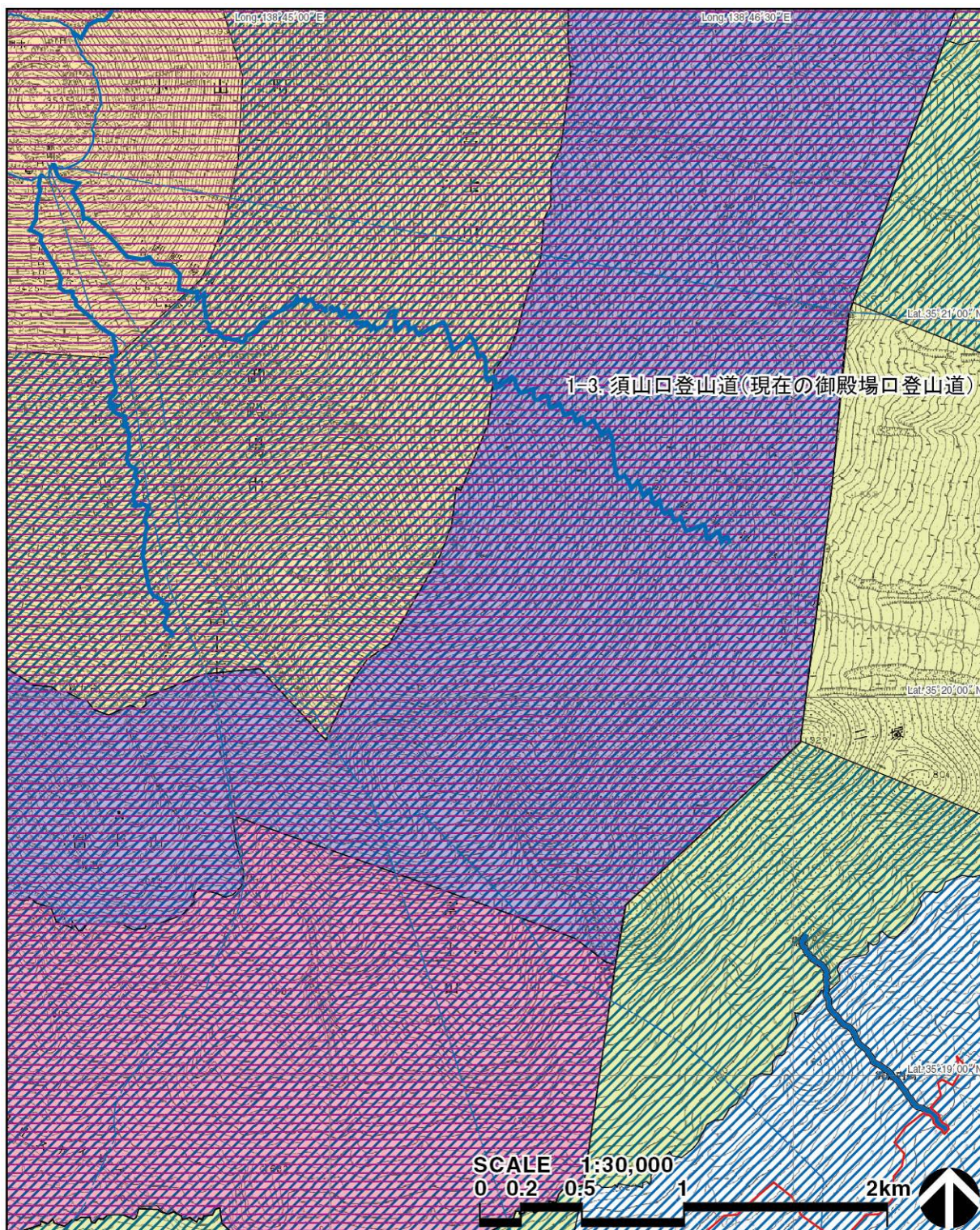
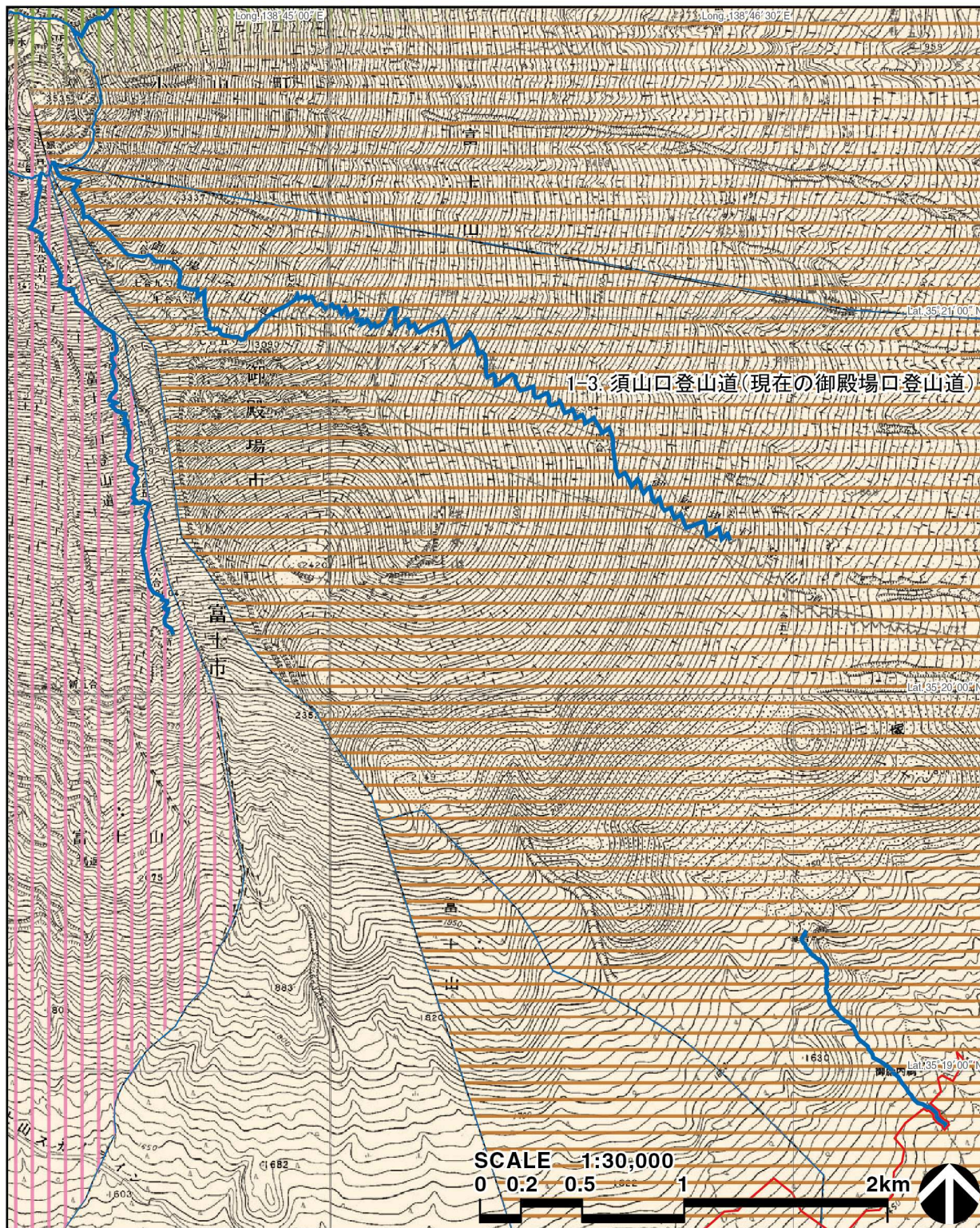
 御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 14 山頂の信仰遺跡群及び大宮・村山口登山道の法規制図 2



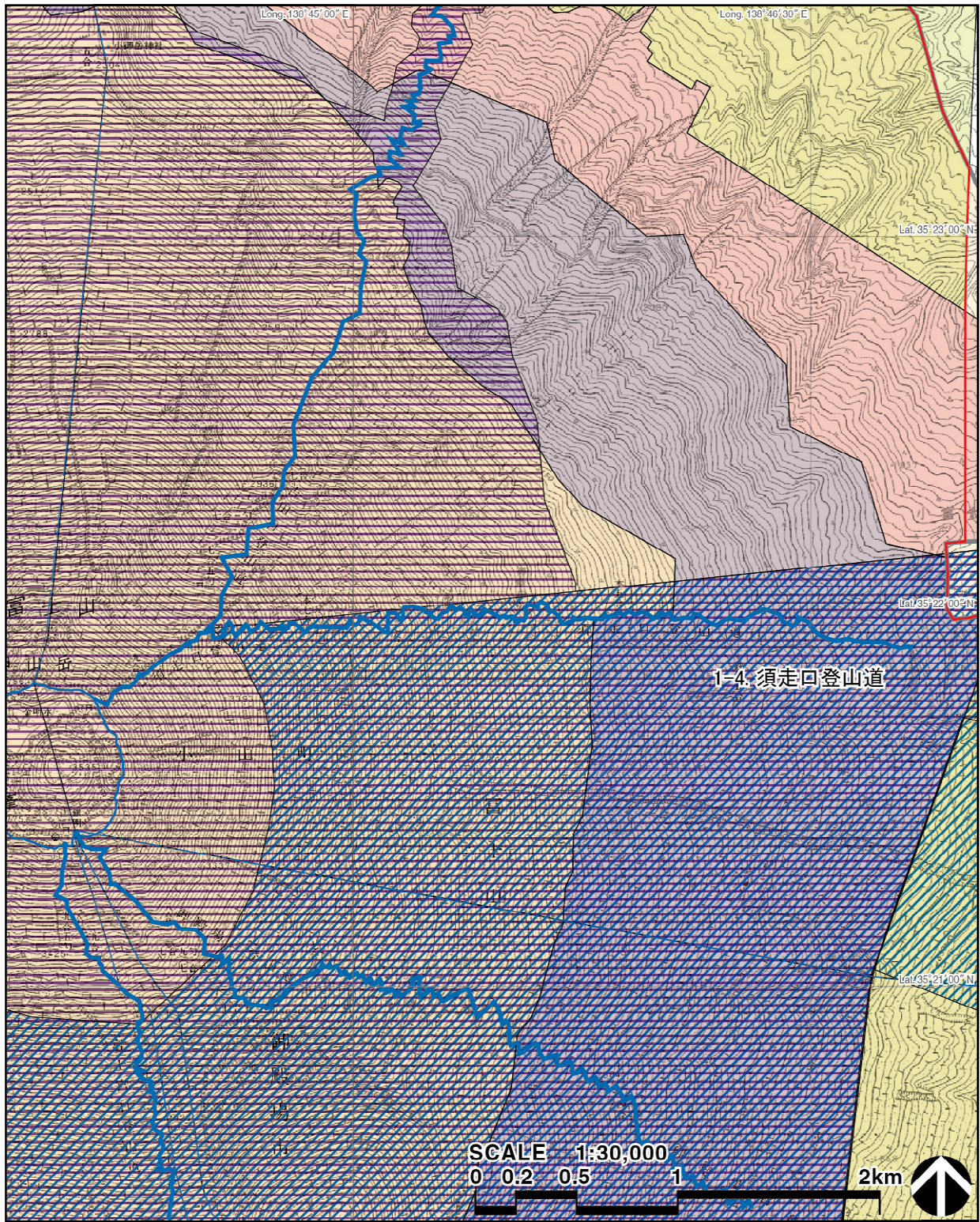
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 文化財保護法
 - 市町村境
- 自然公園法
- 国立公園特別地域 (特別保護地区)
 - 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野

図 15 須山口登山道(現御殿場口登山道)の法規制図 1



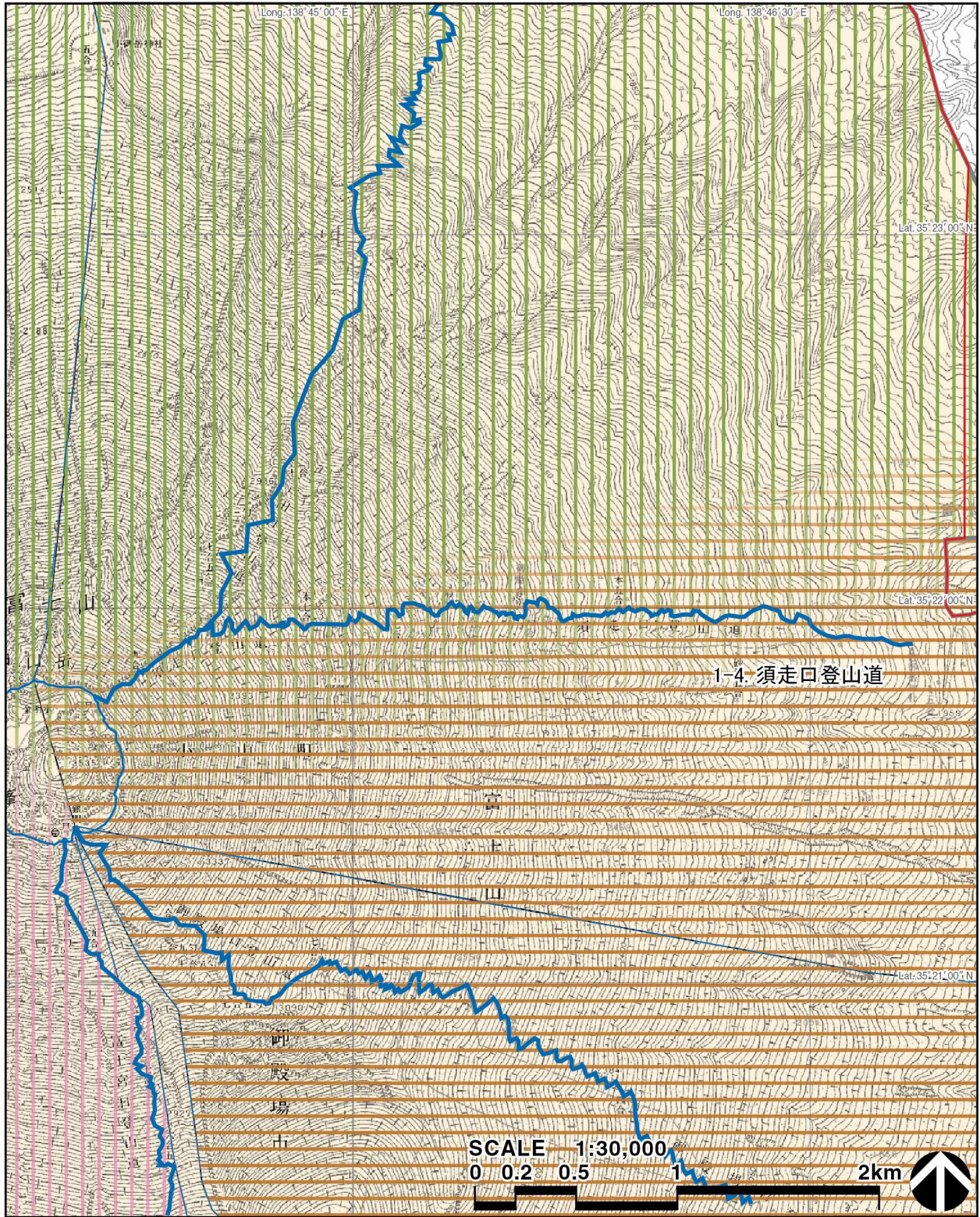
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 市町村境
 - ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。
- 景観法
- 景観条例（富士吉田市景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例、小山町景観条例）
- 地方自治体の条例
- 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
 - 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例
- 土地利用事業指導要綱
- 御殿場市土地利用事業指導要綱、裾野市土地利用事業に関する指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 16 須山口登山道(現御殿場口登山道)の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（特別保護地区）
 - 国立公園特別地域（第1種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野
- 市町村境

図 17 須走口登山道の法規制図 1



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）

- 市町村境
- ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

- 景観条例（富士吉田市景観条例、鳴沢村景観条例、富士宮市富士山景観条例、富士市景観条例、裾野市景観条例、御殿場市総合景観条例、小山町景観条例）

地方自治体の条例

- 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

土地利用事業指導要綱

- 御殿場市土地利用事業指導要綱、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 18 須走口登山道の法規制図 2

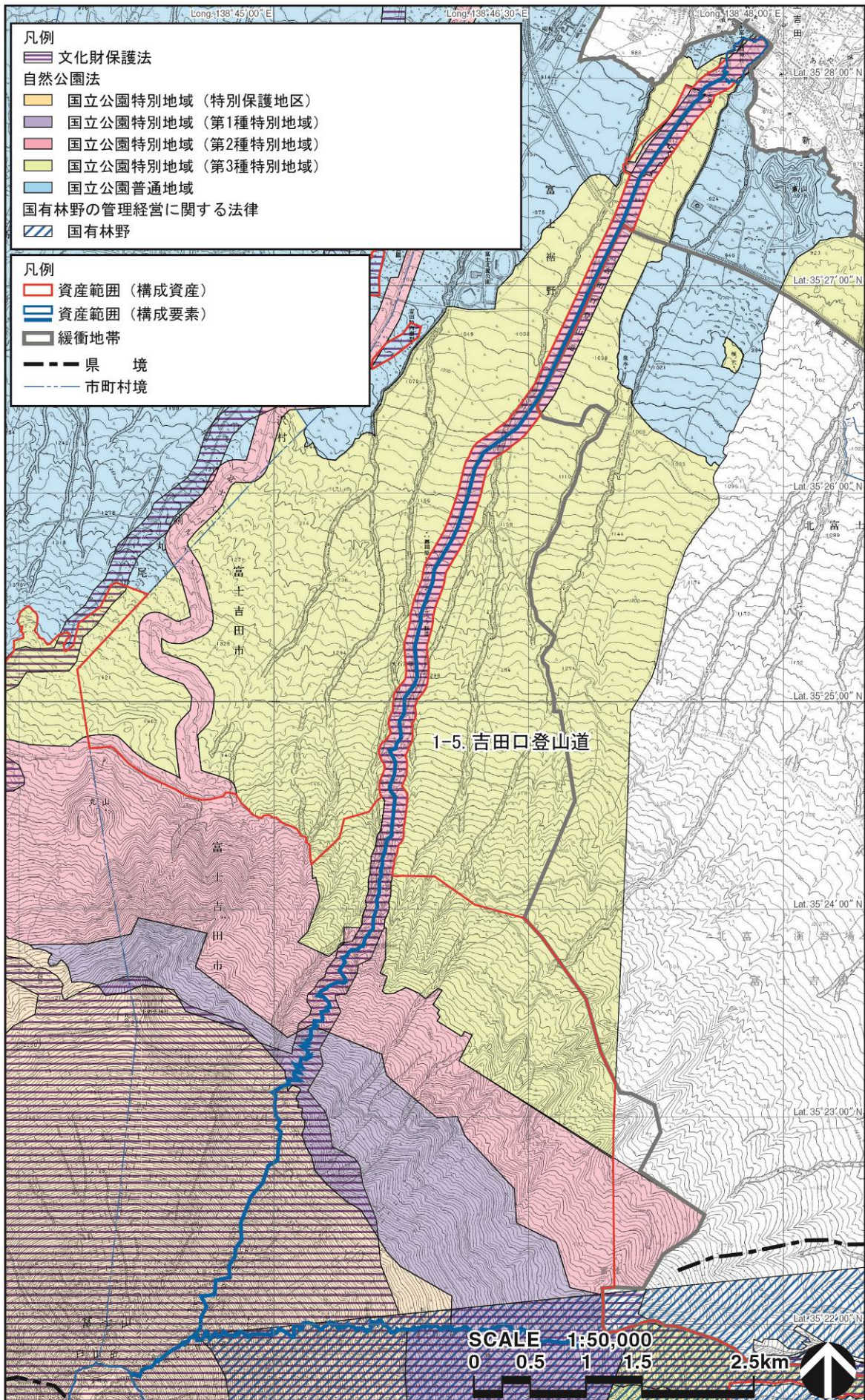


図19 吉田口登山道の法規制図 1

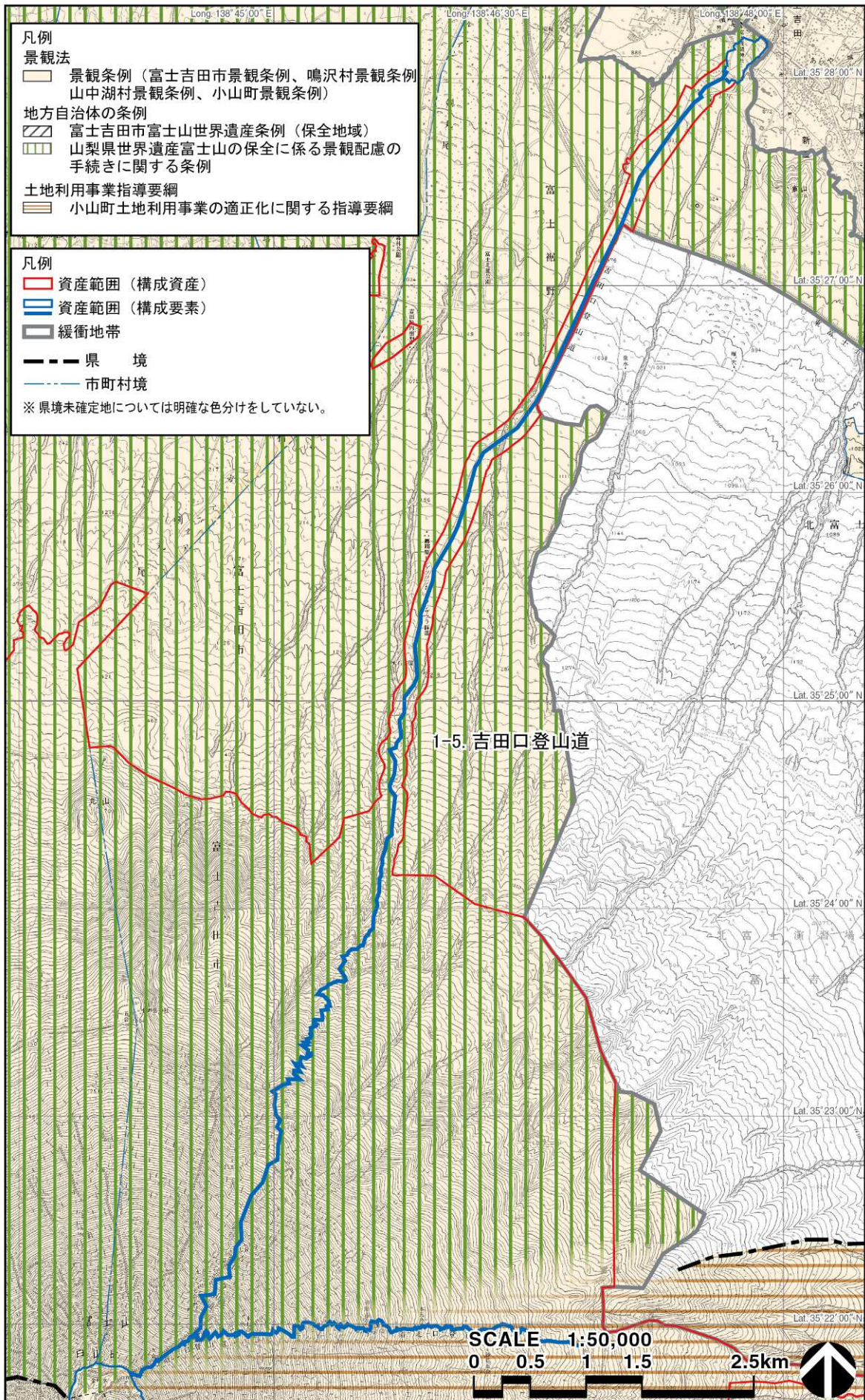
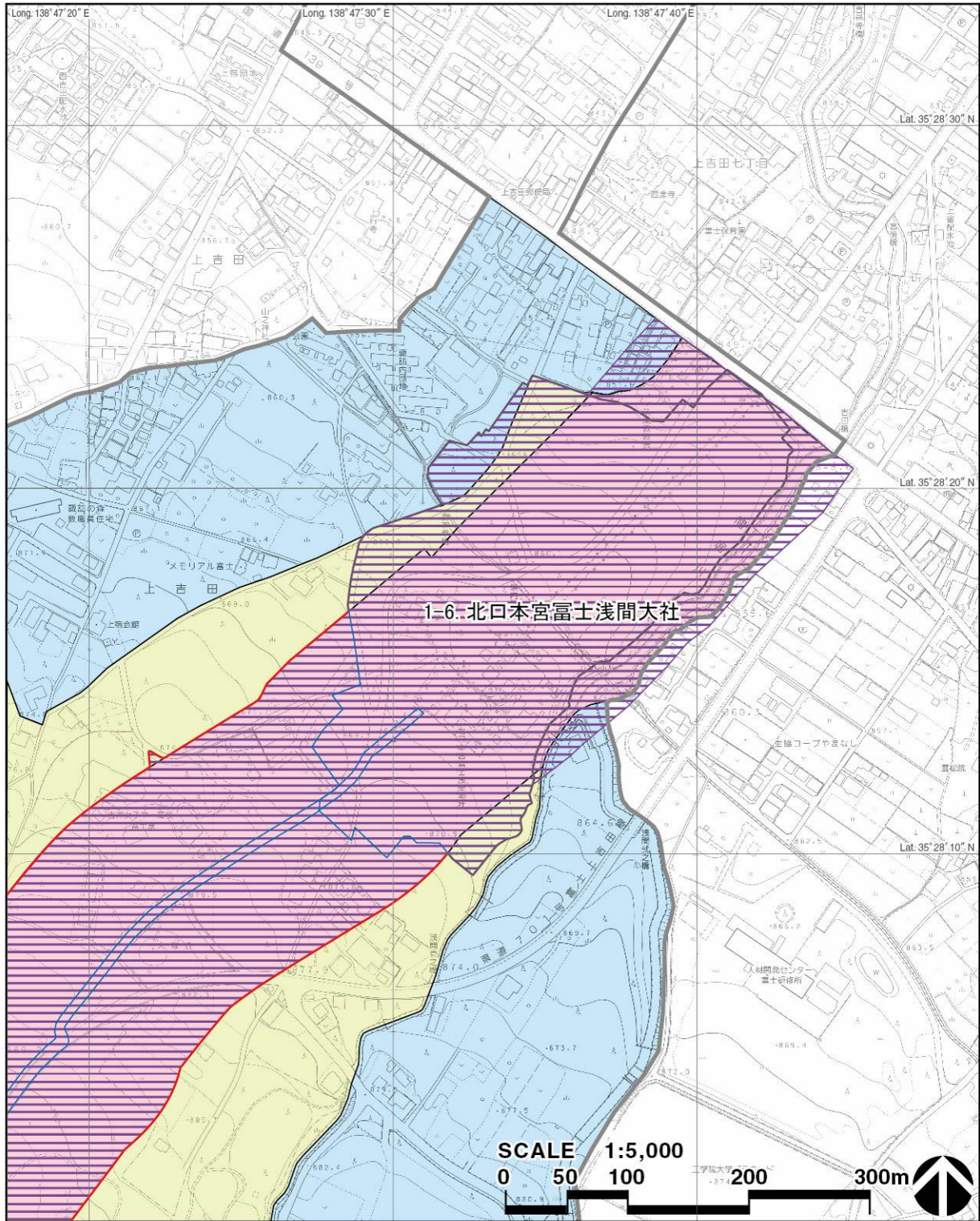
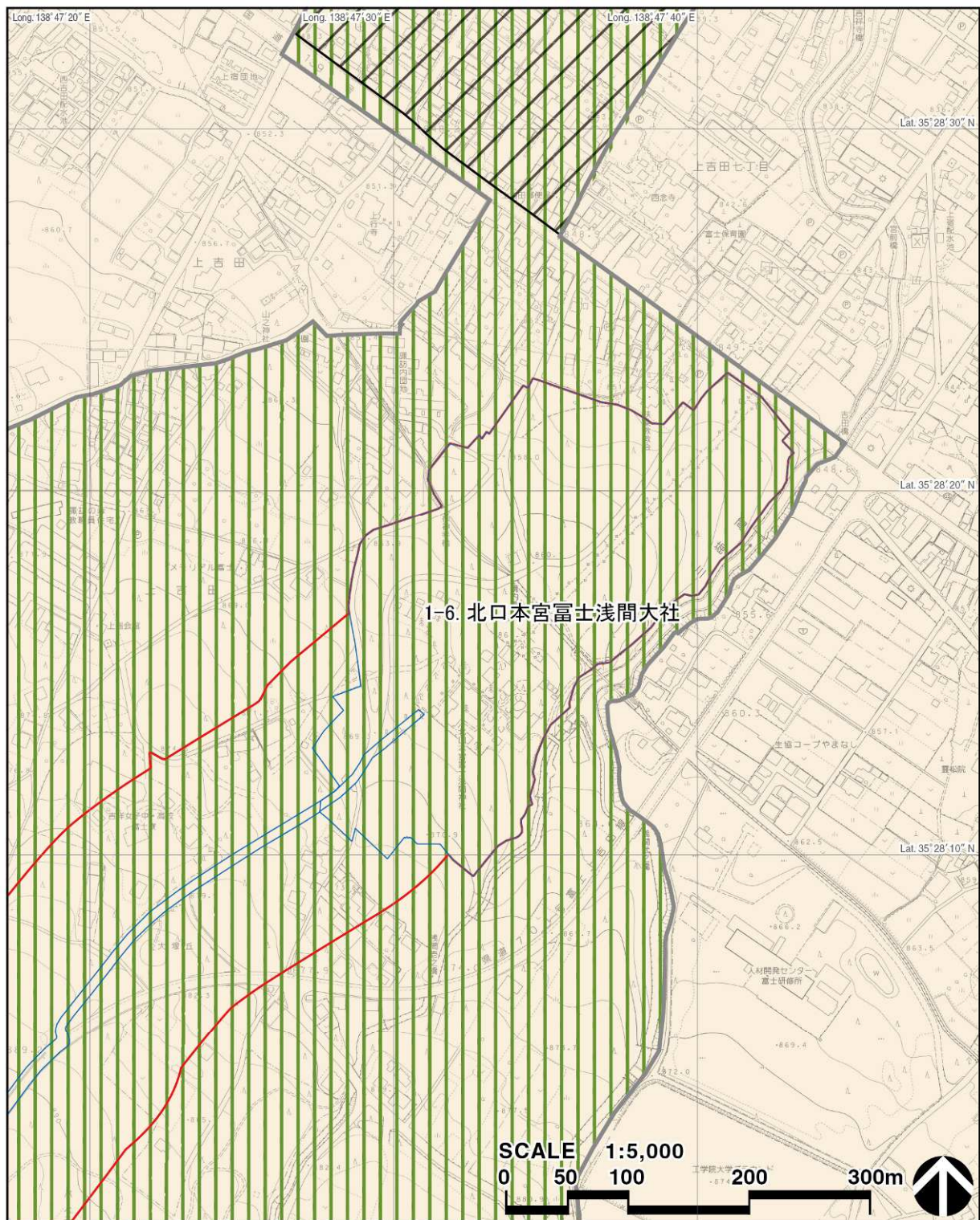


図 20 吉田口登山道の法規制図 2



- 凡例
- ▭ 資産範囲（構成資産）
 - ▭ 資産範囲（構成要素）
 - ▭ 緩衝地帯
 - ▭ 文化財保護法
- 自然公園法
- ▭ 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - ▭ 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - ▭ 国立公園普通地域

図 21 北口本宮富士浅間神社の法規制図 1

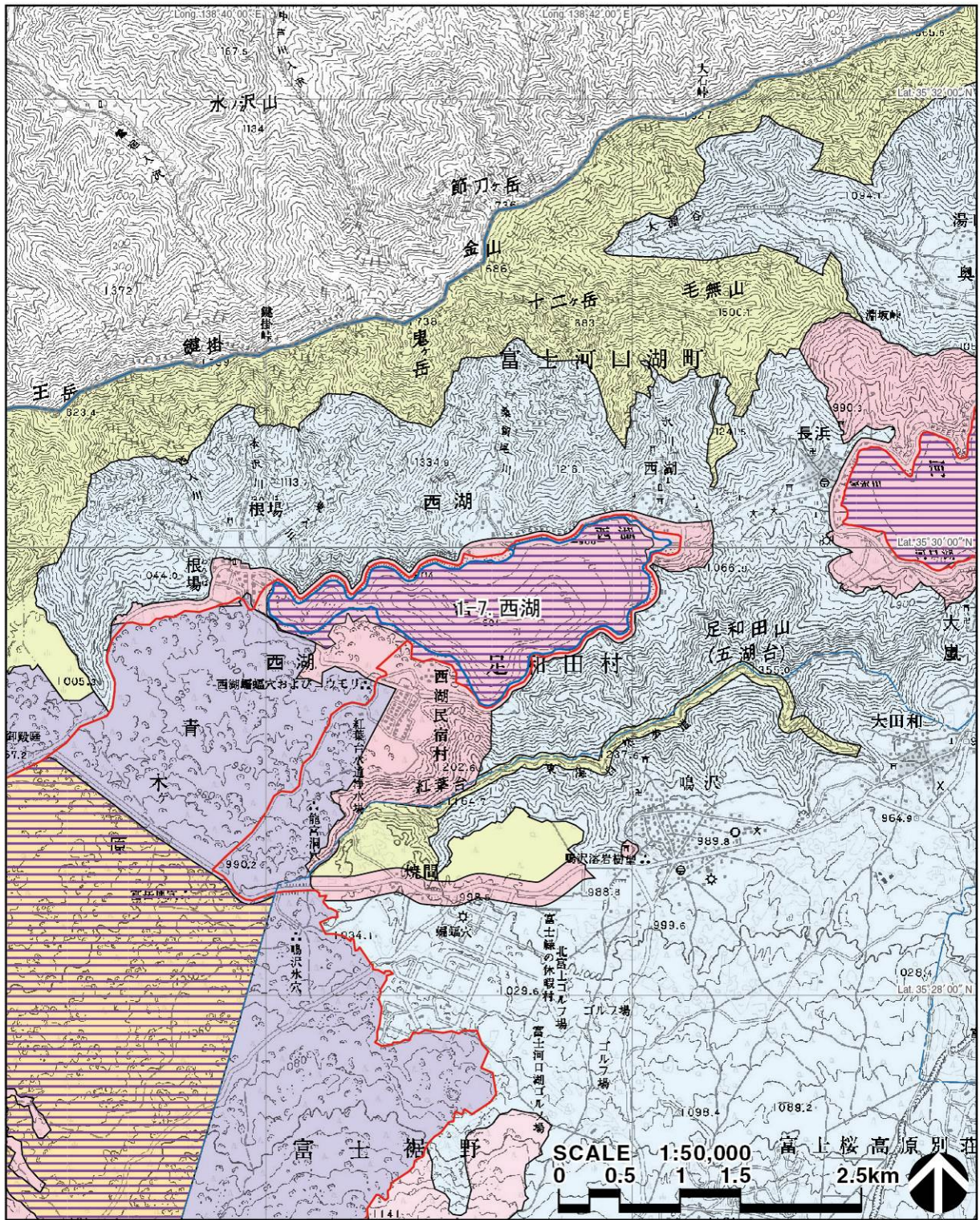


- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 緩衝地帯

地方自治体の条例

- 景観条例（富士吉田市景観条例）
- 富士吉田市富士山世界遺産条例（保全地域）
- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 22 北口本宮富士浅間神社の法規制図 2

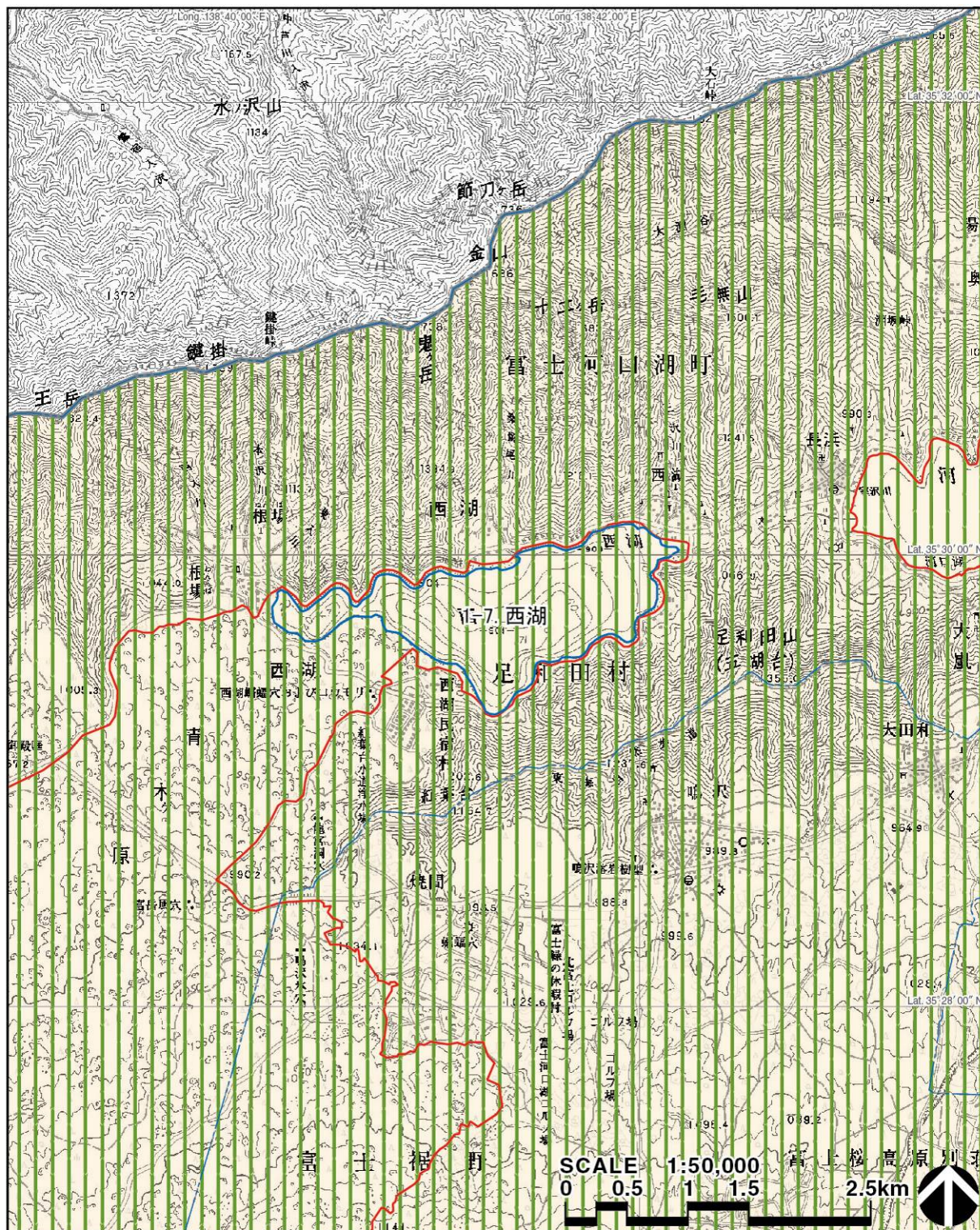


- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

自然公園法

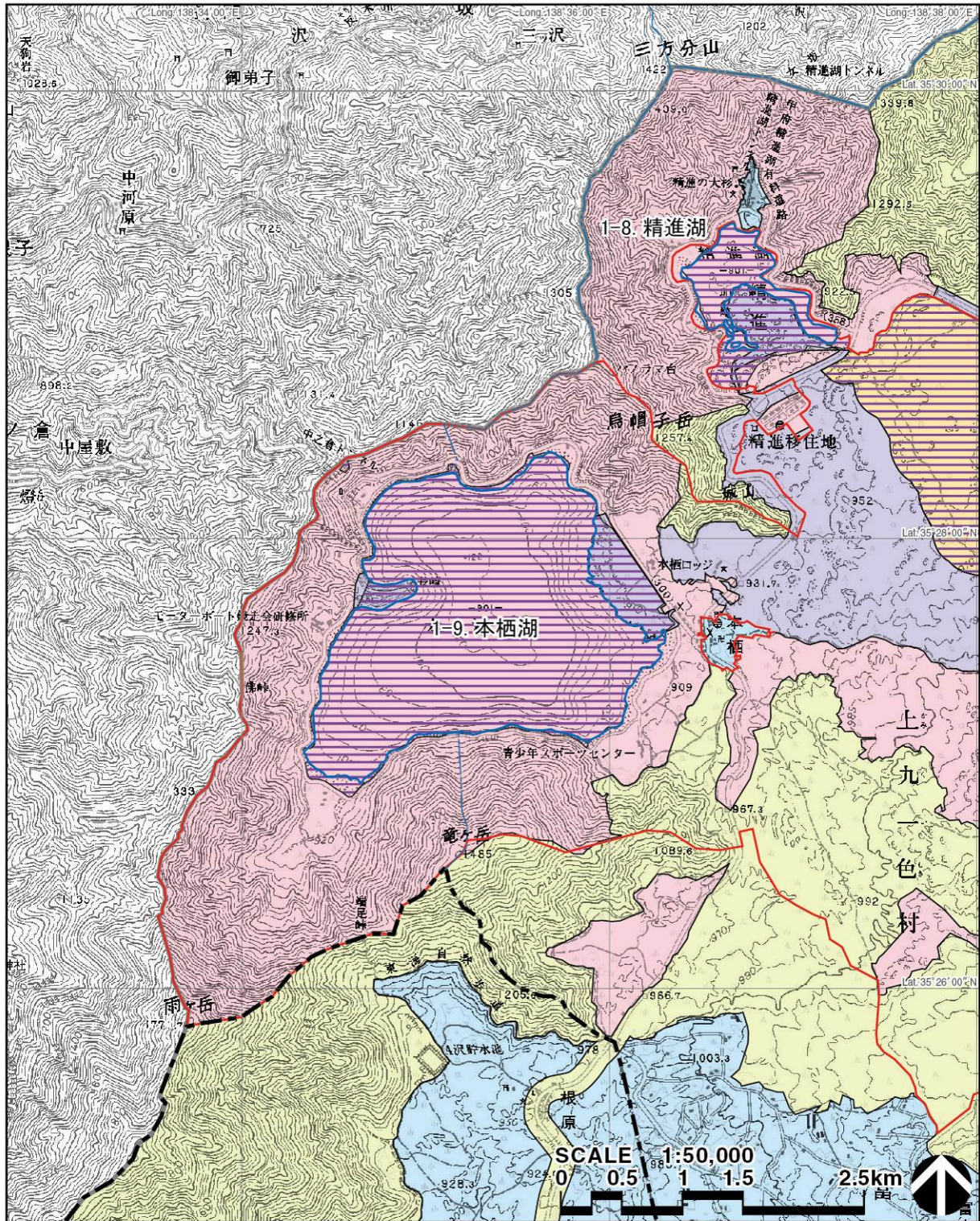
- 国立公園特別地域 (特別保護地区)
- 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
- 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
- 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
- 国立公園普通地域

図 23 西湖の法規制図 1



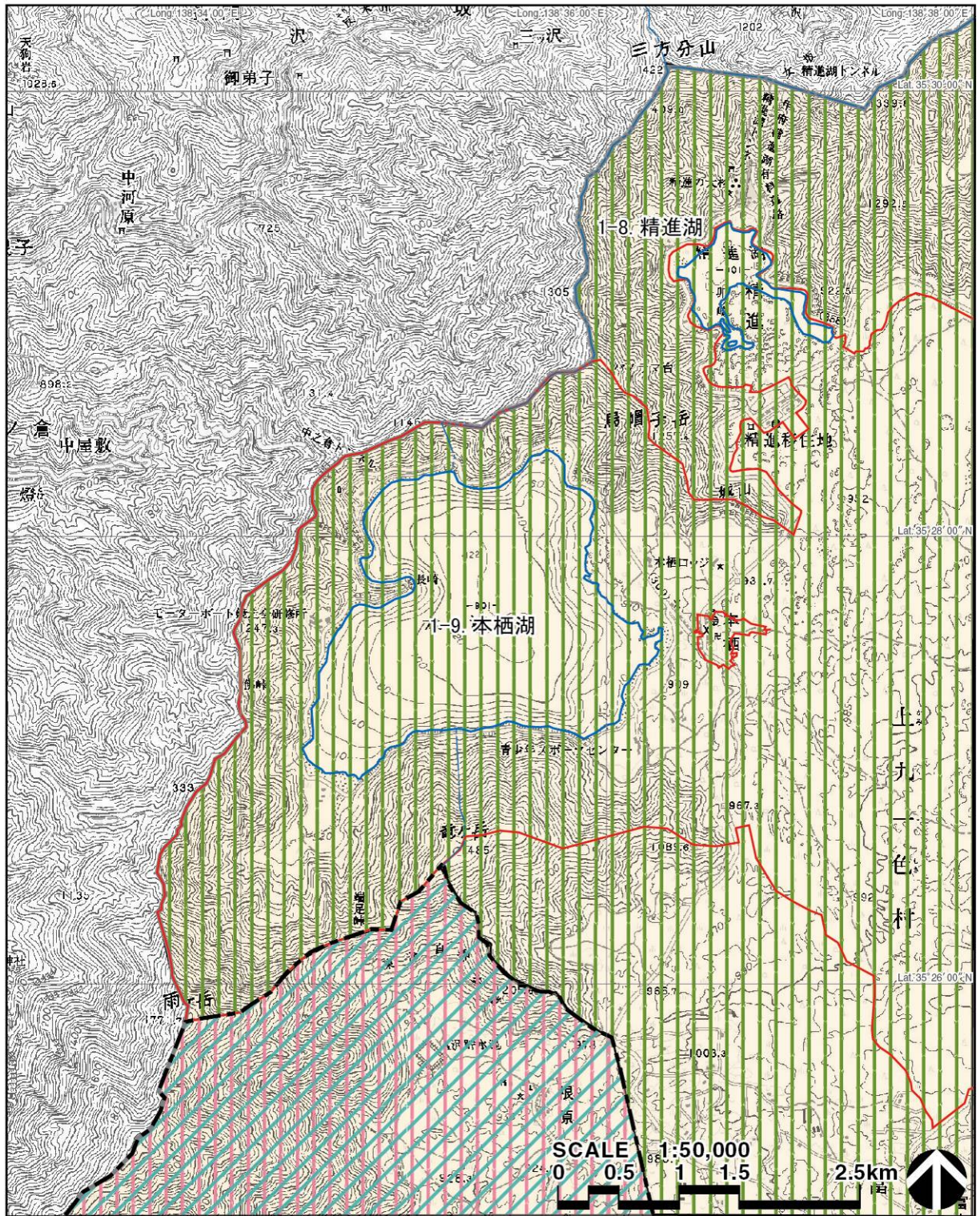
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 緩衝地帯
- 市町村境
- 景観法
- 景観条例（鳴沢村景観条例、富士河口湖町景観条例）
- 地方自治体の条例
- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 24 西湖の法規制図 2



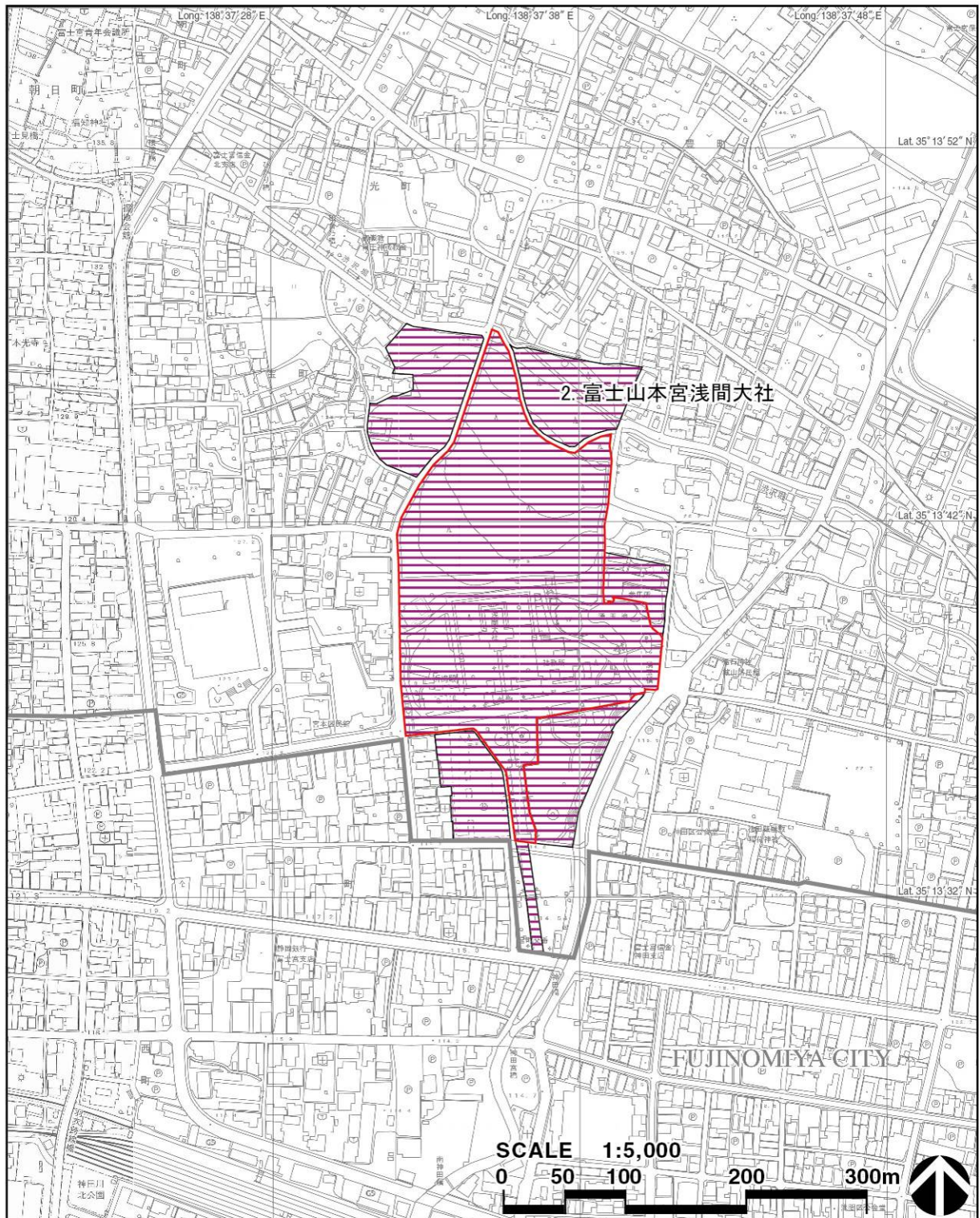
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 資産範囲 (構成要素)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域 (特別保護地区)
 - 国立公園特別地域 (第1種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
 - 国立公園普通地域
- 県境
 市町村境

図 25 精進湖・本栖湖の法規制図 1



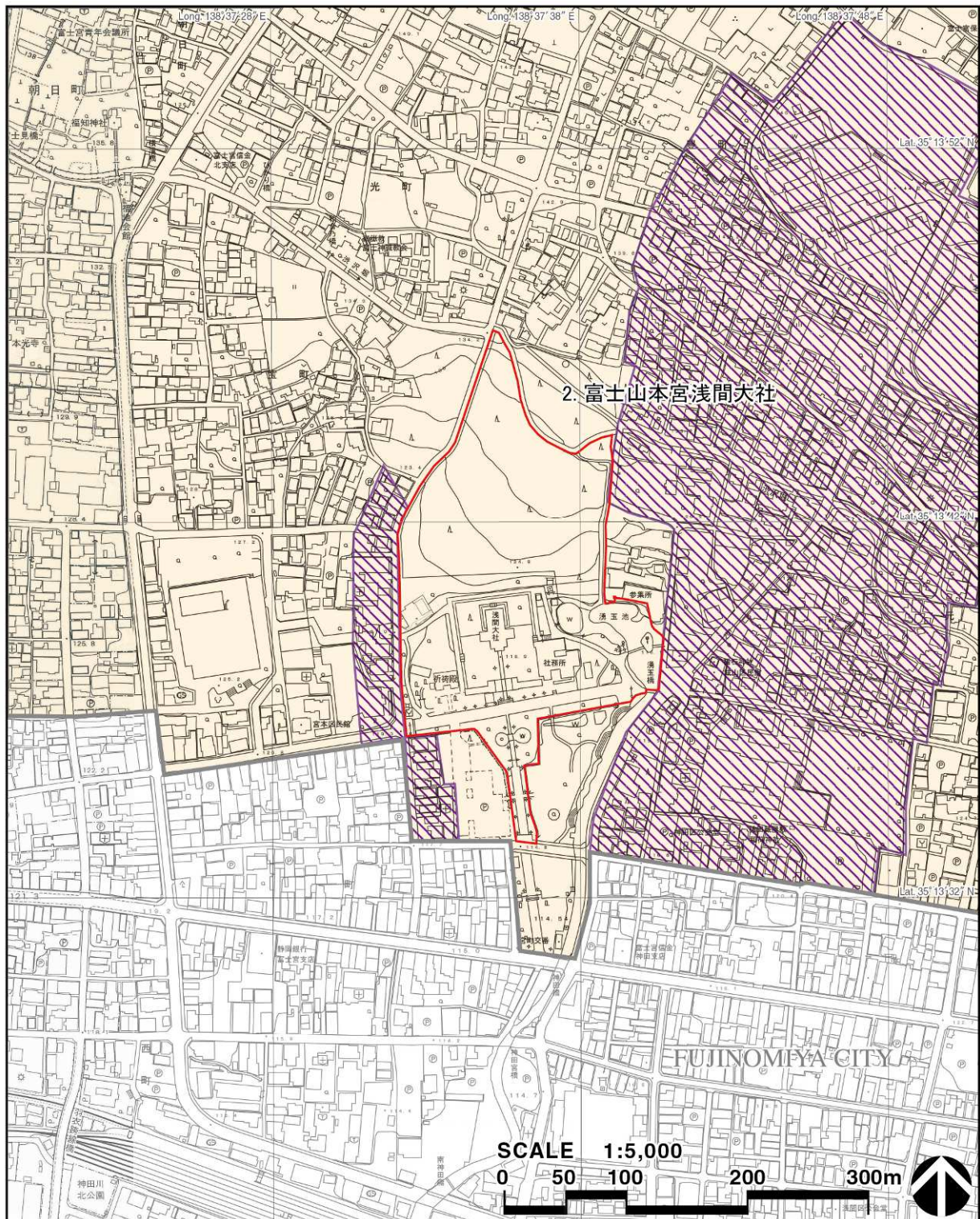
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 資産範囲（構成要素）
 - 緩衝地帯
 - 県境
 - 市町村境
- 景観法
- 景観条例（身延町景観条例、富士河口湖町景観条例、富士宮市富士山景観条例）
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 地方自治体の条例
- 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
 - 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 26 精進湖・本栖湖の法規制図 2



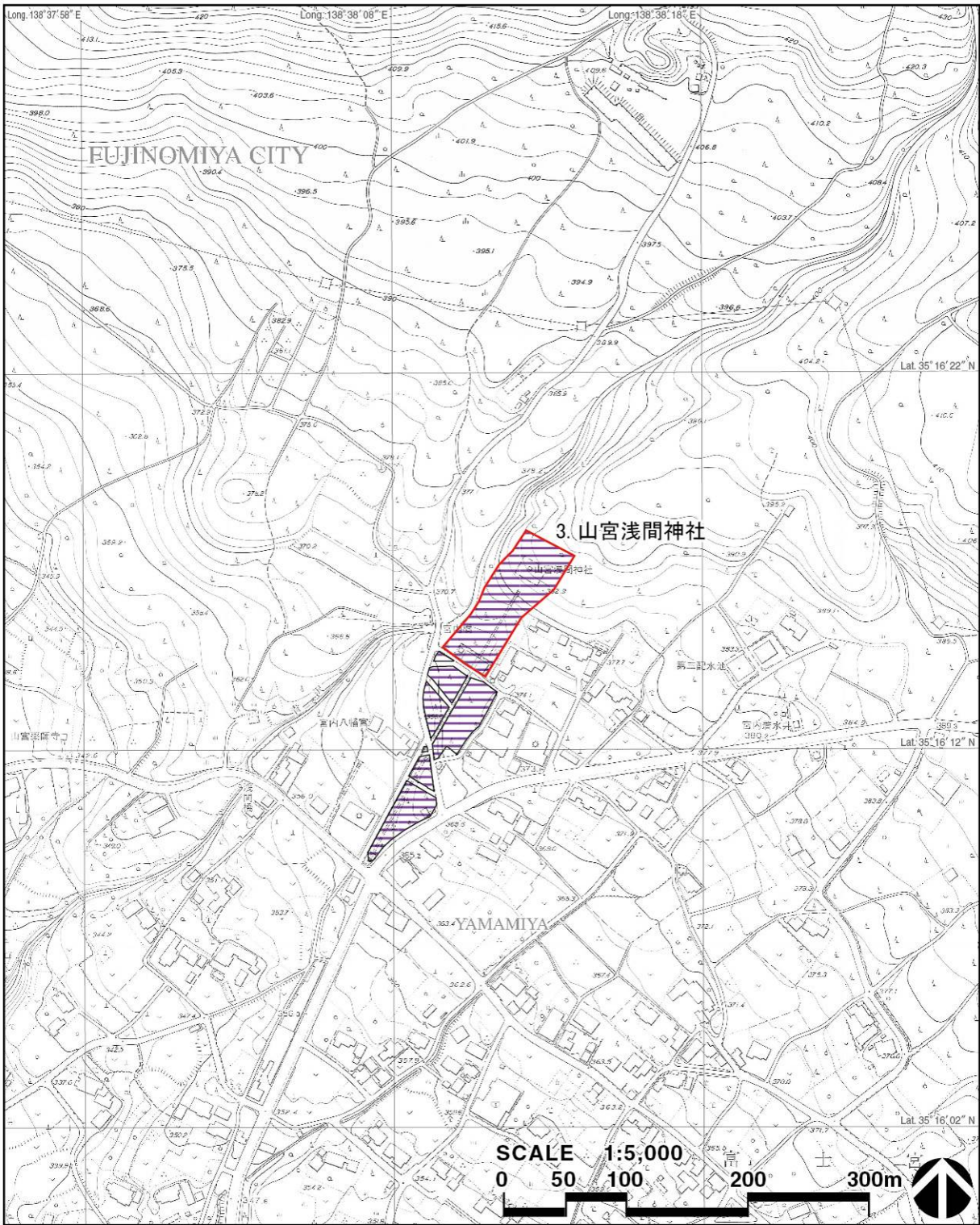
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 27 富士山本宮浅間大社の法規制図 1



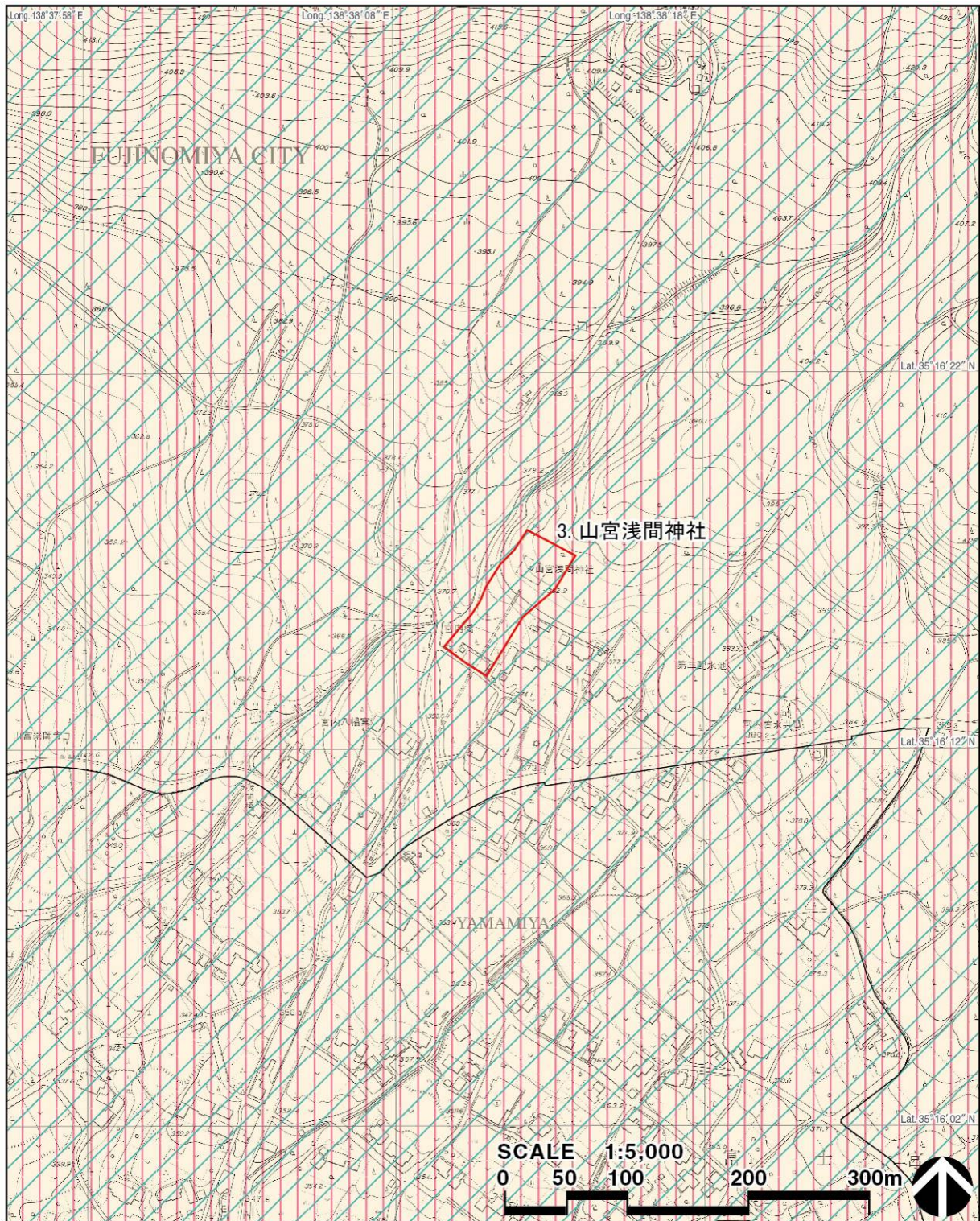
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例（富士宮市富士山景観条例）
- 都市計画法
- 岳南広域都市計画高度地区

図 28 富士山本宮浅間大社の法規制図 2



凡例 資産範囲 (構成資産)
 文化財保護法

図 29 山宮浅間神社の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

景観法

景観条例（富士宮市富士山景観条例）

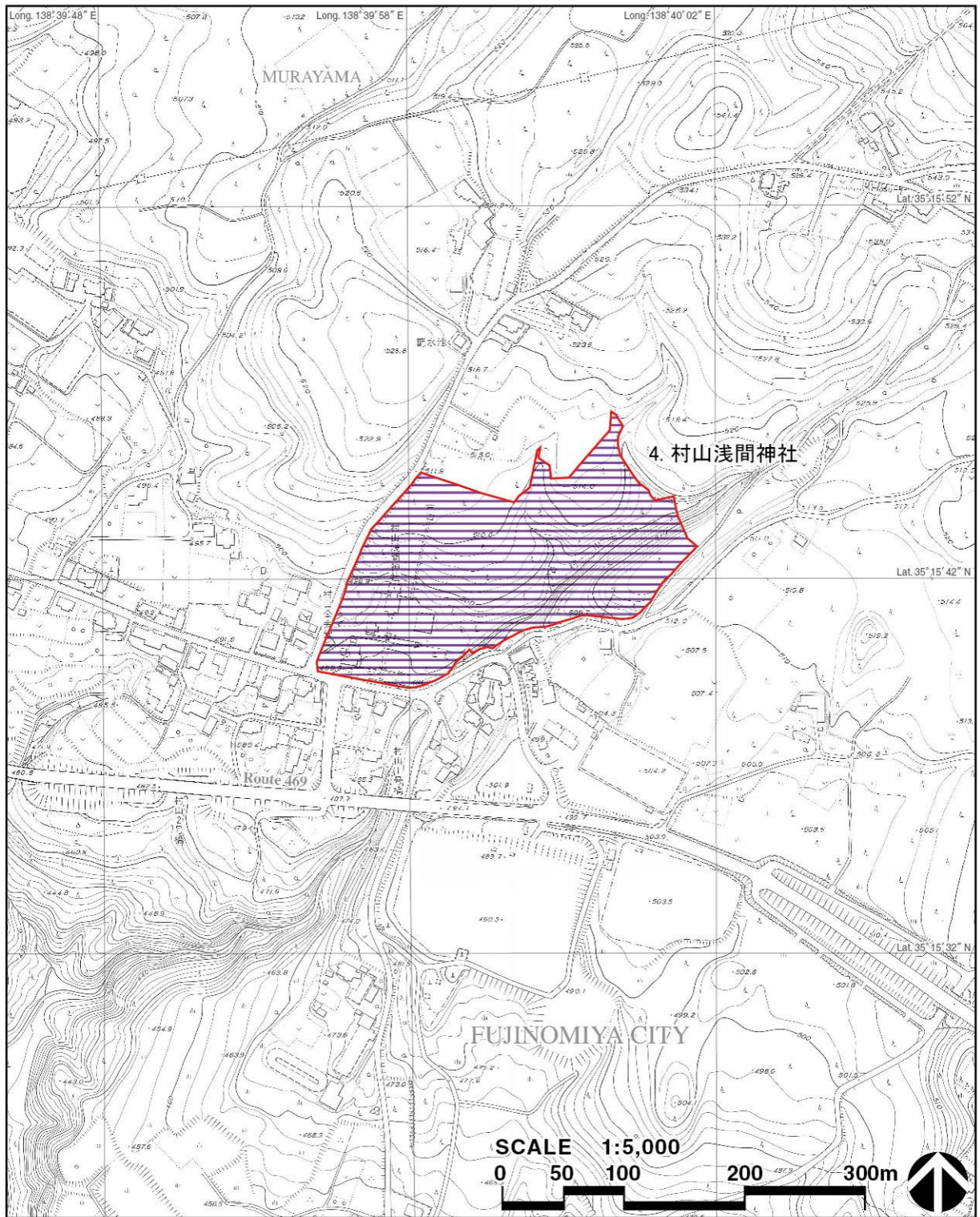
都市計画法

市街化調整区域

地方自治体の条例

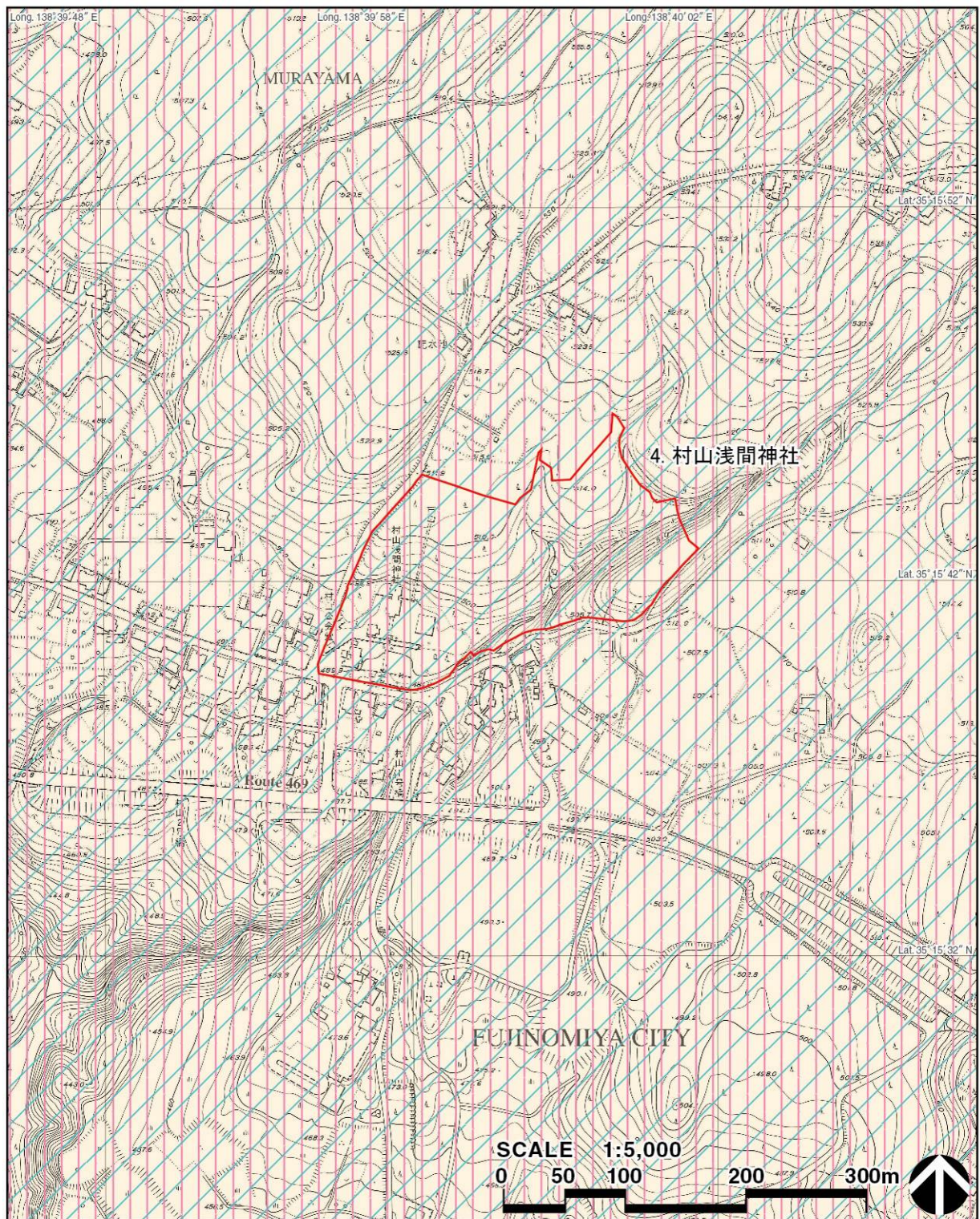
富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 30 山宮浅間神社の法規制図 2



- 凡例
- ▭ 資産範囲 (構成資産)
 - ▨ 文化財保護法

図 31 村山浅間神社の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

景観法

景観条例（富士宮市富士山景観条例）

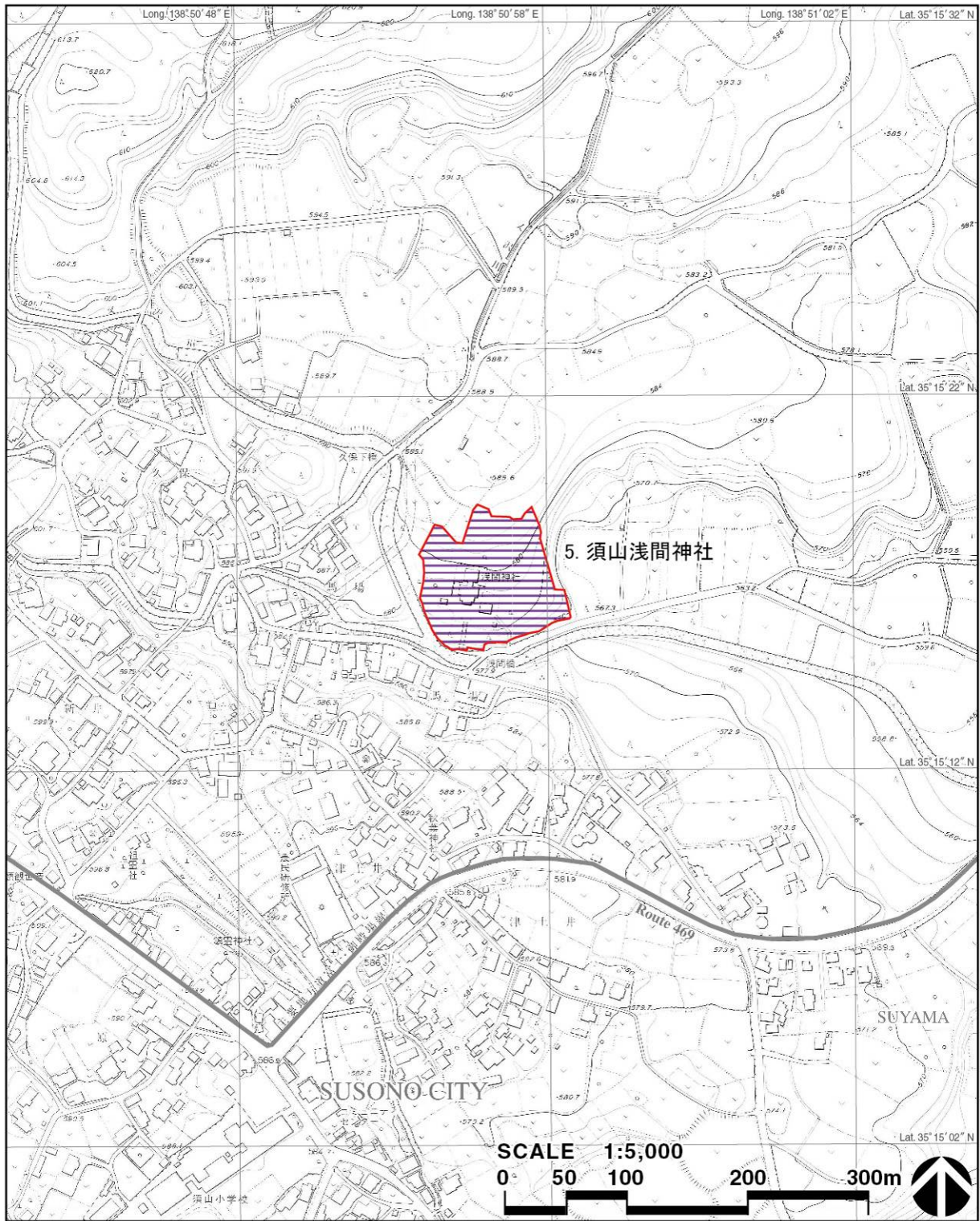
都市計画法

市街化調整区域

地方自治体の条例

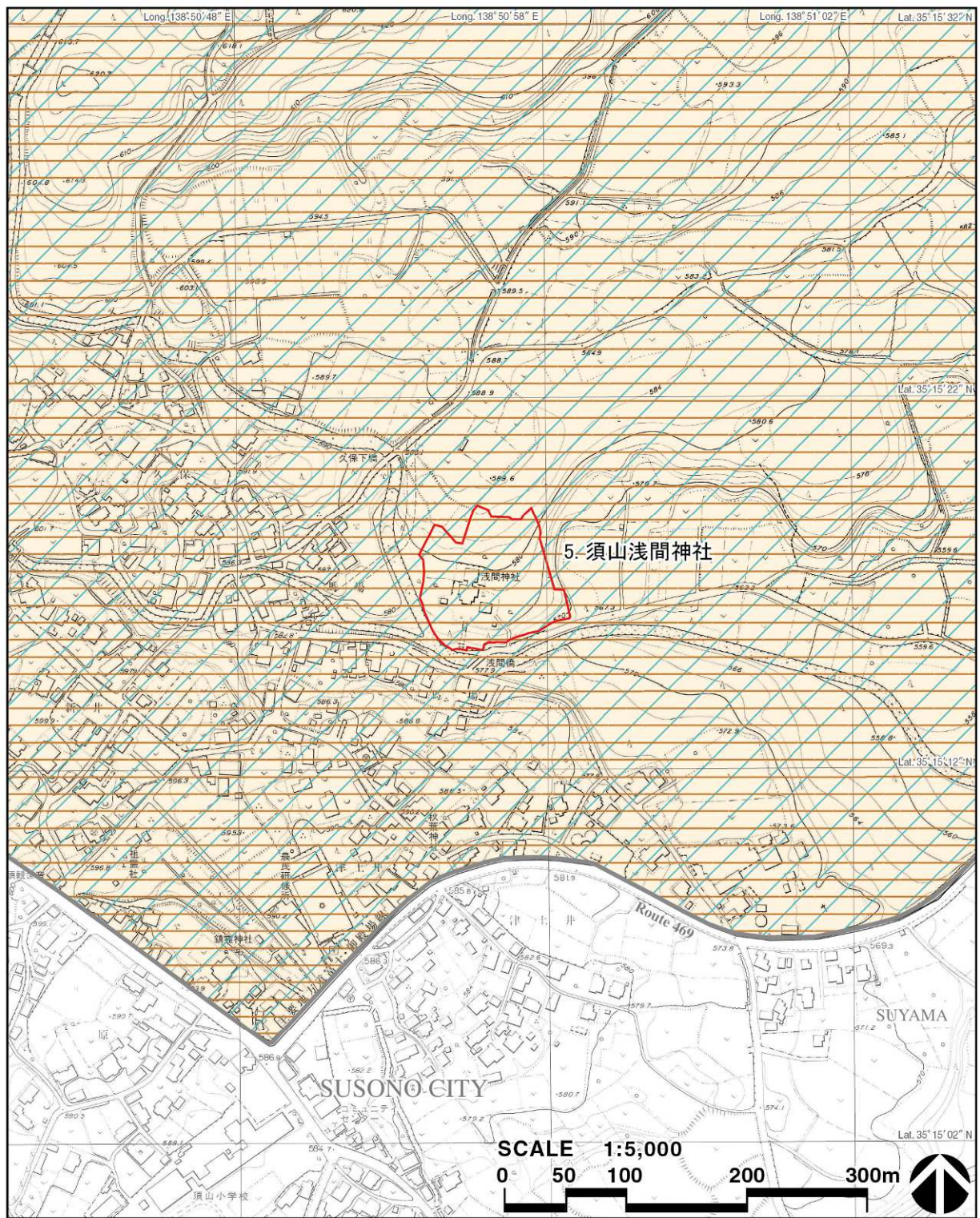
富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 32 村山浅間神社の法規制図 2



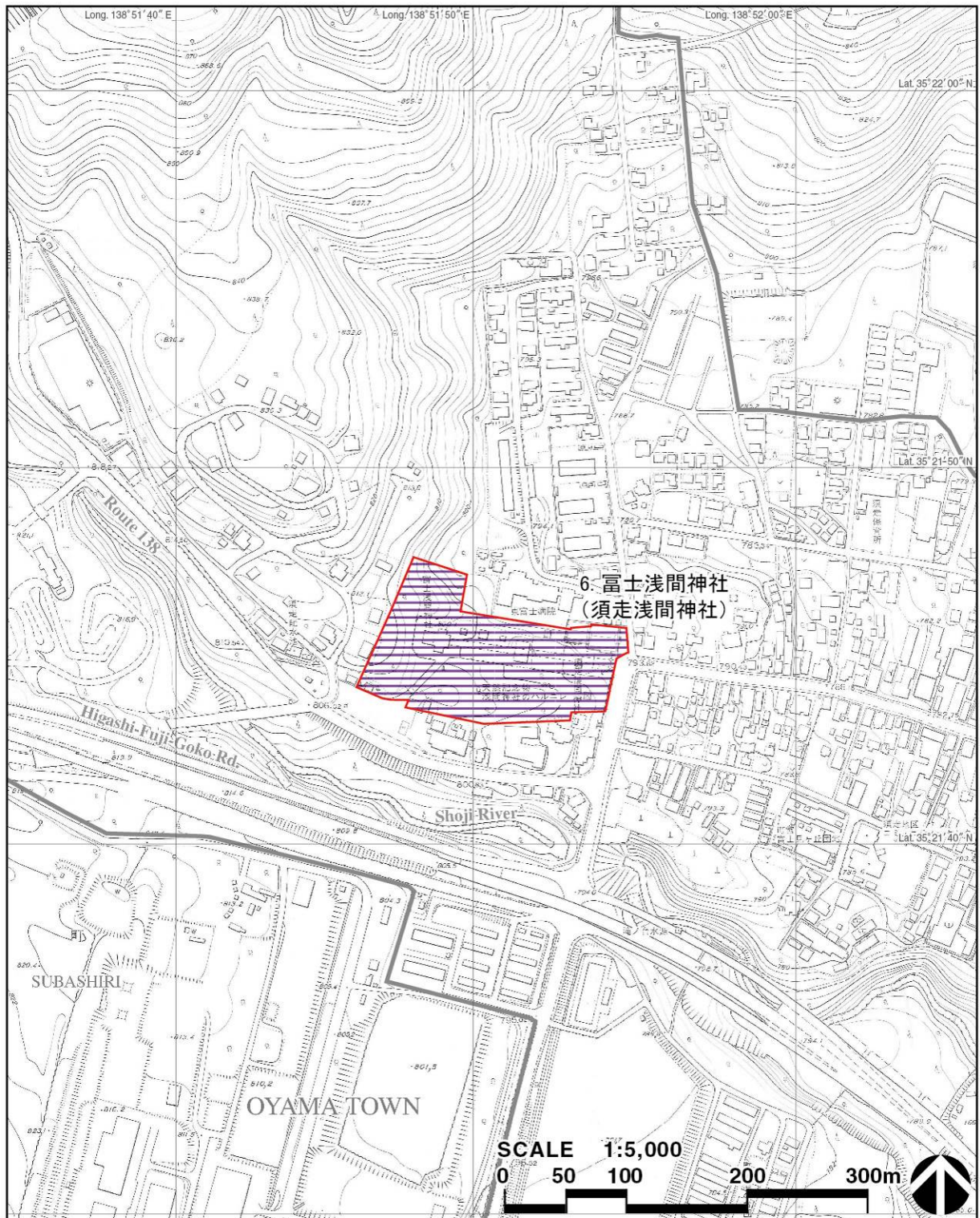
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 33 須山浅間神社の法規制図 1



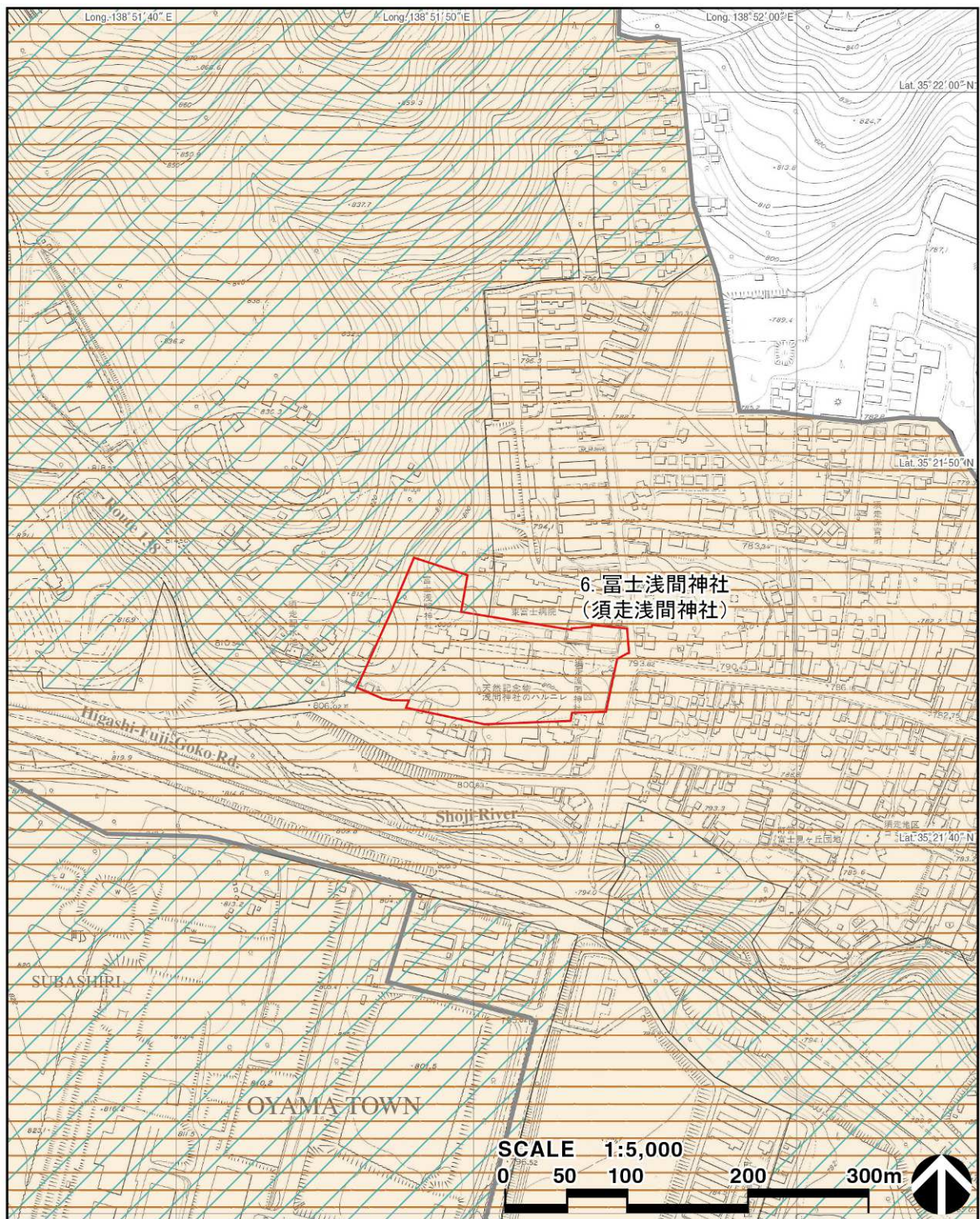
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例（裾野市景観条例）
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 土地利用事業指導要綱
- 裾野市土地利用事業に関する指導要綱

図 34 須山浅間神社の法規制図 2



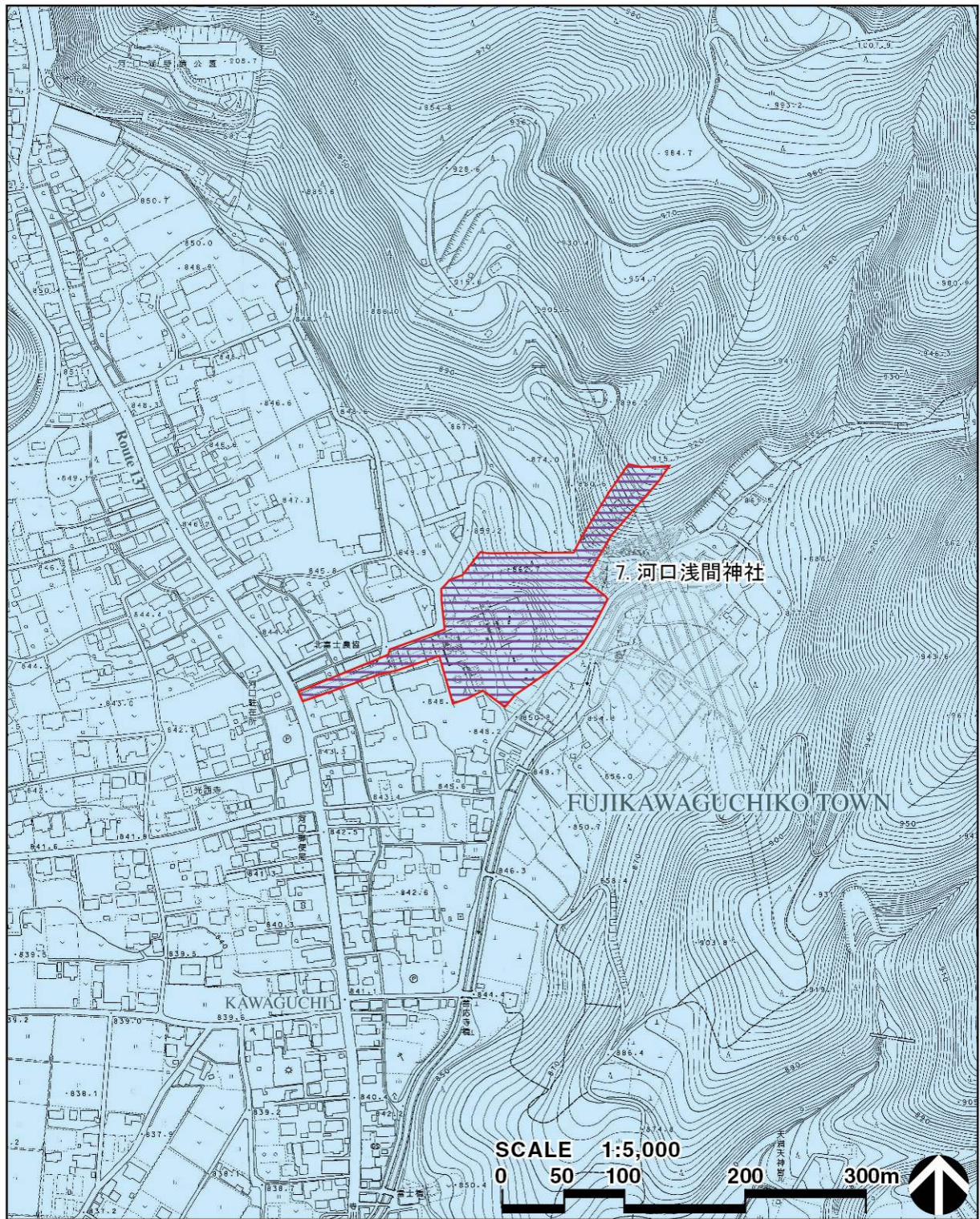
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 35 富士浅間神社(須走浅間神社)の法規制図 1



- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
- 地方自治体の条例
- 景観条例 (小山町景観条例)
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 土地利用事業指導要綱
- 小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 36 富士浅間神社(須走浅間神社)の法規制図 2



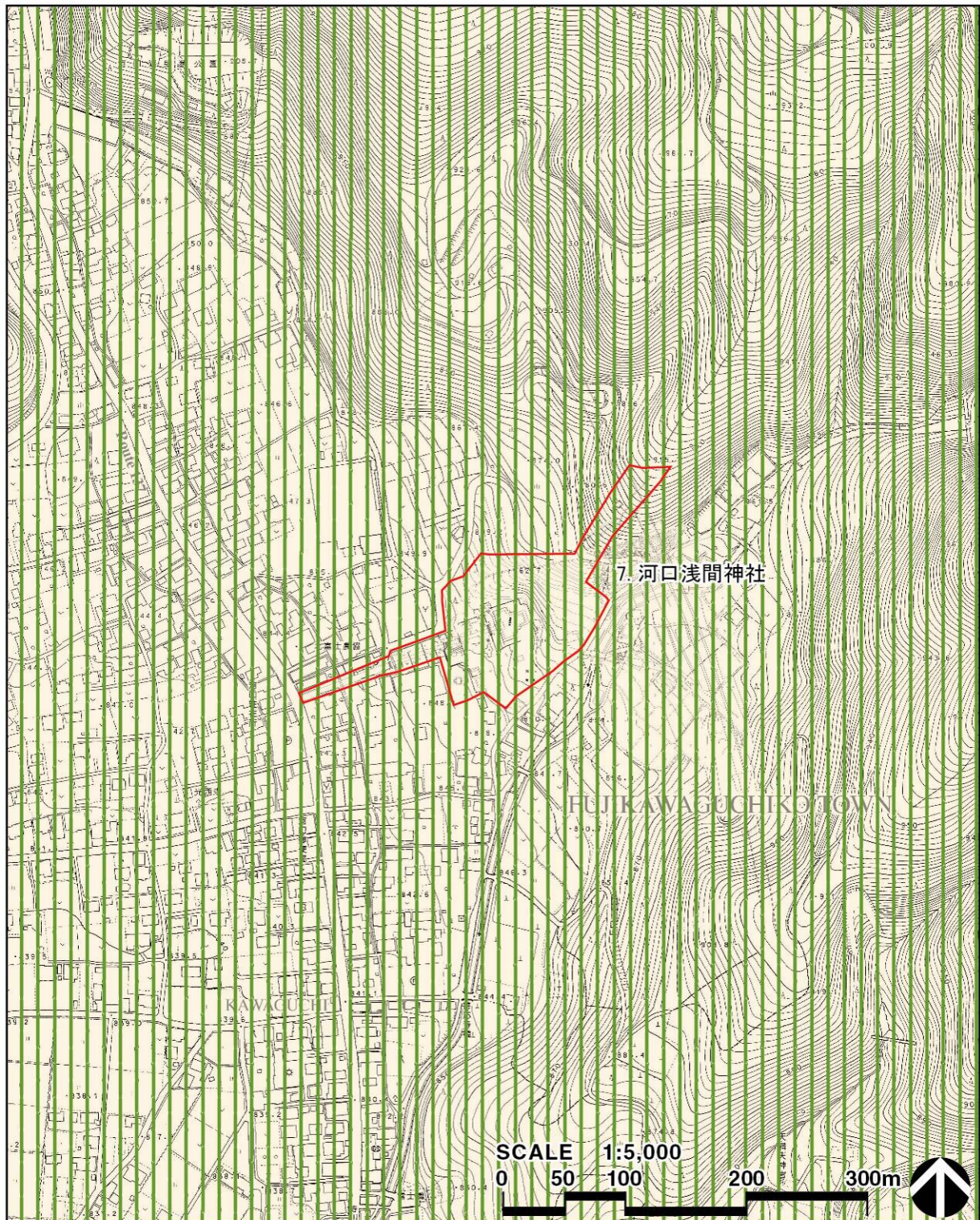
凡例 資産範囲（構成資産）

文化財保護法

自然公園法

国立公園普通地域

図 37 河口浅間神社の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

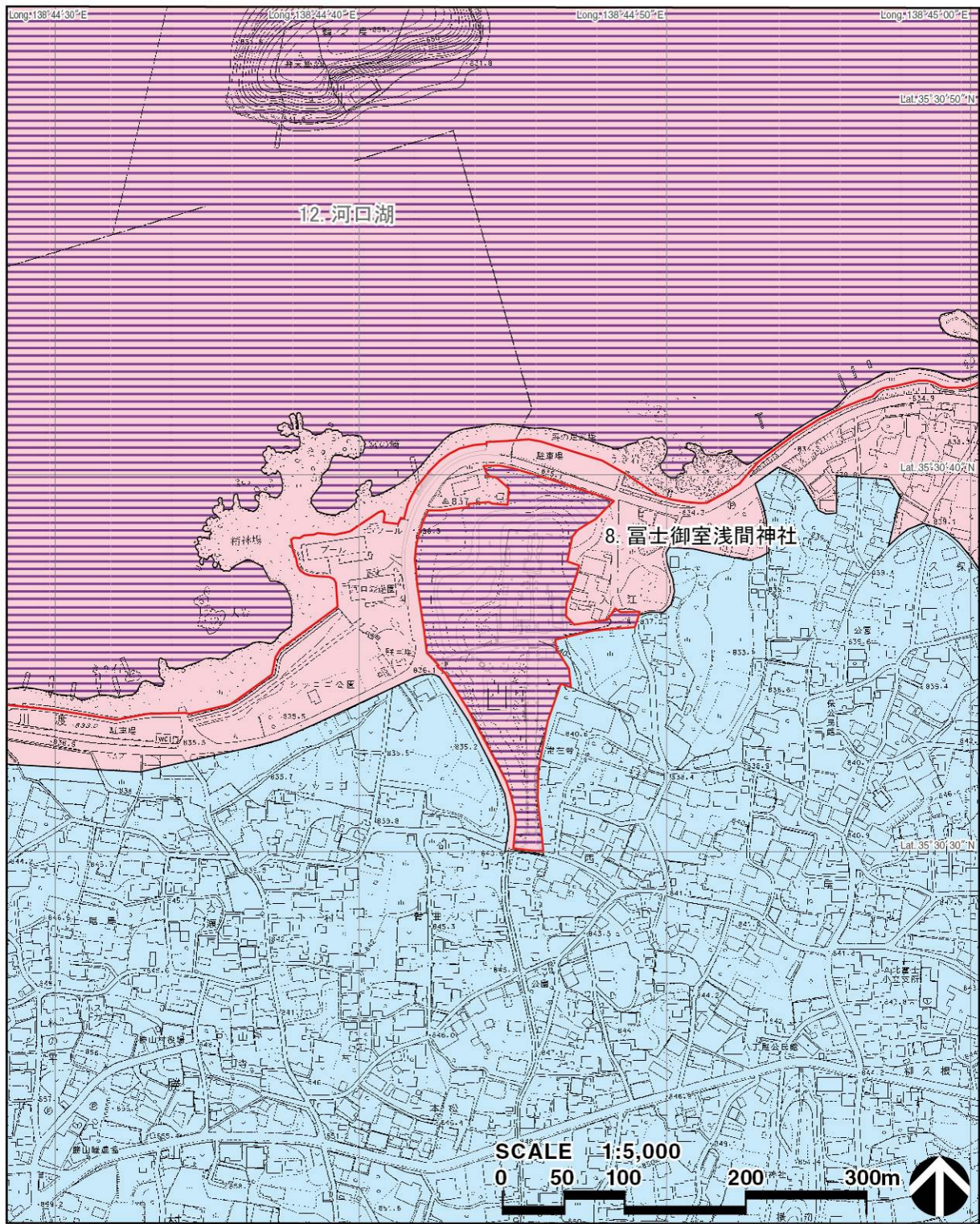
景観法

景観条例（富士河口湖町景観条例）

地方自治体の条例

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 38 河口浅間神社の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 文化財保護法
 - 自然公園法
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園普通地域

図 39 富士御室浅間神社の法規制図 1

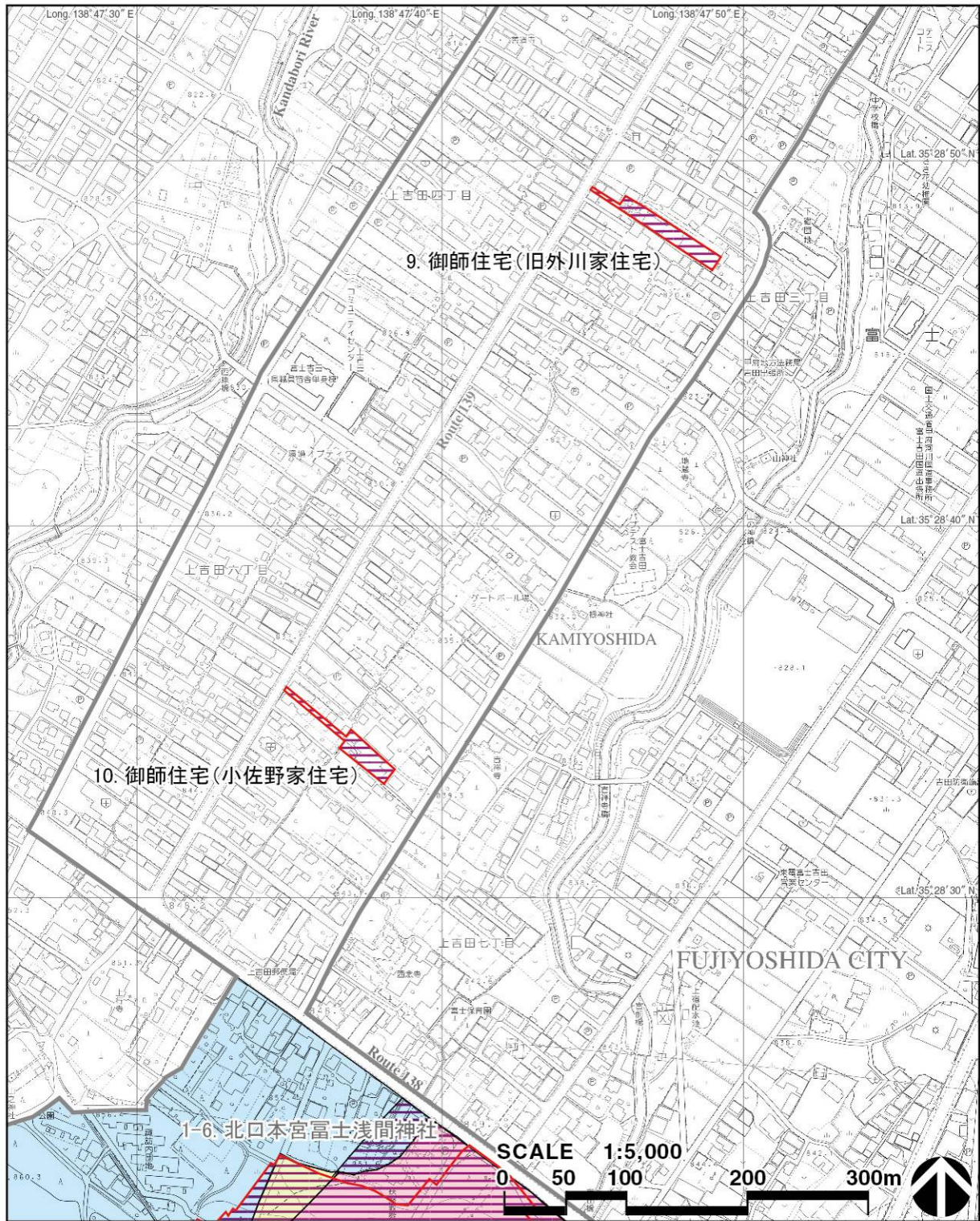


凡例 資産範囲 (構成資産)

景観法
 景観条例 (富士河口湖町景観条例)

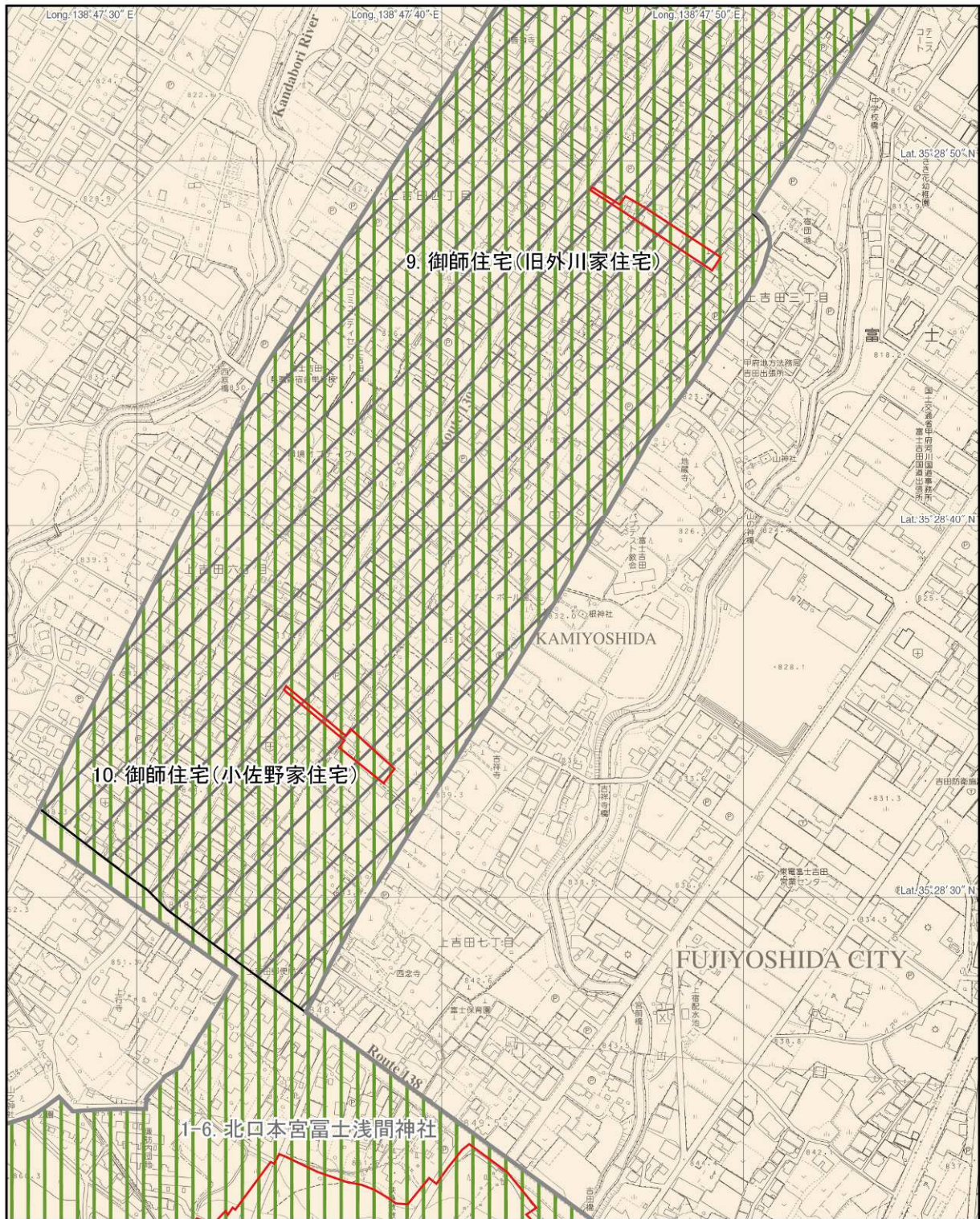
地方自治体の条例
 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 40 富士御室浅間神社の法規制図 2



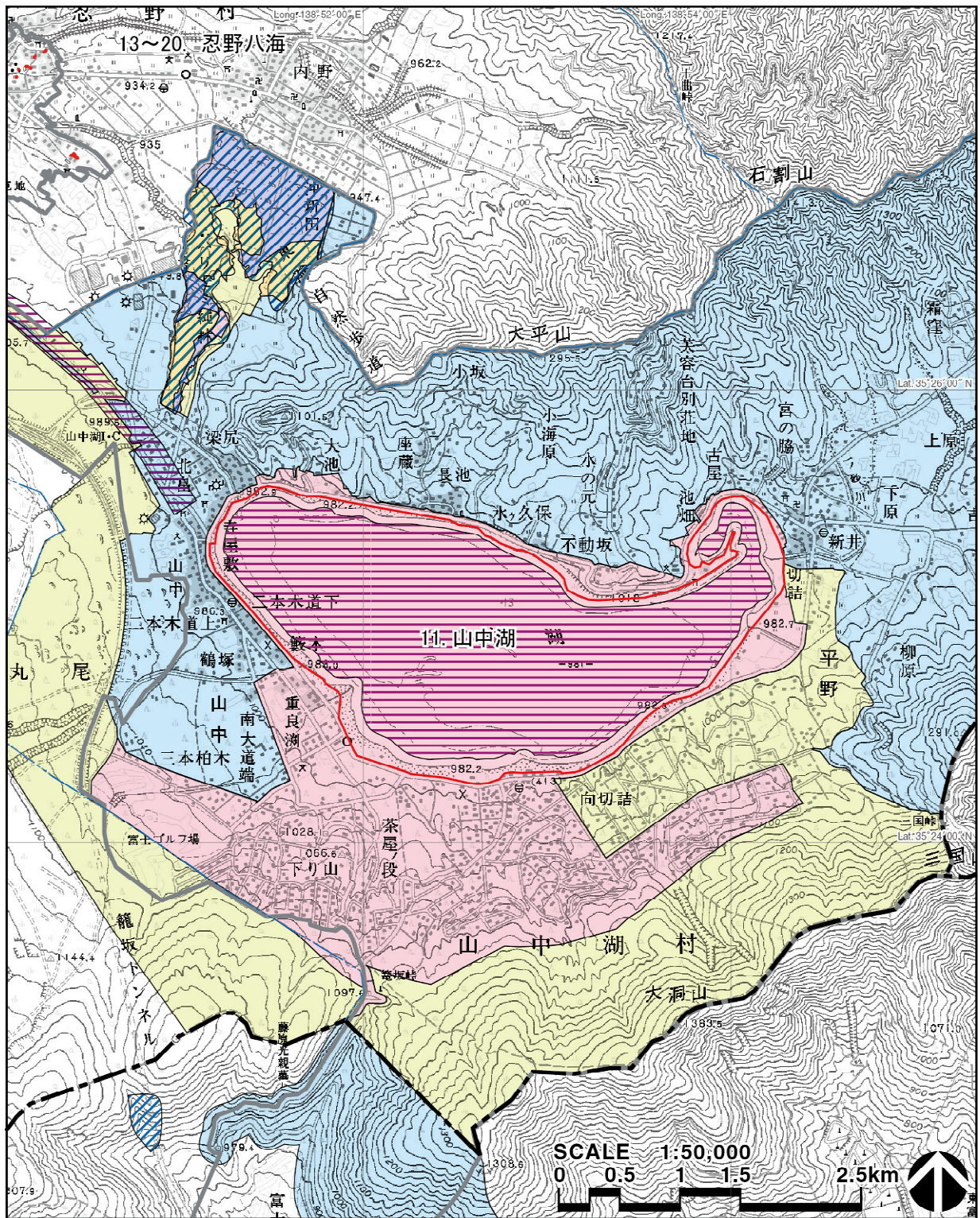
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - 国立公園普通地域

図 41 御師住宅の法規制図 1



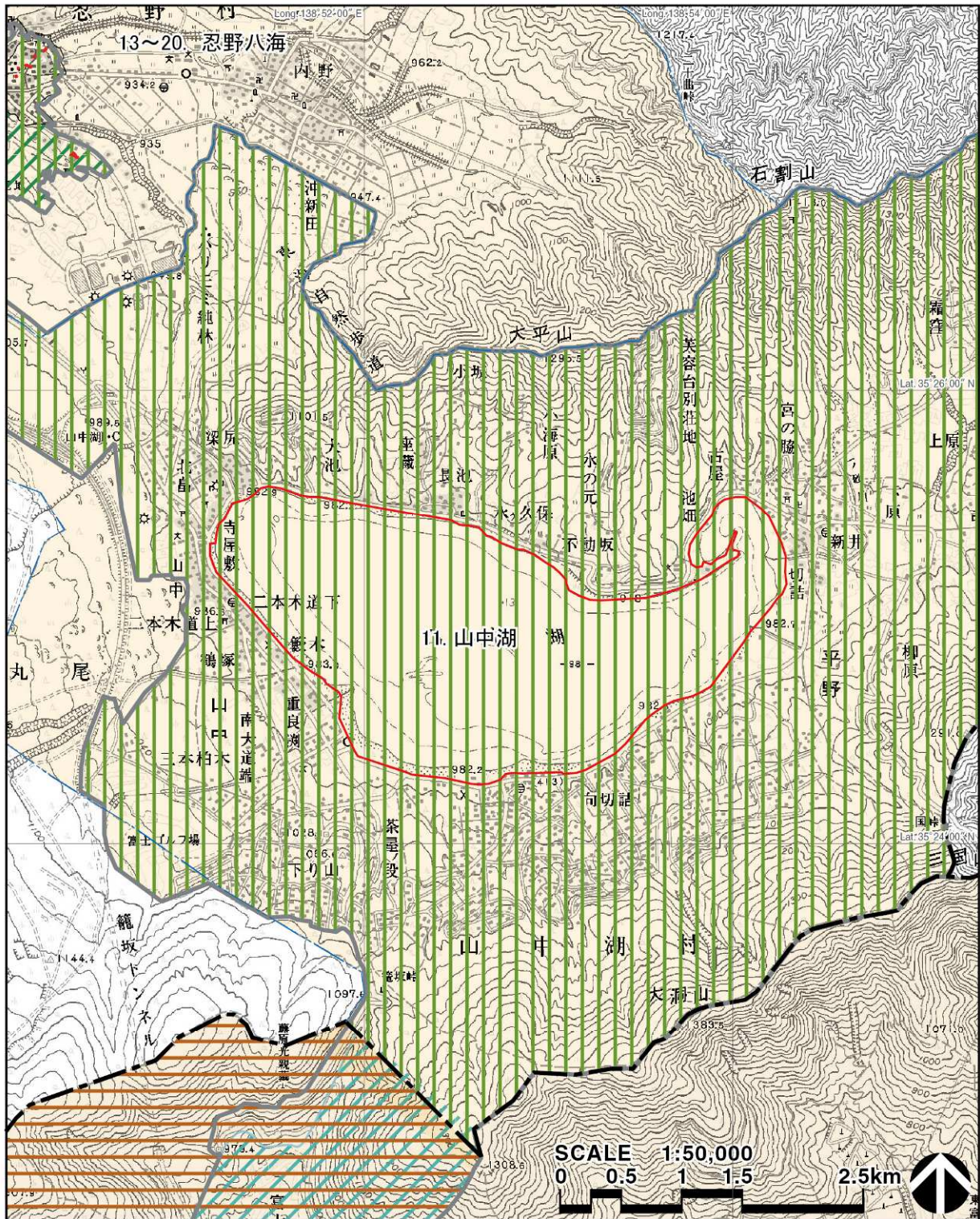
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
- 地方自治体の条例
- 景観条例（富士吉田市景観条例）
 - 富士吉田市富士山世界遺産条例
 - 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續きに関する条例

図 42 御師住宅の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（特別保護地区）
 - 国立公園特別地域（第1種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園特別地域（第3種特別地域）
 - 国立公園普通地域
- 国有林野の管理経営に関する法律
- 国有林野
- - - 県 境
 - - - 市町村境

図 43 山中湖の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）
 緩衝地帯

--- 県境 - - - 市町村境
 ※ 県境未確定地については明確な色分けをしていない。

景観法

景観条例（富士吉田市景観条例、忍野村景観条例、山中湖村景観条例）

都市計画法

山梨県風致地区条例（風致地区）
 市街化調整区域

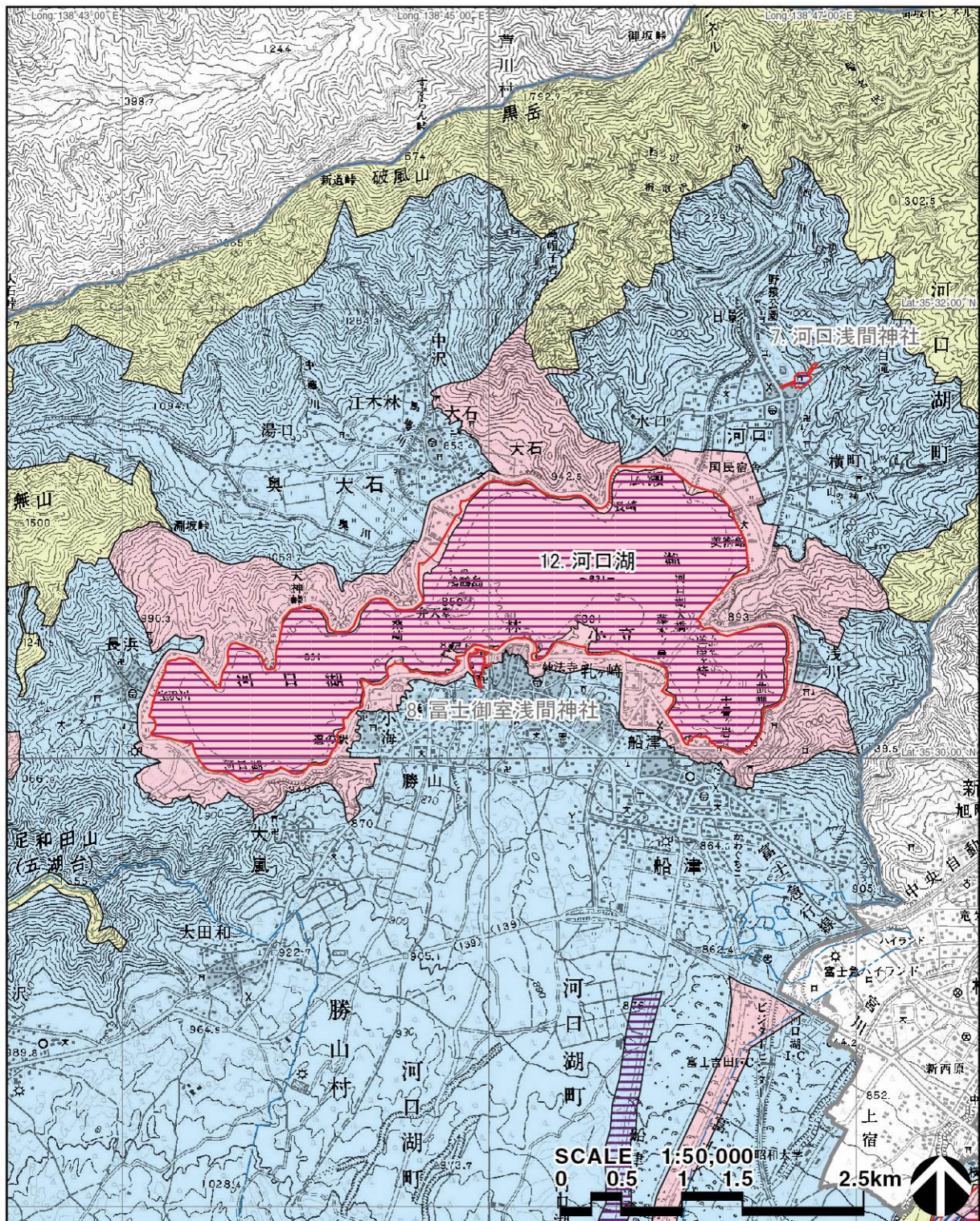
地方自治体の条例

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

土地利用事業指導要綱

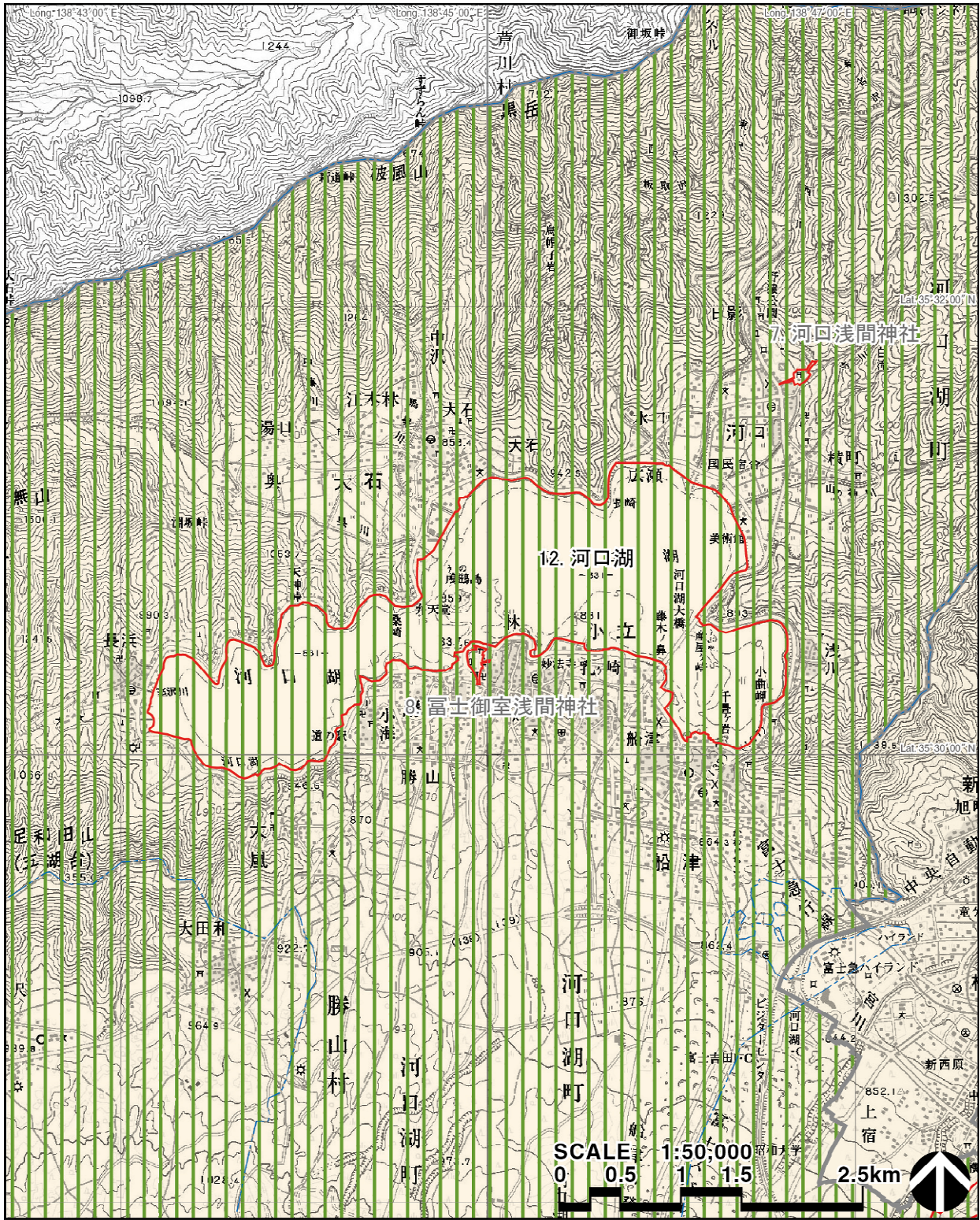
小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

図 44 山中湖の法規制図 2



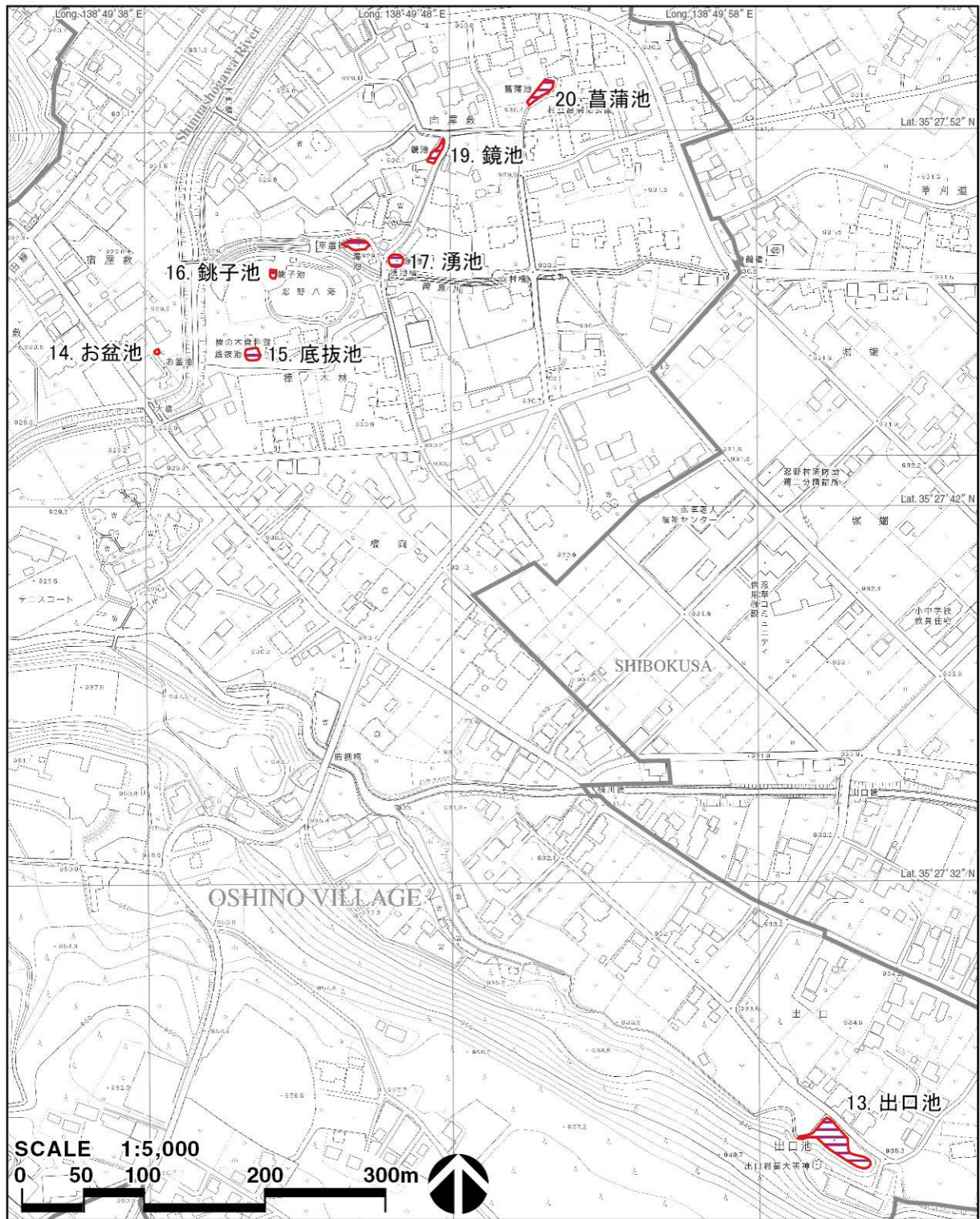
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域 (第2種特別地域)
 - 国立公園特別地域 (第3種特別地域)
 - 国立公園普通地域
- 県境
 - 市町村境

図 45 河口湖の法規制図 1



- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 市町村境
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例 (富士吉田市景観条例、鳴沢村景観条例、富士河口湖町景観条例)
- 地方自治体の条例
- 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

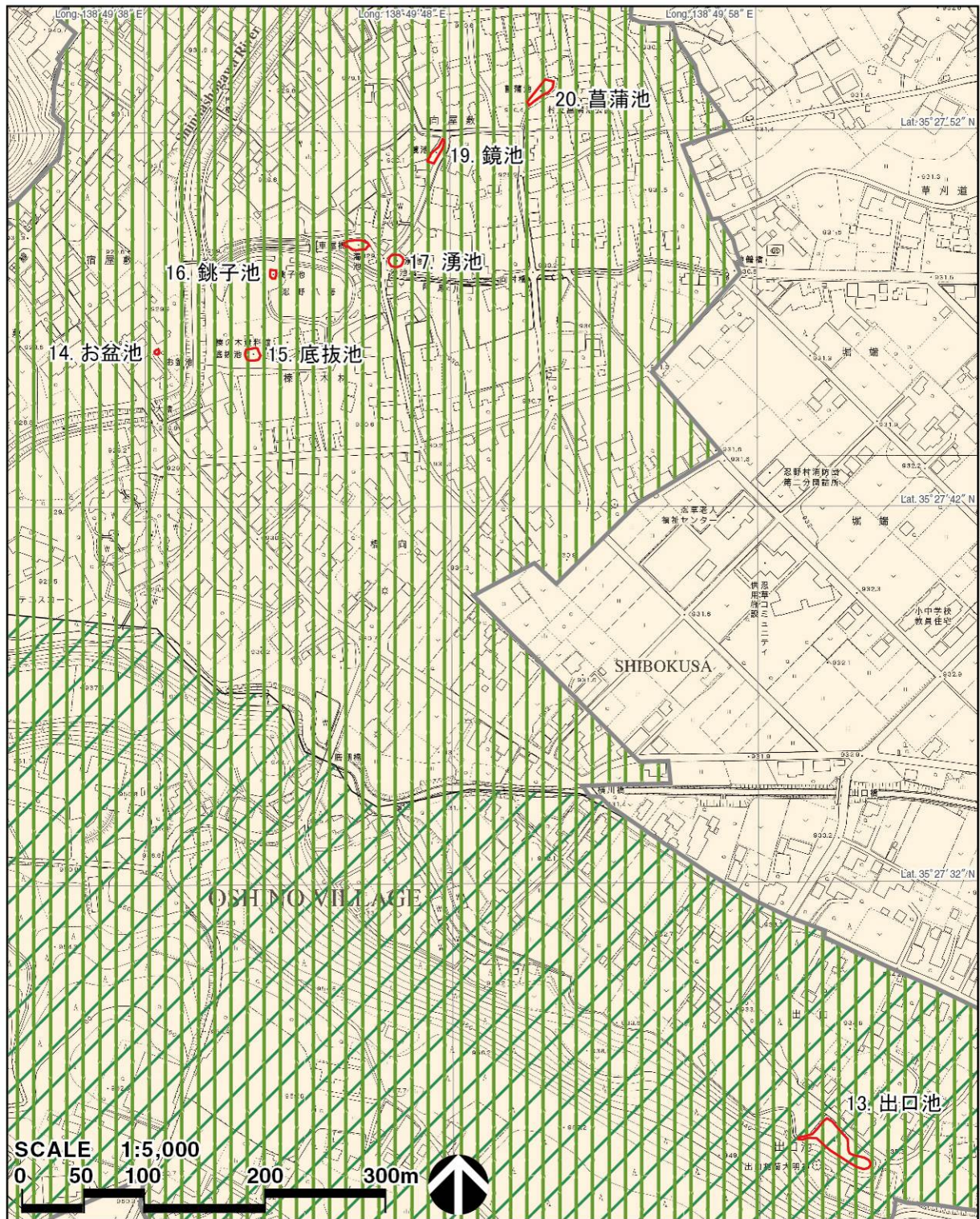
図 46 河口湖の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

- 県境
- 市町村境

図 47 忍野八海の法規制図 1



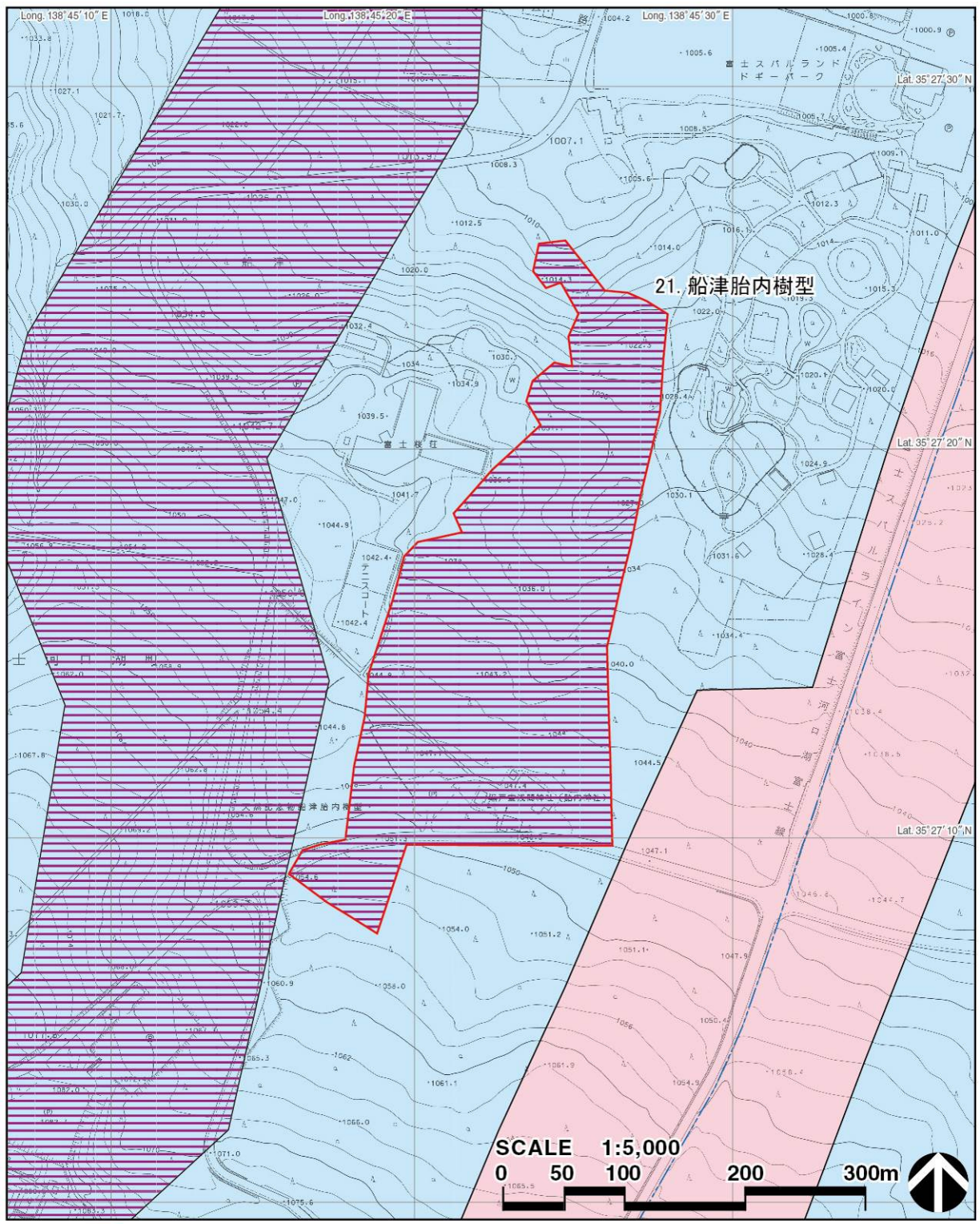
凡例 資産範囲 (構成資産)
 緩衝地帯

景観法
 景観条例 (忍野村景観条例)

都市計画法
 山梨県風致地区条例 (風致地区)

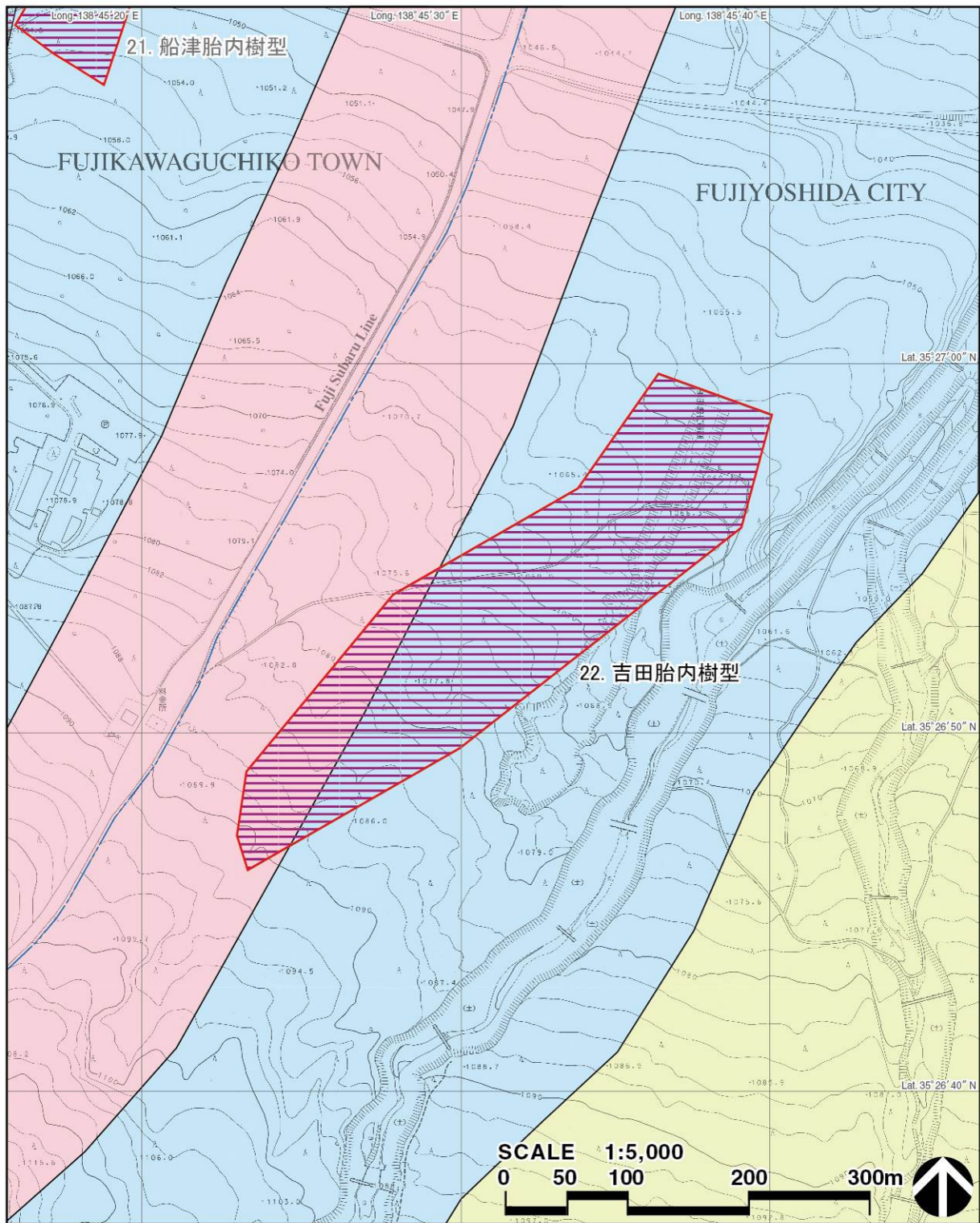
地方自治体の条例
 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 48 忍野八海の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園普通地域
- — — 市町村境

図 49 船津胎内樹型の法規制図 1



凡例 資産範囲 (構成資産)

— 市町村境

文化財保護法

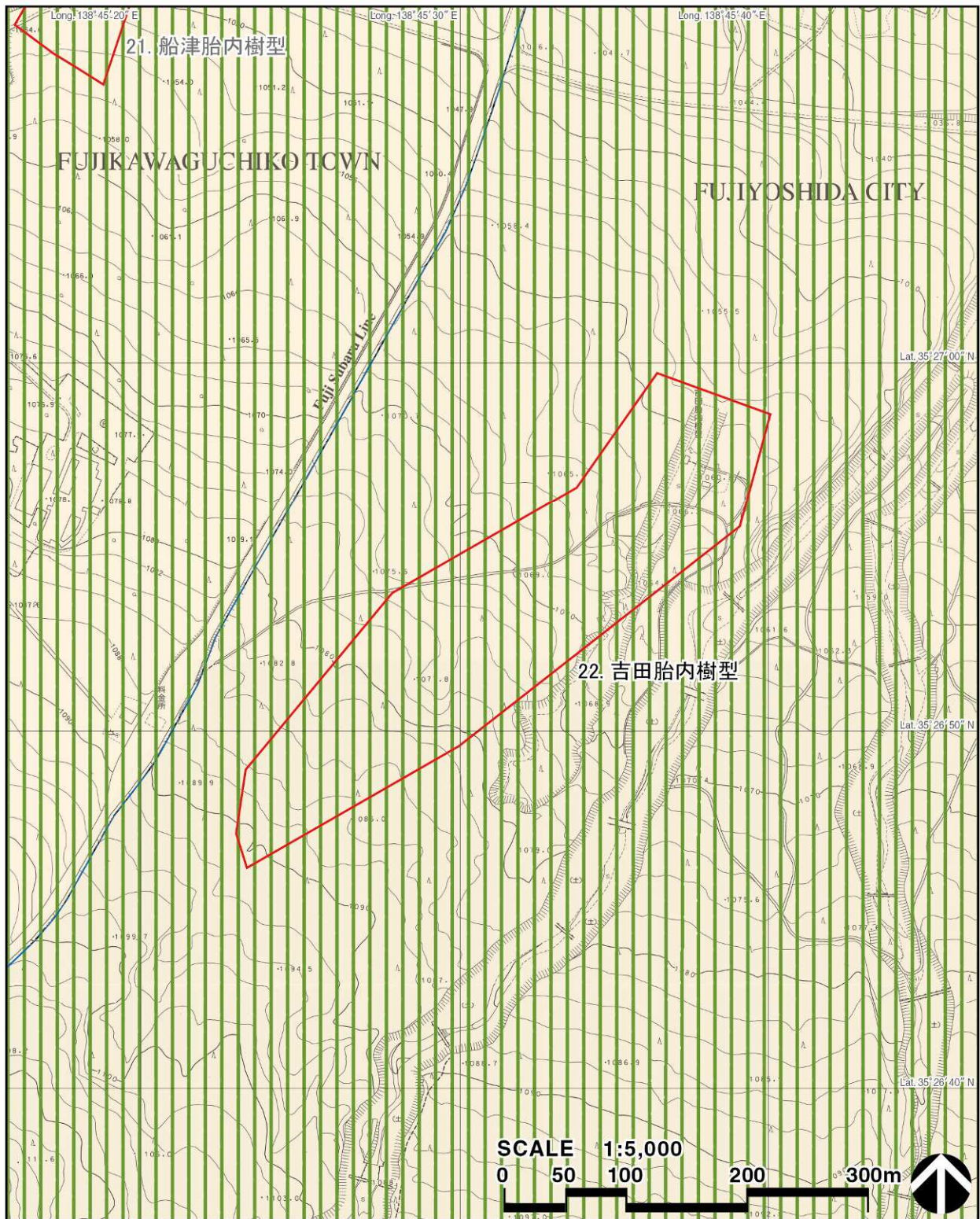
自然公園法

国立公園特別地域 (第2種特別地域)

国立公園特別地域 (第3種特別地域)

国立公園普通地域

図 51 吉田胎内樹型の法規制図 1



凡例 資産範囲（構成資産）

市町村境

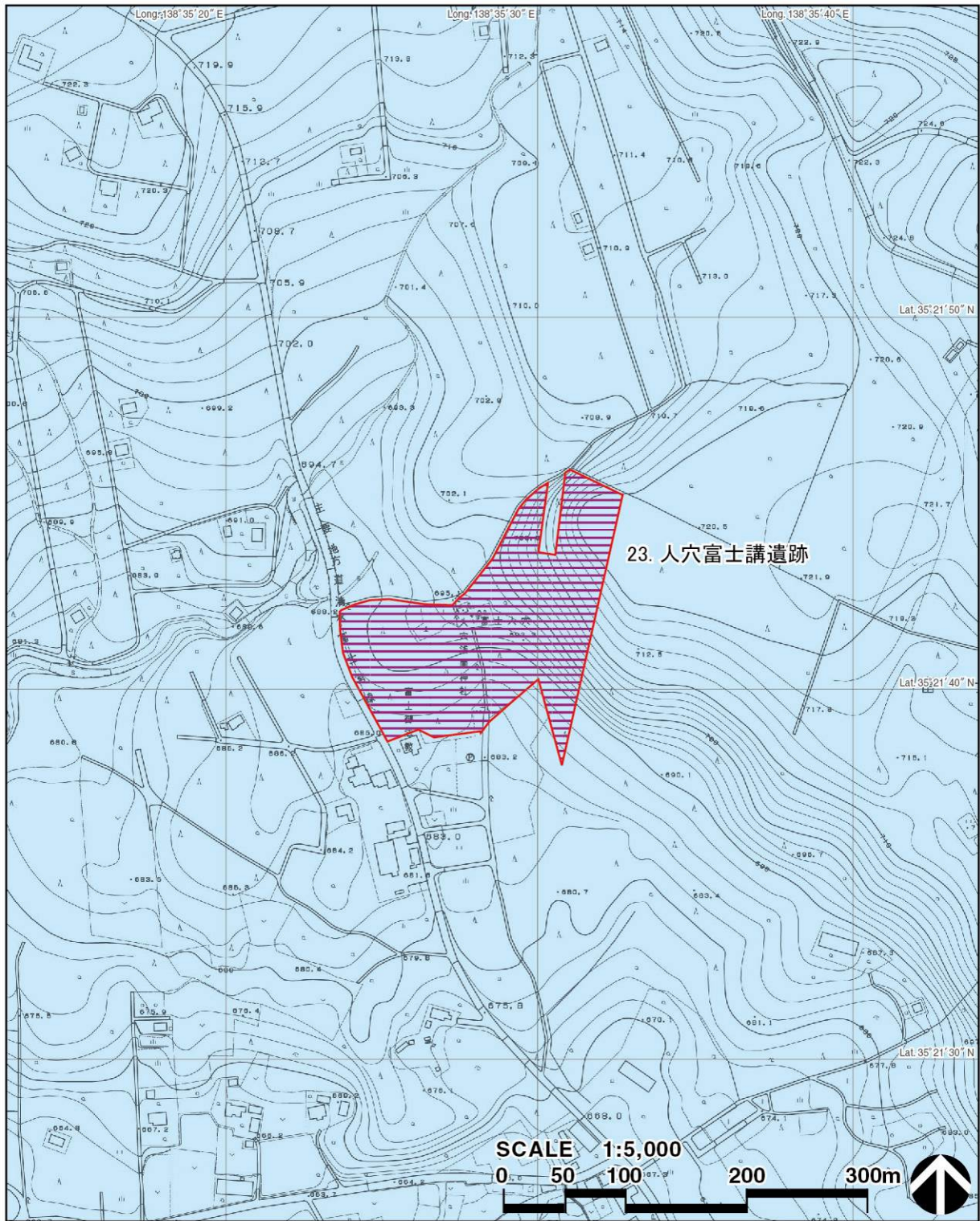
景観法

景観条例（富士吉田市景観条例、富士河口湖町景観条例）

地方自治体の条例

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例

図 52 吉田胎内樹型の法規制図 2



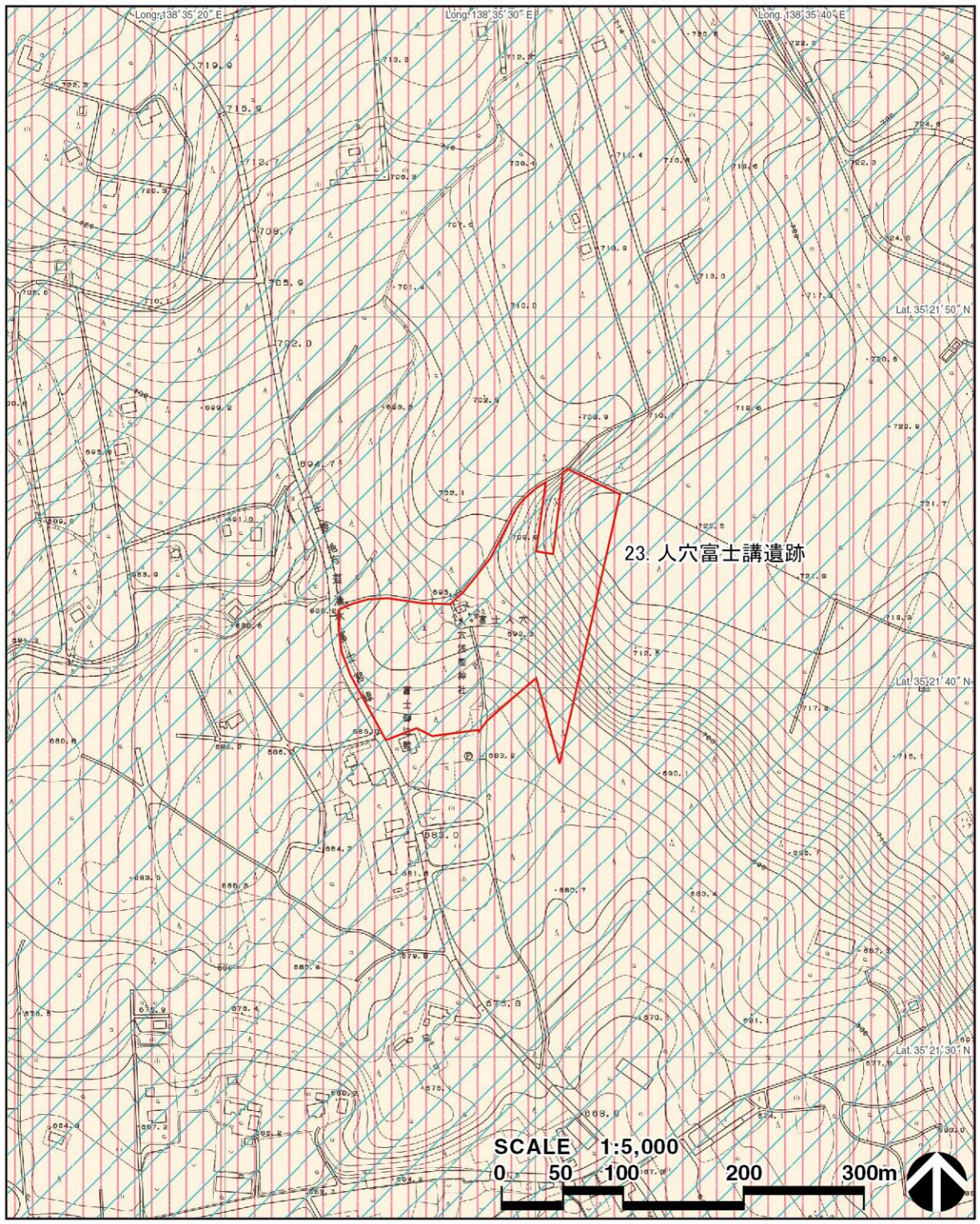
凡例 資産範囲 (構成資産)

文化財保護法

自然公園法

国立公園普通地域

図 53 人穴富士講遺跡の法規制図 1



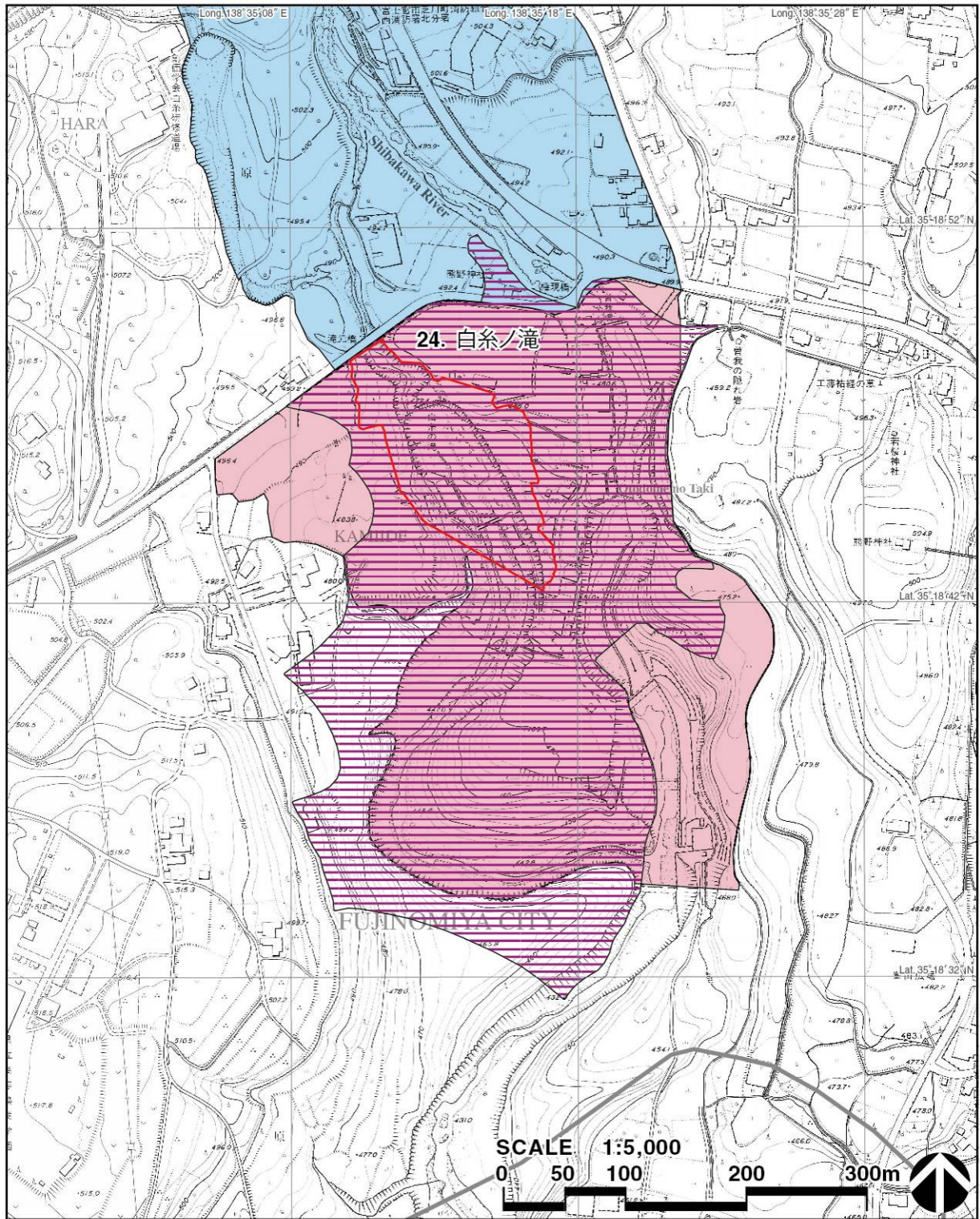
凡例 資産範囲（構成資産）

景観法
 景観条例（富士宮市富士山景観条例）

都市計画法
 市街化調整区域

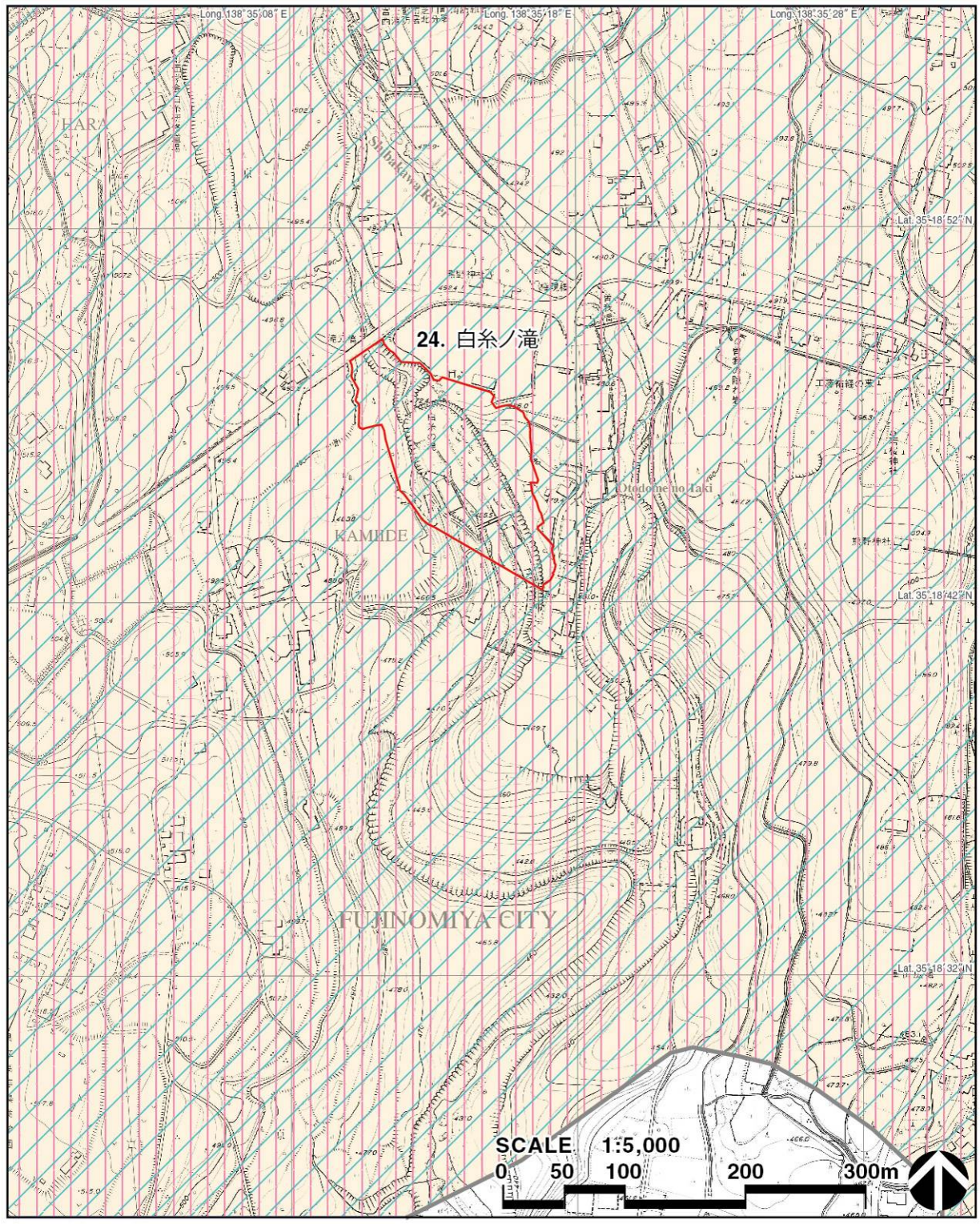
地方自治体の条例
 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 54 人穴富士講遺跡の法規制図 2



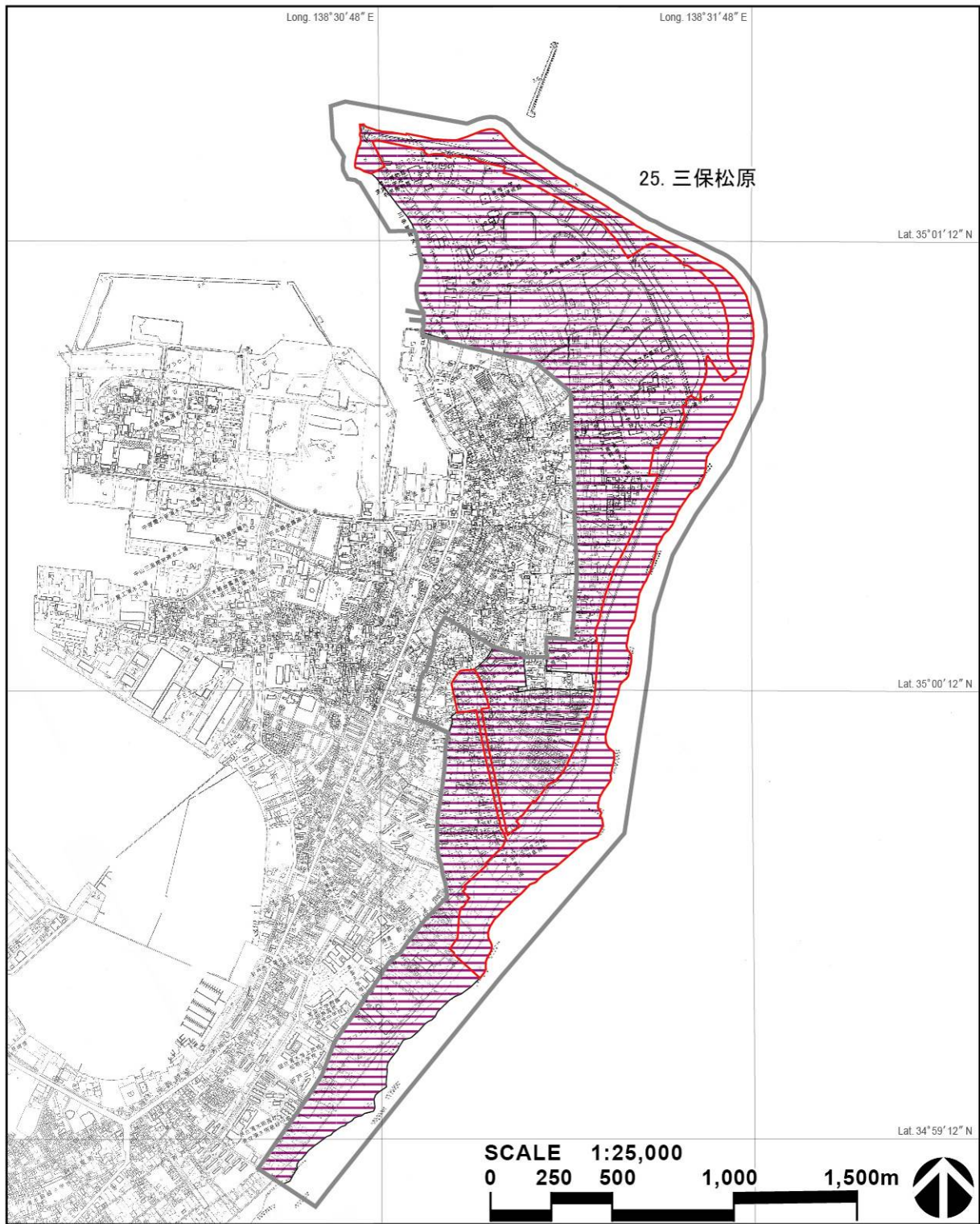
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法
- 自然公園法
- 国立公園特別地域（第2種特別地域）
 - 国立公園普通地域

図 55 白糸ノ滝の法規制図 1



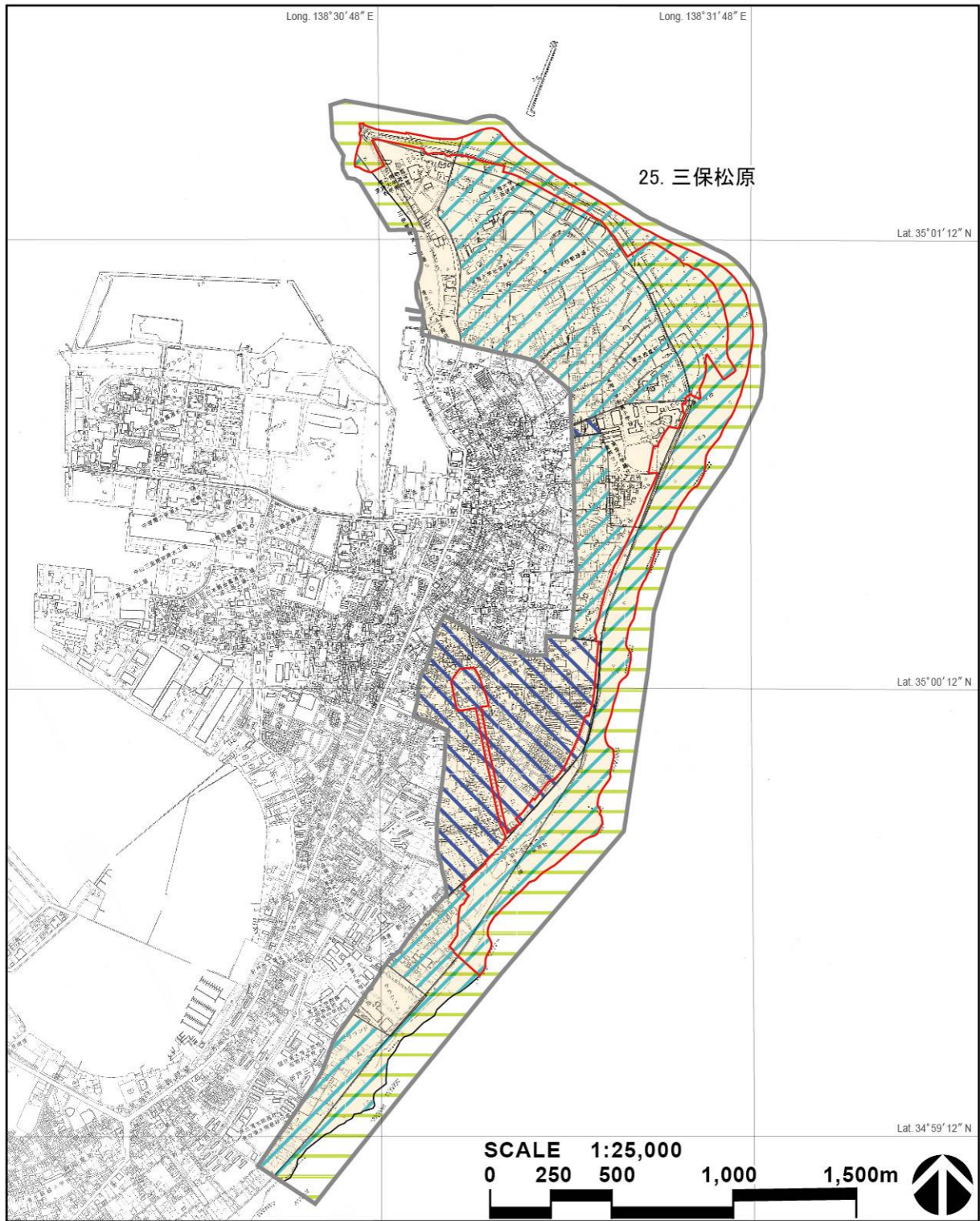
- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例（富士宮市富士山景観条例）
- 都市計画法
- 市街化調整区域
- 地方自治体の条例
- 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

図 56 白糸ノ滝の法規制図 2



- 凡例
- 資産範囲（構成資産）
 - 緩衝地帯
 - 文化財保護法

図 57 三保松原の法規制図 1



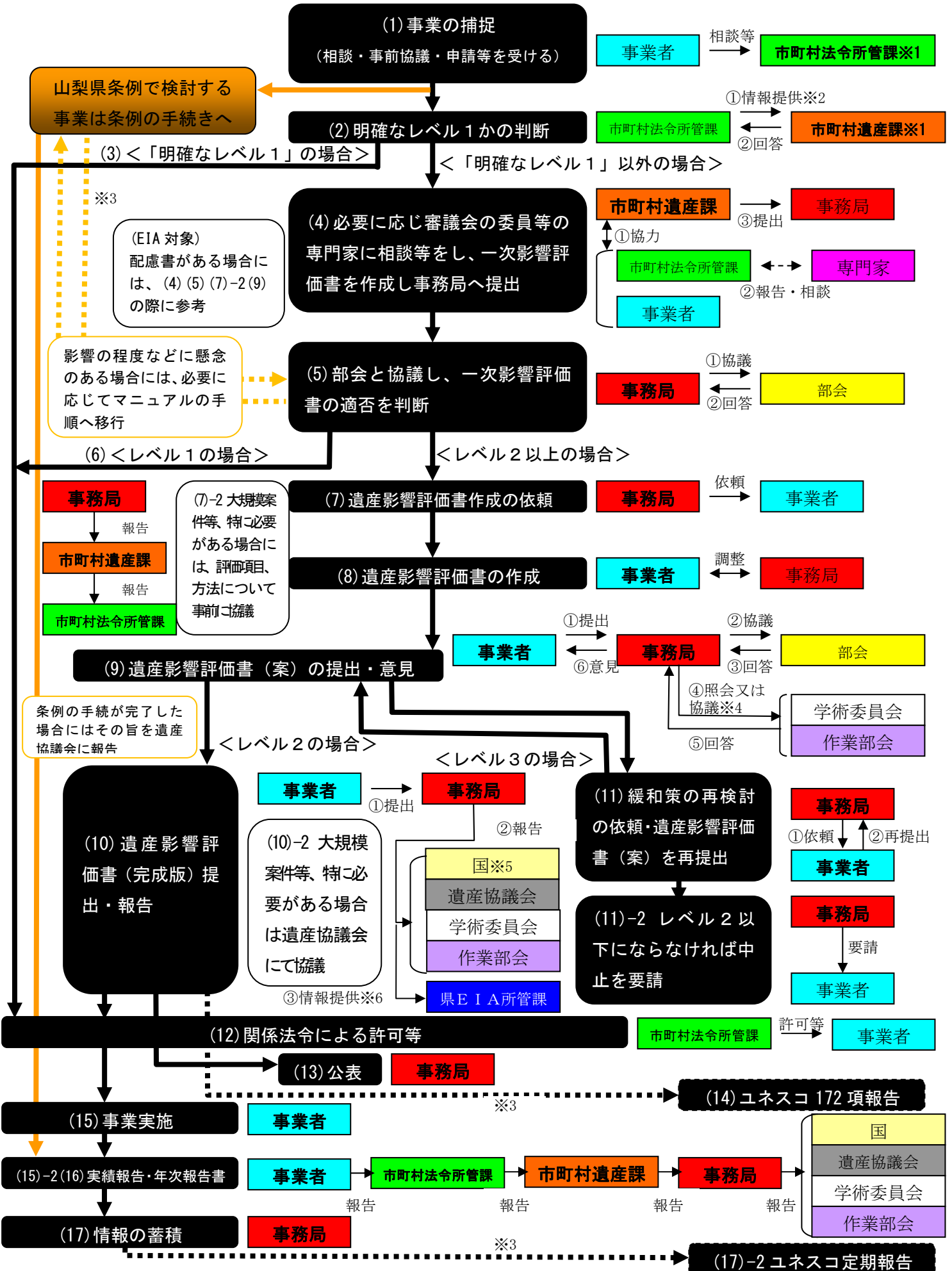
- 凡例
- 資産範囲 (構成資産)
 - 緩衝地帯
- 景観法
- 景観条例 (静岡市景観条例)
- 都市計画法
- 第1種低層住居専用地域
 - 市街化調整区域
- 海岸法
- 海岸保全区域

図 58 三保松原の法規制図 2

レベル1：影響なし
 レベル2：影響あるが許容範囲
 レベル3：許容を超える影響あり

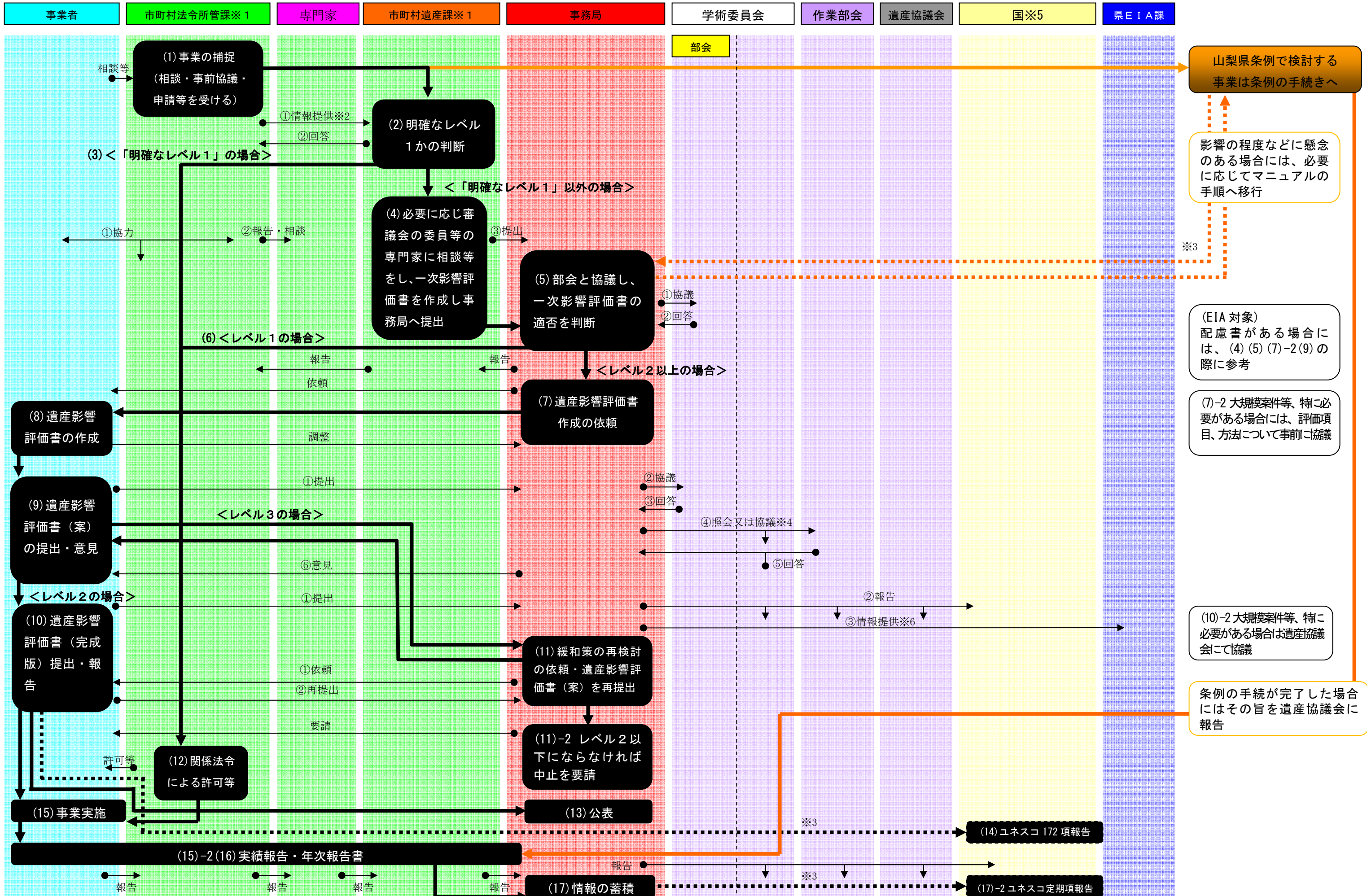
遺産影響評価実施フロー（過程順）

別紙6



※1 申請等の宛先が県の場合、県に読み替え ※2 ○数字は各過程の実施順序を表す(他の過程も同じ) ※3 破線は必要に応じて実施することを表す
 ※4 原則として照会。特に必要がある場合は協議 ※5 文化庁、環境省、林野庁 ※6 EIA対象事業のみ

レベル1：影響なし
 レベル2：影響あるが許容範囲
 レベル3：許容を超える影響あり



山梨県条例で検討する事業は条例の手続きへ

影響の程度などに懸念のある場合には、必要に応じてマニュアルの手順へ移行

(EIA対象) 配慮書がある場合には、(4)(5)(7)-2(9)の際に参考

(7)-2 大規模案件等、特に必要がある場合には、評価項目、方法について事前協議

(10)-2 大規模案件等、特に必要がある場合は遺産協議会にて協議

条例の手続が完了した場合にはその旨を遺産協議会に報告

(様式1)

事業概要書

年 月 日

所属名		担当者名		TEL	
事業名称					
事業概要					
関係法令等	<input type="checkbox"/> 文化財保護法 <input type="checkbox"/> 自然公園法 <input type="checkbox"/> 国有林野の管理経営に関する法律 <input type="checkbox"/> 景観条例 <input type="checkbox"/> 屋外広告物条例 <input type="checkbox"/> 山梨県風致地区条例 <input type="checkbox"/> 都市計画法 <input type="checkbox"/> 海岸法 <input type="checkbox"/> 富士吉田市富士山世界遺産条例 <input type="checkbox"/> 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 <input type="checkbox"/> 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続きに関する条例 <input type="checkbox"/> 御殿場市土地利用事業指導要綱 <input type="checkbox"/> 裾野市土地利用事業に関する指導要綱 <input type="checkbox"/> 小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱 <input type="checkbox"/> その他 ()				
計画予定地	<input type="checkbox"/> 構成資産内 資産名称:() <input type="checkbox"/> 緩衝地帯内 所在地:() <input type="checkbox"/> 緩衝地帯外(周辺) 所在地:()				
期間	法令等の許可等 年 月 日 希望 基本設計 開始: 年 月 日 完了: 年 月 日 実施設計 開始: 年 月 日 完了: 年 月 日 工事期間 着工: 年 月 日 完了: 年 月 日				
関係法令の適合	<input type="checkbox"/> 適(見込) <input type="checkbox"/> 不適(見込)				
添付書類	※位置図、平面図、立面図、現況写真、完成予想図など、添付する書類の名称を記入				

(様式2-2)

チェックリスト（緩衝地帯内及び緩衝地帯外（周辺））

年 月 日

所管課																																													
事業名																																													
事業予定地	<input type="checkbox"/> 緩衝地帯内 <input type="checkbox"/> 緩衝地帯外(周辺)																																												
近接する構成資産名																																													
構成資産からの距離	<input type="checkbox"/> 500m未満 <input type="checkbox"/> 500m以上～1km未満 <input type="checkbox"/> 1km以上～5km未満 <input type="checkbox"/> 5km以上～10km未満 <input type="checkbox"/> 10km以上～15km未満 <input type="checkbox"/> 15km以上																																												
資産への正負の影響 ※該当箇所すべてにチェック	<input type="checkbox"/> 直接的 <input type="checkbox"/> 間接的 <input type="checkbox"/> 永続的 <input type="checkbox"/> 一時的 <input type="checkbox"/> 視覚的 <input type="checkbox"/> 物理的 <input type="checkbox"/> 社会的・文化的 <input type="checkbox"/> 経済的																																												
定点観測地点からの視認	<p>●視認できる可能性がある観測地点</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 中ノ倉峠</td> <td><input type="checkbox"/> 花の都公園</td> <td><input type="checkbox"/> 精進湖</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 三保松原</td> <td><input type="checkbox"/> 富士スバルライン五合目</td> <td><input type="checkbox"/> 竜ヶ岳</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 吉田口六合目</td> <td><input type="checkbox"/> 御中道</td> <td><input type="checkbox"/> 富士浅間神社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 旧外川家住宅</td> <td><input type="checkbox"/> 富士スバルライン四合目</td> <td><input type="checkbox"/> 水ヶ塚公園</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 北口本宮富士浅間神社</td> <td><input type="checkbox"/> 足和田山</td> <td><input type="checkbox"/> 富士山資料館東側</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 富士山レーダードーム館</td> <td><input type="checkbox"/> 河口浅間神社</td> <td><input type="checkbox"/> 富士山本宮浅間大社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ミツ峠</td> <td><input type="checkbox"/> 天下茶屋</td> <td><input type="checkbox"/> 山宮浅間神社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 忍野八海</td> <td><input type="checkbox"/> 新道峠</td> <td><input type="checkbox"/> 田貫湖</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 山中湖(南岸駐車場)</td> <td><input type="checkbox"/> 河口湖(北岸大石公園)</td> <td><input type="checkbox"/> 富士山こどもの国駐車場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 山中湖(南岸旭日丘湖畔緑地公園)</td> <td><input type="checkbox"/> 富士御室浅間神社</td> <td><input type="checkbox"/> 須走口五合目</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 山中湖(北岸長池親水公園)</td> <td><input type="checkbox"/> 河口湖(南岸八木崎公園)</td> <td><input type="checkbox"/> 富士宮口五合目</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 三国山</td> <td><input type="checkbox"/> 西湖</td> <td><input type="checkbox"/> 白糸ノ滝</td> </tr> </table> <p>●見え方の予測</p> <table border="0"> <tr> <td>展望景観</td> <td><input type="checkbox"/> 大きい</td> <td><input type="checkbox"/> 小さい</td> <td><input type="checkbox"/> ほとんど見えない</td> </tr> <tr> <td>周辺景観</td> <td><input type="checkbox"/> 大きい</td> <td><input type="checkbox"/> 小さい</td> <td><input type="checkbox"/> ほとんど見えない</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 中ノ倉峠	<input type="checkbox"/> 花の都公園	<input type="checkbox"/> 精進湖	<input type="checkbox"/> 三保松原	<input type="checkbox"/> 富士スバルライン五合目	<input type="checkbox"/> 竜ヶ岳	<input type="checkbox"/> 吉田口六合目	<input type="checkbox"/> 御中道	<input type="checkbox"/> 富士浅間神社	<input type="checkbox"/> 旧外川家住宅	<input type="checkbox"/> 富士スバルライン四合目	<input type="checkbox"/> 水ヶ塚公園	<input type="checkbox"/> 北口本宮富士浅間神社	<input type="checkbox"/> 足和田山	<input type="checkbox"/> 富士山資料館東側	<input type="checkbox"/> 富士山レーダードーム館	<input type="checkbox"/> 河口浅間神社	<input type="checkbox"/> 富士山本宮浅間大社	<input type="checkbox"/> ミツ峠	<input type="checkbox"/> 天下茶屋	<input type="checkbox"/> 山宮浅間神社	<input type="checkbox"/> 忍野八海	<input type="checkbox"/> 新道峠	<input type="checkbox"/> 田貫湖	<input type="checkbox"/> 山中湖(南岸駐車場)	<input type="checkbox"/> 河口湖(北岸大石公園)	<input type="checkbox"/> 富士山こどもの国駐車場	<input type="checkbox"/> 山中湖(南岸旭日丘湖畔緑地公園)	<input type="checkbox"/> 富士御室浅間神社	<input type="checkbox"/> 須走口五合目	<input type="checkbox"/> 山中湖(北岸長池親水公園)	<input type="checkbox"/> 河口湖(南岸八木崎公園)	<input type="checkbox"/> 富士宮口五合目	<input type="checkbox"/> 三国山	<input type="checkbox"/> 西湖	<input type="checkbox"/> 白糸ノ滝	展望景観	<input type="checkbox"/> 大きい	<input type="checkbox"/> 小さい	<input type="checkbox"/> ほとんど見えない	周辺景観	<input type="checkbox"/> 大きい	<input type="checkbox"/> 小さい	<input type="checkbox"/> ほとんど見えない
<input type="checkbox"/> 中ノ倉峠	<input type="checkbox"/> 花の都公園	<input type="checkbox"/> 精進湖																																											
<input type="checkbox"/> 三保松原	<input type="checkbox"/> 富士スバルライン五合目	<input type="checkbox"/> 竜ヶ岳																																											
<input type="checkbox"/> 吉田口六合目	<input type="checkbox"/> 御中道	<input type="checkbox"/> 富士浅間神社																																											
<input type="checkbox"/> 旧外川家住宅	<input type="checkbox"/> 富士スバルライン四合目	<input type="checkbox"/> 水ヶ塚公園																																											
<input type="checkbox"/> 北口本宮富士浅間神社	<input type="checkbox"/> 足和田山	<input type="checkbox"/> 富士山資料館東側																																											
<input type="checkbox"/> 富士山レーダードーム館	<input type="checkbox"/> 河口浅間神社	<input type="checkbox"/> 富士山本宮浅間大社																																											
<input type="checkbox"/> ミツ峠	<input type="checkbox"/> 天下茶屋	<input type="checkbox"/> 山宮浅間神社																																											
<input type="checkbox"/> 忍野八海	<input type="checkbox"/> 新道峠	<input type="checkbox"/> 田貫湖																																											
<input type="checkbox"/> 山中湖(南岸駐車場)	<input type="checkbox"/> 河口湖(北岸大石公園)	<input type="checkbox"/> 富士山こどもの国駐車場																																											
<input type="checkbox"/> 山中湖(南岸旭日丘湖畔緑地公園)	<input type="checkbox"/> 富士御室浅間神社	<input type="checkbox"/> 須走口五合目																																											
<input type="checkbox"/> 山中湖(北岸長池親水公園)	<input type="checkbox"/> 河口湖(南岸八木崎公園)	<input type="checkbox"/> 富士宮口五合目																																											
<input type="checkbox"/> 三国山	<input type="checkbox"/> 西湖	<input type="checkbox"/> 白糸ノ滝																																											
展望景観	<input type="checkbox"/> 大きい	<input type="checkbox"/> 小さい	<input type="checkbox"/> ほとんど見えない																																										
周辺景観	<input type="checkbox"/> 大きい	<input type="checkbox"/> 小さい	<input type="checkbox"/> ほとんど見えない																																										
影響する属性 (attribute)	<input type="checkbox"/> 信仰の対象 <input type="checkbox"/> 芸術の源泉																																												
影響を受ける要素*1 (element)																																													
要素への影響の内容																																													
保存管理方針との適合*2	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																																												
影響レベル	<input type="checkbox"/> 「明確なレベル1」 <input type="checkbox"/> 「明確なレベル1」以外																																												
判断理由																																													
特記事項																																													

*1 別紙2 OUVの属性ごとの構成資産・構成要素の区分及び要素の特定から転記。

*2 別紙3 OUVの属性、要素のグループ／要素ごとの保存管理(方向性・方法・関係法令)と照合

一次影響評価書

市町村		担当課	
担当者		電話番号	
メールアドレス			

1 事業名

2 事業の概要

3 事業の背景・必要性

4 事業の内容

(1) 事業計画地

該当に○	区分	構成資産名※	構成資産からの距離
	構成資産		—
	緩衝地帯		
	緩衝地帯外(周辺)		

※緩衝地帯、緩衝地帯外(周辺)については近接する構成資産を記入

(2) 現況写真

(3) 工事等の内容

(4) スケジュール

(5) 完成予想図

5 事業における配慮の内容

6 関係する属性

該当に○	区分
	信仰の対象
	芸術の源泉

7 関係する要素(別紙2より転記)

8 顕著な普遍的価値への正負の影響の内容

(1) 視覚的影響

(2) 物理的影響

(3) その他の影響

9 定点観測地点からの視認

区分		内容
視認できる可能性がある観測地点		
見え方の予測	展望景観	大きい・小さい・ほとんど見えない
	周辺景観	大きい・小さい・ほとんど見えない

※展望景観＝展望地点から富士山への展望景観、周辺景観＝展望地点周辺の景観

10 保存管理方針との適合（別紙3と照合）

該当に○	区分
	適
	不適

11 外部専門家への意見聴取実施の有無

該当に○	区分
	有
	無

(有の場合、その意見の内容)

12 結論

該当に○	区分
	レベル1
	レベル2
	レベル3

(レベル判定の理由)

レベル1の例（イメージ）

＜例1＞

区 分	内 容	
事業概要	公園・歩経路の整備	
区分※	構成資産・緩衝地帯	
関係法令	文化財保護法、自然公園法	
主な改編・規模	公園・歩経路を新たに整備する。公園は、移転した売店跡地における整備であり、富士山方向への景観も改善する。 ・公園整備：面積約 300 m ² ・歩経路整備：延長約 100m ・転落防止柵：延長約 100m	
施工上の配慮	歩経路は土系舗装で周囲との調和に配慮	
定点観測地点 からの視認	展望景観	視認できない。
	周辺景観	改善される。

＜例2＞

区 分	内 容	
事業概要	標識の整備	
区分※	構成資産	
関係法令	文化財保護法、自然公園法	
主な改編・規模	新規：高さ 1.9m、幅 1.7m程度の標識を 6 基新たに設置 改修：2 基の標識を盤面のみ改修	
施工上の配慮	・樹木の伐採や草木類の除去はできるだけ避けること ・富士山における標識類総合ガイドラインを参考にすること	
定点観測地点 からの視認	展望景観	視認できない。
	周辺景観	改善される。

※区分＝「構成資産」、「緩衝地帯」、「緩衝地帯外（周辺）」の別